

# 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

---

---

2011年10月29日

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

# 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

改正前	改正後 (黒いフォントは改正内容)
第1編 総則	第1編 総則
第1章 任務、適用範囲及び基本原則	第1章 任務、適用範囲及び基本原則
<p>第1条</p> <p>中華人民共和国民事訴訟法は、憲法を根拠とし、我が国の民事裁判の経験及び実情を結合して制定する。</p>	<p>第1条</p> <p>中華人民共和国民事訴訟法は、憲法を根拠とし、我が国の民事裁判の経験及び実情を結合して制定する。</p>
<p>第2条</p> <p>中華人民共和国民事訴訟法の任務は、当事者が訴訟上の権利を行使することを保護し、人民法院が事実を調査の上明らかにし、是非を明白にし、法律を正しく適用し、速やかに民事事件を審理し、民事上の権利義務関係を確認し、民事上の違法行為を制裁し、当事者の適法な権益を保護し、公民が自覚をもって法律を遵守するよう教育し、社会秩序及び経済秩序を維持保護し、社会主義建設事業の順調な進行を保障することである。</p>	<p>第2条</p> <p>中華人民共和国民事訴訟法の任務は、当事者が訴訟上の権利を行使することを保護し、人民法院が事実を調査の上明らかにし、是非を明白にし、法律を正しく適用し、速やかに民事事件を審理し、民事上の権利義務関係を確認し、民事上の違法行為を制裁し、当事者の適法な権益を保護し、公民が自覚をもって法律を遵守するよう教育し、社会秩序及び経済秩序を維持保護し、社会主義建設事業の順調な進行を保障することである。</p>
<p>第3条</p> <p>人民法院は、公民相互間、法人相互間、その他の組織相互間及びこれらのもの相互間の財産関係及び身分関係により提起される民事訴訟を受理し、本法の規定を適用する。</p>	<p>第3条</p> <p>人民法院は、公民相互間、法人相互間、その他の組織相互間及びこれらのもの相互間の財産関係及び身分関係により提起される民事訴訟を受理し、本法の規定を適用する。</p>
<p>第4条</p> <p>中華人民共和国の領域内で民事訴訟を行う場合には、全て本法を遵守しなければならない。</p>	<p>第4条</p> <p>中華人民共和国の領域内で民事訴訟を行う場合には、全て本法を遵守しなければならない。</p>
<p>第5条</p> <p>外国人、無国籍者、外国企業及び組織が人民法院において訴訟を提起し、又は応訴する場合には、中華人民共和国の公民、法人及びその他の組織と同等の訴訟上の権利義務を有する。</p> <p>外国の裁判所が中華人民共和国の公民、法人及びその他の組織の民事訴訟上の権利に対して制限を加えている場合には、中華人民共和国の人民法院は、当該国の公民、企業及び組織の民事訴訟上の権利について対等</p>	<p>第5条</p> <p>外国人、無国籍者、外国企業及び組織が人民法院において訴訟を提起し、又は応訴する場合には、中華人民共和国の公民、法人及びその他の組織と同等の訴訟上の権利義務を有する。</p> <p>外国の裁判所が中華人民共和国の公民、法人及びその他の組織の民事訴訟上の権利に対して制限を加えている場合には、中華人民共和国の人民法院は、当該国の公民、企業及び組織の民事訴訟上の権利について対等の原則</p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

の原則を実行する。	を実行する。
<p>第6 条 民事事件の裁判権は、人民法院が行使する。 人民法院は、法律の規定に従い、民事事件について独立して裁判を行い、行政機関、社会团体及び個人の干渉を受けない。</p>	<p>第6 条 民事事件の裁判権は、人民法院が行使する。 人民法院は、法律の規定に従い、民事事件について独立して裁判を行い、行政機関、社会团体及び個人の干渉を受けない。</p>
<p>第7 条 人民法院が民事事件を審理する場合には、事実を根拠とし、かつ法律に準拠しなければならない。</p>	<p>第7 条 人民法院が民事事件を審理する場合には、事実を根拠とし、かつ法律に準拠しなければならない。</p>
<p>第8 条 民事訴訟の当事者は、平等の訴訟上の権利を有する。人民法院が民事事件を審理する場合には、当事者が訴訟上の権利を行使することを保障し、便宜を与え、かつ当事者に対する法律の適用においては、一律に平等でなければならない。</p>	<p>第8 条 民事訴訟の当事者は、平等の訴訟上の権利を有する。人民法院が民事事件を審理する場合には、当事者が訴訟上の権利を行使することを保障し、便宜を与え、かつ当事者に対する法律の適用においては、一律に平等でなければならない。</p>
<p>第9 条 人民法院が民事事件を審理する場合には、自由意思及び適法という原則に基づいて調解を行わなければならない。調解が成立しなかった場合には、速やかに判決しなければならない。</p>	<p>第9 条 人民法院が民事事件を審理する場合には、自由意思及び適法という原則に基づいて調解を行わなければならない。調解が成立しなかった場合には、速やかに判決しなければならない。</p>
<p>第10 条 人民法院が民事事件を審理する場合には、法律の規定により合議、忌避、公開裁判と二審終審制度を実行する。</p>	<p>第10 条 人民法院が民事事件を審理する場合には、法律の規定により合議、忌避、公開裁判と二審終審制度を実行する。</p>
<p>第11 条 各民族の公民は、全て当該民族の言語及び文字を用いて民事訴訟を行う権利を有する。 少数民族が集合して居住し、又は多民族が共同して居住する地区においては、人民法院は、当該地の民族に通用する言語及び文字を用いて審理を行い、かつ法律文書を公布しなければならない。 人民法院は、当該地の民族に通用する言語及び文字に通じない訴訟参加人に対しては、通訳を付けなければならない。</p>	<p>第11 条 各民族の公民は、全て当該民族の言語及び文字を用いて民事訴訟を行う権利を有する。 少数民族が集合して居住し、又は多民族が共同して居住する地区においては、人民法院は、当該地の民族に通用する言語及び文字を用いて審理を行い、かつ法律文書を公布しなければならない。 人民法院は、当該地の民族に通用する言語及び文字に通じない訴訟参加人に対しては、通訳を付けなければならない。</p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>第12条                  人民法院が民事事件を審理する場合には、当事者は弁論を行う権利を有する。</p>	<p>第12条                  人民法院が民事事件を審理する場合には、当事者は弁論を行う権利を有する。</p>
<p>第13条                  当事者は、法律に定める範囲において、自己の民事上の権利及び訴訟上の権利を処分する権利を有する。</p>	<p>第13条                  当事者は、法律に定める範囲において、自己の民事上の権利及び訴訟上の権利を処分する権利を有する。</p>
<p>第14条                  人民検察院は、民事裁判活動に対して法的監督を行う権限を有する。</p>	<p>第14条                  人民検察院は<b>検察建議、控訴により</b>民事裁判活動に対して法的監督を行う権限を有する。</p>
<p>第15条                  機関、社会团体又は企業・事業単位は、国、集団又は個人の民事上の權益に損害を与えた行為に対し、損害を受けた単位又は個人が、人民法院に対して訴訟を提起することを支持することができる。</p>	<p>第15条                  機関、社会团体又は企業・事業単位は、国、集団又は個人の民事上の權益に損害を与えた行為に対し、損害を受けた単位又は個人が、人民法院に対して訴訟を提起することを支持することができる。</p>
<p>第16条                  人民調解委員会は、基層人民政府及び基層人民法院の指導の下に、民間の紛争を調解する大衆組織である。                  人民調解委員会は、法律の規定により、自由意思の原則に基づいて、調解を行う。当事者は、調解により成立した合意を履行しなければならない。調解を望まず、調解が成立せず、又は調解に意を翻した場合には、人民法院に対して訴訟を提起することができる。                  人民調解委員会が民間の紛争を調解する場合に、法律に違反したときは、人民法院は、これを是正しなければならない。</p>	
<p>第17条                  民族自治地方の人民代表大会は、憲法及び本法の原則に基づき、当該地の民族の具体的状況を考慮し、変更又は補充の規定を制定することができる。自治区の規定は、全国人民代表大会常務委員会に承認を求めものとする。自治州、自治県の規定は、省又は自治区の人民代表大会常務委員会に承認を求め、かつ全国人民代表大会常務委員会に届け出る。</p>	<p>第16条                  民族自治地方の人民代表大会は、憲法及び本法の原則に基づき、当該地の民族の具体的状況を考慮し、変更又は補充の規定を制定することができる。自治区の規定は、全国人民代表大会常務委員会に承認を求めものとする。自治州、自治県の規定は、省又は自治区の人民代表大会常務委員会に承認を求め、かつ全国人民代表大会常務委員会に届け出る。</p>
<p>第2章 管轄</p>	<p>第2章 管轄</p>
<p>第1節 審級管轄</p>	<p>第1節 審級管轄</p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>第18条 基層人民法院は、第一審の民事事件を管轄する。但し、本法に別段の定めがある場合を除く。</p>	<p>第17条 基層人民法院は、第一審の民事事件を管轄する。但し、本法に別段の定めがある場合を除く。</p>
<p>第19条 中級人民法院は次の各号に掲げる第一審の民事事件を管轄する。 (1)重大な涉外事件 (2)当該管轄区内において重大な影響を及ぼす事件 (3)最高人民法院が中級人民法院の管轄によることと確定した事件</p>	<p>第18条 中級人民法院は次の各号に掲げる第一審の民事事件を管轄する。 (1)重大な涉外事件 (2)当該管轄区内において重大な影響を及ぼす事件 (3)最高人民法院が中級人民法院の管轄によることと確定した事件</p>
<p>第20条 高級人民法院は、当該管轄区内において重大な影響を及ぼす第一審の民事事件を管轄する。</p>	<p>第19条 高級人民法院は、当該管轄区内において重大な影響を及ぼす第一審の民事事件を管轄する。</p>
<p>第21条 最高人民法院は、次の各号に掲げる第一審の民事事件を管轄する。 (1)全国的に重大な影響を及ぼす事件 (2)最高人民法院が自ら審理すべきであると認定した事件</p>	<p>第20条 最高人民法院は、次の各号に掲げる第一審の民事事件を管轄する。 (1)全国的に重大な影響を及ぼす事件 (2)最高人民法院が自ら審理すべきであると認定した事件</p>
<p>第2節 地域管轄</p>	<p>第2節 地域管轄</p>
<p>第22条 公民に対して提起される民事訴訟は、被告の住所地の人民法院が管轄する。被告の住所地と經常的居住地が一致しない場合には、經常的居住地の人民法院が管轄する。</p> <p>法人又はその他の組織に対して提起された民事訴訟は、被告の住所地の人民法院が管轄する。</p> <p>同一の訴訟の複数の被告の住所地又は經常的居住地が2つ以上の人民法院の管轄区にある場合には、当該各人民法院は、全て管轄権を有する。</p>	<p>第21条 公民に対して提起される民事訴訟は、被告の住所地の人民法院が管轄する。被告の住所地と經常的居住地が一致しない場合には、經常的居住地の人民法院が管轄する。</p> <p>法人又はその他の組織に対して提起された民事訴訟は、被告の住所地の人民法院が管轄する。</p> <p>同一の訴訟の複数の被告の住所地又は經常的居住地が2つ以上の人民法院の管轄区にある場合には、当該各人民法院は、全て管轄権を有する。</p>
<p>第23条 次の各号に掲げる民事訴訟は、原告の住所地の人民法院が管轄する。原告の住所地と經常的居住地とが一致しない場合には、原告の經常的居住地の人民法院が管轄する。 (1)中華人民共和国の領域内に居住していない</p>	<p>第22条 次の各号に掲げる民事訴訟は、原告の住所地の人民法院が管轄する。原告の住所地と經常的居住地とが一致しない場合には、原告の經常的居住地の人民法院が管轄する。 (1)中華人民共和国の領域内に居住していない</p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>い者に対して提起される身分関係に関する訴訟                  (2)行方が不明であり、又は失踪を宣告された者に対して提起される身分関係に関する訴訟                  (3)労働教育を受けている者に対して提起される訴訟                  (4)服役中の者に対して提起される訴訟</p>	<p>者に対して提起される身分関係に関する訴訟                  (2)行方が不明であり、又は失踪を宣告された者に対して提起される身分関係に関する訴訟                  (3)労働教育を受けている者に対して提起される訴訟                  (4)服役中の者に対して提起される訴訟</p>
<p>第24条                  契約紛争について提起される訴訟は、被告の住所地又は契約履行地の人民法院が管轄する。</p>	<p>第23条                  契約紛争について提起される訴訟は、被告の住所地又は契約履行地の人民法院が管轄する。</p>
<p>第25条                  契約の当事者双方は、書面による契約において被告の住所地、契約履行地、契約締結地、原告の住所地、目的物の所在地の人民法院の管轄を協議して選択することができる。但し、本法の審級管轄及び専属管轄についての規定に違反してはならない。                  (本条の内容は改正版の第34条に記載)</p>	
<p>第26条                  保険契約に係る紛争について提起される訴訟は、被告の住所地又は保険目的物の所在地の人民法院が管轄する。</p>	<p>第24条                  保険契約に係る紛争について提起される訴訟は、被告の住所地又は保険目的物の所在地の人民法院が管轄する。</p>
<p>第27条                  手形に係わる紛争について提起される訴訟は、手形支払地又は被告の住所地の人民法院が管轄する。</p>	<p>第25条                  手形に係わる紛争について提起される訴訟は、手形支払地又は被告の住所地の人民法院が管轄する。</p>
	<p><b>第26条</b>  <b>会社設立、解散等の紛争で提起された訴訟は、当会社所在地の人民法院が管轄する。</b></p>
<p>第28条                  鉄道運送、道路運送、水上運送、航空運送及び連絡運送契約に係る紛争について提起される訴訟は、運送の開始地、目的地又は被告の住所地の人民法院が管轄する。</p>	<p>第27条                  鉄道運送、道路運送、水上運送、航空運送及び連絡運送契約に係る紛争について提起される訴訟は、運送の開始地、目的地又は被告の住所地の人民法院が管轄する。</p>
<p>第29条                  不法行為について提起される訴訟は、不法行為の実施地又は被告の住所地の人民法院が管轄する。</p>	<p>第28条                  不法行為について提起される訴訟は、不法行為の実施地又は被告の住所地の人民法院が管轄する。</p>
<p>第30条                  鉄道事故、道路事故、水上事故及び航空事</p>	<p>第29条                  鉄道事故、道路事故、水上事故及び航空事</p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>故の損害賠償請求について提起される訴訟は、事故発生地、又は車両、船舶が最初に到達する場所、航空機が最初に降下する場所又は被告の住所地の人民法院が管轄する。</p>	<p>故の損害賠償請求について提起される訴訟は、事故発生地、又は車両、船舶が最初に到達する場所、航空機が最初に降下する場所又は被告の住所地の人民法院が管轄する。</p>
<p><b>第31 条</b> 船舶の衝突その他の海事損害事故の損害賠償請求について提起される訴訟は、衝突発生地、衝突船舶が最初に到達する場所、加害船舶が差し押さえられる場所、又は被告の住所地の人民法院が管轄する。</p>	<p><b>第30 条</b> 船舶の衝突その他の海事損害事故の損害賠償請求について提起される訴訟は、衝突発生地、衝突船舶が最初に到達する場所、加害船舶が差し押さえられる場所、又は被告の住所地の人民法院が管轄する。</p>
<p><b>第32 条</b> 海難救助費用について提起される訴訟は、救助地、又は被救助船舶が最初に到達する場所の人民法院が管轄する。</p>	<p><b>第31 条</b> 海難救助費用について提起される訴訟は、救助地、又は被救助船舶が最初に到達する場所の人民法院が管轄する。</p>
<p><b>第33 条</b> 共同海損について提起される訴訟は、船舶が最初に到達する場所、共同海損清算の場所又は航程終了地の人民法院が管轄する。</p>	<p><b>第32 条</b> 共同海損について提起される訴訟は、船舶が最初に到達する場所、共同海損清算の場所又は航程終了地の人民法院が管轄する。</p>
<p><b>第34 条</b> 次の各号に掲げる事件は、本条に規定する人民法院の専属管轄とする。 (1) 不動産に係る紛争について提起される訴訟は、不動産所在地の人民法院が管轄する。 (2) 港湾作業中において発生した紛争について提起される訴訟は、港湾所在地の人民法院が管轄する。 (3) 相続財産に係る紛争について提起される訴訟は、被相続人の死亡時の住所地又は主要な遺産の所在地の人民法院が管轄する。</p>	<p><b>第33 条</b> 次の各号に掲げる事件は、本条に規定する人民法院の専属管轄とする。 (1) 不動産に係る紛争について提起される訴訟は、不動産所在地の人民法院が管轄する。 (2) 港湾作業中において発生した紛争について提起される訴訟は、港湾所在地の人民法院が管轄する。 (3) 相続財産に係る紛争について提起される訴訟は、被相続人の死亡時の住所地又は主要な遺産の所在地の人民法院が管轄する。</p>
	<p><b>第34 条</b> <u>契約又はその他財産権に関する紛争の当事者双方は、書面による契約において被告の住所地、契約履行地、契約締結地、原告の住所地、目的物の所在地等の人民法院が管轄することを協議して選択することができる。但し、本法の審級管轄及び専属管轄についての規定に違反してはならない。</u></p>
<p><b>第35 条</b> 2 つ以上の人民法院が共に管轄権を有する訴訟については、原告は、その中の1 つの人民法院に対し訴訟を提起することができる。</p>	<p><b>第35 条</b> 2 つ以上の人民法院が共に管轄権を有する訴訟については、原告は、その中の1 つの人民法院に対し訴訟を提起することができる。原</p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>原告が2 つ以上の管轄権を有する人民法院に対して訴訟を提起した場合には、最初に立件した人民法院が管轄する。</p>	<p>原告が2 つ以上の管轄権を有する人民法院に対して訴訟を提起した場合には、最初に立件した人民法院が管轄する。</p>
<p>第3 節 移送管轄及び指定管轄</p>	<p>第3 節 移送管轄及び指定管轄</p>
<p><b>第36 条</b>                  人民法院は、受理した事件がその人民法院の管轄に属するものでないことを発見した場合には、管轄権を有する人民法院に移送しなければならず、移送を受けた人民法院は受理しなければならない。                  移送を受けた人民法院が、移送を受けた事件が規定によりその人民法院の管轄に属するものでないと認めた場合には、上級の人民法院に管轄の指定を申請しなければならず、自ら重ねて移送してはならない。</p>	<p><b>第36 条</b>                  人民法院は、受理した事件がその人民法院の管轄に属するものでないことを発見した場合には、管轄権を有する人民法院に移送しなければならず、移送を受けた人民法院は受理しなければならない。                  移送を受けた人民法院が、移送を受けた事件が規定によりその人民法院の管轄に属するものでないと認めた場合には、上級の人民法院に管轄の指定を申請しなければならず、自ら重ねて移送してはならない。</p>
<p><b>第37 条</b>                  管轄権を有する人民法院が、特別の事由によって、管轄権を行使することができない場合には、上級の人民法院が管轄を指定する。                  人民法院相互間において、管轄権に起因して紛争が発生した場合には、紛争の当事者双方が協議して解決する。協議により解決することができない場合には、それらに共通する上級の人民法院に管轄の指定を申請する。</p>	<p><b>第37 条</b>                  管轄権を有する人民法院が、特別の事由によって、管轄権を行使することができない場合には、上級の人民法院が管轄を指定する。                  人民法院相互間において、管轄権に起因して紛争が発生した場合には、紛争の当事者双方が協議して解決する。協議により解決することができない場合には、それらに共通する上級の人民法院に管轄の指定を申請する。</p>
<p><b>第38 条</b>                  人民法院が事件を受理した後に、当事者が、管轄権について異議を有する場合には、答弁書を提出する期間内に異議を提出しなければならない。人民法院は、当事者が提出した異議について、審査しなければならない。異議が成立する場合には管轄権を有する人民法院に事件を移送する旨を裁定し、異議が成立しない場合には却下する旨を裁定する。                  （本条の内容は改正版の第 126 条に記載）</p>	
<p><b>第39 条</b>                  上級の人民法院は、下級の人民法院が管轄する第一審の民事事件を審理する権限を有し、また当該人民法院が管轄する第一審民事事件を下級人民法院に委ねて審理させることもできる。                  下級の人民法院は、その人民法院が管轄する第一審の民事事件について、上級の人民</p>	<p><b>第38 条</b>                  上級の人民法院は、下級の人民法院が管轄する第一審の民事事件を審理する権限を有する。                  下級の人民法院は、その人民法院が管轄する第一審の民事事件について、上級の人民法院の審理が必要であると認める場合には、上級の人民法院に審理を申請することができる。</p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>法院の審理が必要であると認める場合には、上級の人民法院に審理を申請することができる。</p>	
第3章 裁判組織	第3章 裁判組織
<p><b>第40条</b>                  人民法院が第一審の民事事件を審理する場合には、裁判官及び陪審員が共同して合議廷を構成し、又は裁判官により合議廷を構成する。合議廷の構成員数は、奇数でなければならない。</p> <p>簡易手続による審理が適用される民事事件は、1名の裁判官が単独で審理を担当する。</p> <p>陪審員が陪審の職務を執行するときは、裁判官と同等の権利及び義務を有する。</p>	<p><b>第39条</b>                  人民法院が第一審の民事事件を審理する場合には、裁判官及び陪審員が共同して合議廷を構成し、又は裁判官により合議廷を構成する。合議廷の構成員数は、奇数でなければならない。</p> <p>簡易手続による審理が適用される民事事件は、1名の裁判官が単独で審理を担当する。</p> <p>陪審員が陪審の職務を執行するときは、裁判官と同等の権利及び義務を有する。</p>
<p><b>第41条</b>                  人民法院が第二審の民事事件を審理する場合には、裁判官により合議廷を構成する。合議廷の構成人数は、奇数でなければならない。</p> <p>差し戻された事件については、原審人民法院は、第一審手続に従って、別に合議廷を構成しなければならない。</p>	<p><b>第40条</b>                  人民法院が第二審の民事事件を審理する場合には、裁判官により合議廷を構成する。合議廷の構成人数は、奇数でなければならない。</p> <p>差し戻された事件については、原審人民法院は、第一審手続に従って、別に合議廷を構成しなければならない。</p>
<p>再審事件を審理する場合において、元来が第一審であった場合には、第一審の手続に従って、別に合議廷を構成する。元来が第二審であった場合又は上級の人民法院が下級人民法院の事件を自ら審理した場合には、第二審手続に従って、別に合議廷を構成する。</p>	<p>再審事件を審理する場合において、元来が第一審であった場合には、第一審の手続に従って、別に合議廷を構成する。元来が第二審であった場合又は上級の人民法院が下級人民法院の事件を自ら審理した場合には、第二審手続に従って、別に合議廷を構成する。</p>
<p><b>第42条</b>                  合議廷の裁判長は、院長又は廷長が1名の裁判官を指名して担当させる。院長又は廷長が裁判に参加する場合には、院長又は廷長がこれを担当する。</p>	<p><b>第41条</b>                  合議廷の裁判長は、院長又は廷長が1名の裁判官を指名して担当させる。院長又は廷長が裁判に参加する場合には、院長又は廷長がこれを担当する。</p>
<p><b>第43条</b>                  合議廷が事件を評議する場合には、少数が多数に従う原則を実行する。評議については、記録を作成し、合議廷の構成員が署名しなければならない。評議における異なった意見は、事実に従って記録に記入しなければならない。</p>	<p><b>第42条</b>                  合議廷が事件を評議する場合には、少数が多数に従う原則を実行する。評議については、記録を作成し、合議廷の構成員が署名しなければならない。評議における異なった意見は、事実に従って記録に記入しなければならない。</p>
<p><b>第44条</b></p>	<p><b>第43条</b></p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>裁判人員は、法により、公平に事件を取り扱わなければならない。</p> <p>裁判人員は、当事者及びその訴訟代理人の接待を受け、又は謝礼を受け取ってはならない。</p> <p>裁判人員に汚職・収賄行為、私利を図る行為又は法を曲げて裁判をする行為のある場合には、法的責任を追及しなければならない。犯罪を構成する場合には、法に従い刑事責任を追及する。</p>	<p>裁判人員は、法により、公平に事件を取り扱わなければならない。</p> <p>裁判人員は、当事者及びその訴訟代理人の接待を受け、又は謝礼を受け取ってはならない。</p> <p>裁判人員に汚職・収賄行為、私利を図る行為又は法を曲げて裁判をする行為のある場合には、法的責任を追及しなければならない。犯罪を構成する場合には、法に従い刑事責任を追及する。</p>
第4章 忌避	第4章 忌避
<p>第45条</p> <p>裁判人員は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、自ら回避しなければならない。当事者は、口頭又は書面により、当該裁判人員の忌避を申し立てる権利を有する。</p> <p>(1)事件の当事者であり、又は当事者もしくは訴訟代理人の近親者であるとき</p> <p>(2)事件と利害関係を有するとき</p> <p>(3)事件の当事者とその他の関係を有し、事件の公正な審理に影響を及ぼす恐れのあるとき</p> <p>前項の規定は、書記、通訳、鑑定人及び検証人に適用する。</p>	<p><b>第44条</b></p> <p>裁判人員は次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、<b>自ら回避すべきだ</b>。当事者は、口頭又は書面により、当該裁判人員の忌避を申立てる権利を有する。</p> <p>(1)事件の当事者であり、又は当事者もしくは訴訟代理人の近親者であるとき。</p> <p>(2)事件と利害関係を有するとき。</p> <p>(3)事件の当事者、<b>訴訟代理人</b>とその他の関係を有し、事件の公正な審理に影響を及ぼす恐れのあるとき。</p> <p><b>(4)裁判人員は規定に違反して当事者、訴訟代理人に面会し、当事者、訴訟代理人からの招待、贈り物を受け入れ、又は汚職・収賄行為、私利を図る行為、法を曲げた裁判行為があるとき。</b></p> <p>前項の規定は、書記、通訳、鑑定人及び検証人に適用する。</p>
<p>第46条</p> <p>当事者が忌避の申立を提出する場合には、理由を説明し、事件につき審理が開始される時に提出しなければならない。事件の審理が開始された後に忌避事由を知った場合には、法廷における弁論が終結する前に提出することができる。</p> <p>忌避を申し立てられた者は、人民法院が忌避させるかどうかを決定するまで、当該事件の業務への関与を暫定的に停止しなければならない。但し、事件が緊急措置を行う必要がある場合はこの限りではない。</p>	<p>第45条</p> <p>当事者が忌避の申立を提出する場合には、理由を説明し、事件につき審理が開始される時に提出しなければならない。事件の審理が開始された後に忌避事由を知った場合には、法廷における弁論が終結する前に提出することができる。</p> <p>忌避を申し立てられた者は、人民法院が忌避させるかどうかを決定するまで、当該事件の業務への関与を暫定的に停止しなければならない。但し、事件が緊急措置を行う必要がある場合はこの限りではない。</p>
第47条	第46条

## 「中華人民共和國民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>院長が裁判長を担当する場合における忌避は、審判委員会が決定する。裁判人員の忌避は、院長が決定する。その他の人員の忌避は、裁判長が決定する。</p>	<p>院長が裁判長を担当する場合における忌避は、審判委員会が決定する。裁判人員の忌避は、院長が決定する。その他の人員の忌避は、裁判長が決定する。</p>
<p>第48条                  人民法院は、当事者の提出した忌避申立に対して、申立の提出された3日以内に、口頭又は書面により決定を下さなければならない。申請人が決定に対して不服がある場合には、決定を受け取る時に、不服審査を1回申し立てることができる。不服審査期間においては、忌避を申し立てられた者は、その事件の業務への関与を停止しない。人民法院は、不服申立について、3日以内に不服審査決定を下し、かつ不服審査申立人に通知しなければならない。</p>	<p>第47条                  人民法院は、当事者の提出した忌避申立に対して、申立の提出された3日以内に、口頭又は書面により決定を下さなければならない。申請人が決定に対して不服がある場合には、決定を受け取る時に、不服審査を1回申し立てることができる。不服審査期間においては、忌避を申し立てられた者は、その事件の業務への関与を停止しない。人民法院は、不服申立について、3日以内に不服審査決定を下し、かつ不服審査申立人に通知しなければならない。</p>
<p>第5章 訴訟参加人</p>	<p>第5章 訴訟参加人</p>
<p>第1節 当事者</p>	<p>第1節 当事者</p>
<p>第49条                  公民、法人及びその他の組織は、民事訴訟の当事者となることができる。                  法人は、その法定代表者が訴訟を行う。その他の組織は、その主たる責任者が訴訟を行う。</p>	<p>第48条                  公民、法人及びその他の組織は、民事訴訟の当事者となることができる。                  法人は、その法定代表者が訴訟を行う。その他の組織は、その主たる責任者が訴訟を行う。</p>
<p>第50条                  当事者は、代理人に委任して、忌避申立を提出し、証拠を収集し、提供し、弁論を行い、調解を請求し、上訴を提起し、かつ執行を申し立てる権利を有する。                  当事者は、事件に関する資料を調査し、閲覧し、かつ事件に関する資料及び法律文書を複製することができる。事件に関する資料を調査し、閲覧し、並びに複製する範囲と規則は、最高人民法院が定める。                  当事者は、法により訴訟上の権利を行使し、訴訟にかかわる秩序を遵守し、法的効力の生じた判決書、裁定書及び調解書を履行しなければならない。</p>	<p>第49条                  当事者は、代理人に委任して、忌避申立を提出し、証拠を収集し、提供し、弁論を行い、調解を請求し、上訴を提起し、かつ執行を申し立てる権利を有する。                  当事者は、事件に関する資料を調査し、閲覧し、かつ事件に関する資料及び法律文書を複製することができる。事件に関する資料を調査し、閲覧し、並びに複製する範囲と規則は、最高人民法院が定める。                  当事者は、法により訴訟上の権利を行使し、訴訟にかかわる秩序を遵守し、法的効力の生じた判決書、裁定書及び調解書を履行しなければならない。</p>
<p>第51条                  当事者双方は、自ら和解することができる。</p>	<p>第50条                  当事者双方は、自ら和解することができる。</p>
<p>第52条</p>	<p>第51条</p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>原告は、訴訟上の請求を放棄し、又は変更することができる。被告は、訴訟上の請求を認諾し、又は反駁することができ、反訴を提起する権利を有する。</p>	<p>原告は、訴訟上の請求を放棄し、又は変更することができる。被告は、訴訟上の請求を認諾し、又は反駁することができ、反訴を提起する権利を有する。</p>
<p>第53 条 当事者の一方又は双方が2 名以上である場合において、その訴訟の目的物が共同であり、又は訴訟の目的物が同一の種類であり、人民法院が併合審理することができる認め、かつ当事者の同意を得たときには、共同訴訟とする。</p> <p>共同訴訟の一方の当事者が訴訟の目的物に対して共同の権利及び義務を有する場合には、そのうちの1 名の訴訟行為は、その他の共同訴訟人の承認を得て、他の共同訴訟人に対して効力を生ずる。訴訟の目的物に対して共同の権利及び義務を有しない場合には、そのうちの1 名の訴訟行為は、その他の共同訴訟人に対して効力を生じない。</p>	<p>第52 条 当事者の一方又は双方が2 名以上である場合において、その訴訟の目的物が共同であり、又は訴訟の目的物が同一の種類であり、人民法院が併合審理することができる認め、かつ当事者の同意を得たときには、共同訴訟とする。</p> <p>共同訴訟の一方の当事者が訴訟の目的物に対して共同の権利及び義務を有する場合には、そのうちの1 名の訴訟行為は、その他の共同訴訟人の承認を得て、他の共同訴訟人に対して効力を生ずる。訴訟の目的物に対して共同の権利及び義務を有しない場合には、そのうちの1 名の訴訟行為は、その他の共同訴訟人に対して効力を生じない。</p>
<p>第54 条 当事者の一方の人数が多い共同訴訟は、当事者が代表者を選任して訴訟を行うことができる。代表者の訴訟行為は、その者が代表する当事者に対して効力を生ずる。但し、代表者は、訴訟上の請求を変更し、もしくは放棄するとき、又は相手方当事者の訴訟上の請求を認諾し、又は和解する場合には、代表される当事者の同意を得なければならない。</p>	<p>第53 条 当事者の一方の人数が多い共同訴訟は、当事者が代表者を選任して訴訟を行うことができる。代表者の訴訟行為は、その者が代表する当事者に対して効力を生ずる。但し、代表者は、訴訟上の請求を変更し、もしくは放棄するとき、又は相手方当事者の訴訟上の請求を認諾し、又は和解する場合には、代表される当事者の同意を得なければならない。</p>
<p>第55 条 訴訟の目的物が同一の種類であり、当事者の一方の人数が多く、訴訟を提起する時に、人数がなお確定されていない場合には、人民法院は、公告を発し、事件の状況及び訴訟上の請求について説明し、権利者に一定の期間内に人民法院に登録するよう通知することができる。</p> <p>人民法院に登録する権利者は、代表者を選任して訴訟を行うことができる。代表者を選任することができない場合には、人民法院は、登記に参加した権利者と協議して代表者を確定することができる。</p>	<p>第54 条 訴訟の目的物が同一の種類であり、当事者の一方の人数が多く、訴訟を提起する時に、人数がなお確定されていない場合には、人民法院は、公告を発し、事件の状況及び訴訟上の請求について説明し、権利者に一定の期間内に人民法院に登録するよう通知することができる。</p> <p>人民法院に登録する権利者は、代表者を選任して訴訟を行うことができる。代表者を選任することができない場合には、人民法院は、登記に参加した権利者と協議して代表者を確定することができる。</p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>代表者の訴訟行為はその者が代表する当事者に対して効力を生ずる。但し、代表者は、訴訟上の請求を変更し、もしくは放棄する場合、又は相手方当事者の訴訟上の請求を認諾し、和解する場合には、代表される当事者の同意を得なければならない。</p> <p>人民法院が下す判決及び裁定は、登記に参加した権利者全員に対して効力を生ずる。登記に参加していない権利者が訴訟時効期間内に訴訟を提起した場合には、その判決及び裁定を適用する。</p>	<p>代表者の訴訟行為はその者が代表する当事者に対して効力を生ずる。但し、代表者は、訴訟上の請求を変更し、もしくは放棄する場合、又は相手方当事者の訴訟上の請求を認諾し、和解する場合には、代表される当事者の同意を得なければならない。</p> <p>人民法院が下す判決及び裁定は、登記に参加した権利者全員に対して効力を生ずる。登記に参加していない権利者が訴訟時効期間内に訴訟を提起した場合には、その判決及び裁定を適用する。</p>
	<p><b>第55 条</b>  <u>環境を汚染し、多くの消費者の合法的權益を侵害する等社会公共利益を害する行為について、関係機構、社会团体は人民法院に訴訟を提起することができる。</u></p>
<p>第56 条          第三者が、当事者双方の訴訟の目的物について独立請求権を有すると認める場合には、訴訟を提起する権利を有する。</p>	<p>第56 条          第三者が、当事者双方の訴訟の目的物について独立請求権を有すると認める場合には、訴訟を提起する権利を有する。</p>
<p>当事者双方の訴訟の目的物について、第三者が独立請求権を有しないが、事件の処理結果がその者と法律上の利害関係を有する場合には、その第三者は、訴訟参加を申し立てることができる。又は人民法院がその第三者に訴訟参加するよう通知する。人民法院が民事責任を負う旨の判決をした第三者は、当事者としての訴訟上の権利及び義務を有する。</p>	<p>当事者双方の訴訟の目的物について、第三者が独立請求権を有しないが、事件の処理結果がその者と法律上の利害関係を有する場合には、その第三者は、訴訟参加を申し立てることができる。又は人民法院がその第三者に訴訟参加するよう通知する。人民法院が民事責任を負う旨の判決をした第三者は、当事者としての訴訟上の権利及び義務を有する。</p>
<p>第2 節 訴訟代理人</p>	<p>第2 節 訴訟代理人</p>
<p>第57 条          訴訟行為無能力者は、後見人が法定代理人として訴訟を代理する。決定代理人が互いに代理責任を転嫁する場合には、人民法院がそのうちの1 名を指定して訴訟を代理させる。</p>	<p>第57 条          訴訟行為無能力者は、後見人が法定代理人として訴訟を代理する。決定代理人が互いに代理責任を転嫁する場合には、人民法院がそのうちの1 名を指定して訴訟を代理させる。</p>
<p>第58 条          当事者及び法定代理人は、1 名又は2 名の訴訟代理人を委任することができる。          弁護士、当事者の近親者、関係社会团体又は所属単位が推薦する者、人民法院が許可するその他の公民は、いずれも訴訟代理人として委任されることができる。</p>	<p>第58 条          当事者及び法定代理人は、1 名又は2 名の訴訟代理人を委任することができる。          弁護士、当事者の近親者、関係社会团体又は所属単位が推薦する者、人民法院が許可するその他の公民は、いずれも訴訟代理人として委任されることができる。</p>

## 「中華人民共和國民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>第59 条 他人に委任して訴訟を代理させる場合には、人民法院に対して、委任者が署名し、又は押印した授權委任状を提出しなければならない。</p> <p>授權委任状には、委任事項及び権限を明記しなければならない。訴訟代理人が訴訟上の請求の認諾、放棄又は変更、和解、反訴又は上訴の提起をする場合には、委任者の特別の授權を得ることを必要とする。</p>	<p>第59 条 他人に委任して訴訟を代理させる場合には、人民法院に対して、委任者が署名し、又は押印した授權委任状を提出しなければならない。</p> <p>授權委任状には、委任事項及び権限を明記しなければならない。訴訟代理人が訴訟上の請求の認諾、放棄又は変更、和解、反訴又は上訴の提起をする場合には、委任者の特別の授權を得ることを必要とする。</p>
<p>国外に居住する中華人民共和國の公民が国外から送付し、又は委託交付する授權委任状は、その国に駐在する中華人民共和國の大使館又は領事館の証明を得なければならない。大使館又は領事館がない場合には、当該国に駐在する中華人民共和國と外交関係を有する第三国の大使館又は領事館の証明を得て、さらに当該第三国に駐在する中華人民共和國の大使館又は領事館に転送しての証明、又は当該地の愛国華僑団体の証明を得なければならない。</p>	<p>国外に居住する中華人民共和國の公民が国外から送付し、又は委託交付する授權委任状は、その国に駐在する中華人民共和國の大使館又は領事館の証明を得なければならない。大使館又は領事館がない場合には、当該国に駐在する中華人民共和國と外交関係を有する第三国の大使館又は領事館の証明を得て、さらに当該第三国に駐在する中華人民共和國の大使館又は領事館に転送しての証明、又は当該地の愛国華僑団体の証明を得なければならない。</p>
<p>第60 条 訴訟代理人の権限の変更又は解除は、当事者が書面により人民法院に告知し、かつ人民法院が相手方当事者に通知しなければならない。</p>	<p>第60 条 訴訟代理人の権限の変更又は解除は、当事者が書面により人民法院に告知し、かつ人民法院が相手方当事者に通知しなければならない。</p>
<p>第61 条 訴訟を代理する弁護士及びその他の訴訟代理人は、証拠を調査し、収集する権利を有し、かつ事件に関する資料を調査、閲覧することができる。事件に関する資料を調査、閲覧する範囲及び規則は、最高人民法院が定める。</p>	<p>第61 条 訴訟を代理する弁護士及びその他の訴訟代理人は、証拠を調査し、収集する権利を有し、かつ事件に関する資料を調査、閲覧することができる。事件に関する資料を調査、閲覧する範囲及び規則は、最高人民法院が定める。</p>
<p>第62 条 離婚事件においては、訴訟代理人がいる場合にも、本人は、意思を表示することができない場合を除き、出廷しなければならない。明らかに特別の事情により出廷することができないときは、人民法院に対して書面による意見を提出しなければならない。</p>	<p>第62 条 離婚事件においては、訴訟代理人がいる場合にも、本人は、意思を表示することができない場合を除き、出廷しなければならない。明らかに特別の事情により出廷することができないときは、人民法院に対して書面による意見を提出しなければならない。</p>
<p>第6 章 証拠</p>	<p>第6 章 証拠</p>
<p>第63 条</p>	<p>第63 条</p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>証拠には、次の各号に掲げるものが含まれる。</p> <p>(1) 書証 (2) 物証</p>	<p>証拠には、次の各号を含まれる。</p> <p>(1) <u>当事者の陳述</u> (2) <u>書証</u></p>
<p>(3) 視聴覚資料 (4) 証人の証言 (5) 当事者の陳述 (6) 鑑定結果 (7) 検証記録</p> <p>以上の証拠は、証拠調べを経て真実であることを確かめたものに限り、事実認定の根拠とすることができる。</p>	<p><u>(3)物証</u> (4) <u>(4)視聴覚資料</u> (5) <u>(5)デジタルデータ</u> (6) <u>(6)証人の証言</u> (7) <u>(7)鑑定意見</u> (8) <u>(8)検証記録</u></p> <p>証拠は<u>法定プロセスによる</u>証拠調べを経て真実であることを確かめたものでなければ、事実認定の根拠とすることができない。</p>
<p>第64 条</p> <p>当事者は、自己の行った主張について、証拠を提出する責任を負う。</p> <p>当事者及びその訴訟代理人が客観的事由により自ら収集することができない証拠、又は人民法院が事件の審理に必要であると認める証拠については、人民法院が、調査し、収集しなければならない。</p> <p>人民法院は、法の定める手続に従って、証拠を全面的かつ客観的に審査し、事実と照合しなければならない。</p>	<p>第64 条</p> <p>当事者は、自己の行った主張について、証拠を提出する責任を負う。</p> <p>当事者及びその訴訟代理人が客観的事由により自ら収集することができない証拠、又は人民法院が事件の審理に必要であると認める証拠については、人民法院が、調査し、収集しなければならない。</p> <p>人民法院は、法の定める手続に従って、証拠を全面的かつ客観的に審査し、事実と照合しなければならない。</p>
	<p><u>第65 条</u></p> <p><u>当事者は自らの主張について、適時に証拠を提出しなければならない。適時に証拠を提出しなかった場合、人民法院は理由の説明を命令する。理由が成立しない場合、人民法院は情状によって訓戒、過料、訴訟遅延による損失の賠償、当該証拠の採納拒否に処する。</u></p>
	<p><u>第66 条</u></p> <p><u>人民法院は当事者が提出した証拠資料を受取った後、証拠名称、枚数、部数及び受取日を明記し、担当者が署名又は押印した受領書を渡さなければならない。</u></p>
<p>第65 条</p> <p>人民法院は、関係単位及び個人に対して、調査し証拠を取得する権限を有し、関係単位と個人は、これを拒絶してはならない。</p> <p>人民法院は、関係単位及び個人が提出した証明文書について、真偽を判別し、その効力</p>	<p>第67 条</p> <p>人民法院は、関係単位及び個人に対して、調査し証拠を取得する権限を有し、関係単位と個人は、これを拒絶してはならない。</p> <p>人民法院は、関係単位及び個人が提出した証明文書について、真偽を判別し、その効力を</p>

## 「中華人民共和國民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>を審査して確定しなければならない。</p> <p><b>第66 条</b> 証拠は、法廷において呈示しなければならない。かつ当事者が相互に証拠に対する質疑をしなければならない。国家秘密、営業秘密及び個人のプライバシーに関わる証拠については、秘密を保持しなければならない。法廷において呈示しなければならない場合には、公開の法廷で呈示してはならない。</p> <p><b>第67 条</b> 法の定める手続を経て公証証明された法律行為、法律事実及び文書については、人民法院は、事実を認定する根拠としなければならない。但し、公証証明を覆すに足る反証のある場合は、この限りでない。</p> <p><b>第68 条</b> 書証は、原本を提出しなければならない。物証は、原物を提出しなければならない。原本又は原物を提出することが明らかに困難である場合には、複製品、写真、副本又は抄本を提出することができる。 外国語による書証を提出するときは、中国語の訳文を添付しなければならない。</p> <p><b>第69 条</b> 人民法院は、視聴覚資料について、真偽を判別し、かつ当該事件のその他の証拠と結合して、事実認定の根拠とすることができる否かを審査して確定しなければならない。</p>	<p>を審査して確定しなければならない。</p> <p><b>第68 条</b> 証拠は、法廷において呈示しなければならない。かつ当事者が相互に証拠に対する質疑をしなければならない。国家秘密、営業秘密及び個人のプライバシーに関わる証拠については、秘密を保持しなければならない。法廷において呈示しなければならない場合には、公開の法廷で呈示してはならない。</p> <p><b>第69 条</b> 法の定める手続を経て公証証明された法律行為、法律事実及び文書については、人民法院は、事実を認定する根拠としなければならない。但し、公証証明を覆すに足る反証のある場合は、この限りでない。</p> <p><b>第70 条</b> 書証は、原本を提出しなければならない。物証は、原物を提出しなければならない。原本又は原物を提出することが明らかに困難である場合には、複製品、写真、副本又は抄本を提出することができる。 外国語による書証を提出するときは、中国語の訳文を添付しなければならない。</p> <p><b>第71条</b> 人民法院は、視聴覚資料について、真偽を判別し、かつ当該事件のその他の証拠と結合して、事実認定の根拠とすることができる否かを審査して確定しなければならない。</p> <p><b>第72 条</b> 事件の状況を知る単位及び個人は、いずれも出廷して証言する義務を有する。関係単位の責任者は証人が証言することを支持しなければならない。 意思を正確に表明することができない者は、証言をすることができない。</p> <p><b>第73 条</b> <u>人民法院が法に従って通知した場合、証人は出廷して証言しなければならない。次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、人民法院の許可を得て、書面証言、視聴覚送信技術又は視聴覚資料等により証言することが</u></p>
<p><b>第70 条</b> 事件の状況を知る単位及び個人は、いずれも出廷して証言する義務を有する。関係単位の責任者は、証人が証言することを支持しなければならない。証人が明らかに困難な理由があり、出廷することができない場合には、人民法院の許可を得て、書面による証言を提出することができる。 意思を正確に表明することができない者は、証言をすることができない。</p>	

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

	<p>できる。</p> <p><u>(1)健康上の理由で出廷できないとき</u></p> <p><u>(2)道程が遠くて、交通不便で出廷できないとき</u></p> <p><u>(3)天災等不可抗力により出廷できないとき</u></p> <p><u>(4)その他適切な理由があつて出廷できないとき</u></p> <p><b>第74 条</b></p> <p><u>証人が証言義務を履行するために支出した交通、宿泊、食事等の必要費用及び欠勤による損失は、敗訴側当事者が負担する。当事者は証人による証言を申請する場合、当該当事者は先に立て替える。当事者が申請せず、人民法院は法に従つて証人に証言するよう通知する場合、人民法院が先に立て替える。</u></p>
<p><b>第71 条</b></p> <p>人民法院は、当事者の陳述について、当該事件のその他の証拠と結合して、事実認定の根拠とすることができるか否かを審査して確定しなければならない。</p>	<p><b>第75 条</b></p> <p>人民法院は、当事者の陳述について、当該事件のその他の証拠と結合して、事実認定の根拠とすることができるか否かを審査して確定しなければならない。</p>
<p>当事者の陳述の拒絶は、人民法院が証拠に基づいて事件にかかわる事実を認定することに影響を及ぼさない。</p>	<p>当事者の陳述の拒絶は、人民法院が証拠に基づいて事件にかかわる事実を認定することに影響を及ぼさない。</p>
<p><b>第72 条</b></p> <p>人民法院は、専門的問題について鑑定を必要とすると認める場合には、法の定める鑑定部門に委ねて鑑定させなければならない。法定の鑑定部門がない場合には、人民法院が指定する鑑定部門が鑑定する。</p> <p>鑑定部門及びその指定する鑑定人は、鑑定に必要な事件の資料を調査する権利を有し、必要な場合には、当事者及び証人を尋問することができる。</p> <p>鑑定部門及び鑑定人は、書面により鑑定結果を提出し、鑑定書に署名し、又は押印しなければならない。鑑定人の鑑定には、鑑定人の所属する単位が押印し、鑑定人の身分を証明しなければならない。</p>	<p><b>第76 条</b></p> <p><u>当事者は事実を明らかにする専門的問題について人民法院に鑑定を申請することができる。当事者が鑑定を申請する場合、当事者双方が協議して資格を有する鑑定人を決める。協議しても合意できない場合、人民法院が指定する。</u></p> <p><u>当事者が鑑定を申請しておらず、人民法院は専門的問題について鑑定が必要であると認めた場合には、その鑑定を資格のある鑑定人に委託しなければならない。</u></p> <p><b>第77 条</b></p> <p><u>鑑定人は鑑定に必要な事件の資料を調査する権利を有し、必要な場合には、当事者及び証人を尋問することができる。</u></p> <p><u>鑑定人は書面により鑑定意見を提出し、鑑定書に署名し、又は押印しなければならない。</u></p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

	<p><b>第78 条</b>  <u>当事者は鑑定意見に異議がある場合、又は人民法院は鑑定人が出廷する必要があると判断した場合、鑑定人は出廷して証言しなければならない。人民法院の通知を受けたにも関わらず、鑑定人が出廷して証言するのを拒絶する場合、その鑑定意見を事実認定の根拠としてはならない。</u></p>
<p>第73 条          物証又は現場を検証する場合には、検証人は、人民法院の身分証明書を呈示し、かつ当該地の基層組織又は当事者が所属する単位に対して人員を派遣して参加するよう要請しなければならない。当事者又はその成人の家族は、現場に立ち会わなければならない。立ち会うことを拒絶した場合も、検証の実施に影響を及ぼさない。</p>	<p>第79条          物証又は現場を検証する場合には、検証人は、人民法院の身分証明書を呈示し、かつ当該地の基層組織又は当事者が所属する単位に対して人員を派遣して参加するよう要請しなければならない。当事者又はその成人の家族は、現場に立ち会わなければならない。立ち会うことを拒絶した場合も、検証の実施に影響を及ぼさない。</p>
<p>関係単位及び個人は、人民法院の通知に基づき、現場を保存し、検証作業に協力する義務を負う。          証人は、検証の状況と結果について記録を作成し、検証人、当事者及び要請された参加者が署名し、又は押印しなければならない。</p>	<p>関係単位及び個人は、人民法院の通知に基づき、現場を保存し、検証作業に協力する義務を負う。          証人は、検証の状況と結果について記録を作成し、検証人、当事者及び要請された参加者が署名し、又は押印しなければならない。</p>
<p>第74 条          証拠が滅失し、又はその後において取得するのが困難となるおそれのある状況の下においては、訴訟参加人は、人民法院に証拠の保全を申し立てることができ、人民法院も、自ら保全措置を執ることができる。</p>	<p><b>第80 条</b>  <u>証拠が消滅し、又はその後において取得することが困難になるおそれがある場合には、当事者は訴訟中において人民法院に証拠の保全を申立てることができ、人民法院も自ら保全措置を執ることができる。</u>  <u>状況が緊急であるため、証拠が消滅し、又はその後において取得することが困難になるおそれがある場合には、利害関係人は提訴前に証拠所在地、被申立人住所地又は管轄権を有する人民法院に証拠の保全を申立てることができる。</u>  <u>その他の証拠保全の手続は、本法第九章における保全の関連規定を参照して適用する。</u></p>
<p>第7 章 期間、送達</p>	<p>第7 章 期間、送達</p>
<p>第1 節 期間</p>	<p>第1 節 期間</p>
<p>第75 条          期間は、法定期間及び人民法院が指定す</p>	<p>第81 条          期間は、法定期間及び人民法院が指定する</p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>る期間を含む。                  期間は、時、日、月及び年をもって計算する。期間開始の時と日は期間に算入しない。期間満了の末日が祝祭日又は休日であるとき、祝祭日又は休日の翌日を期間満了の日とする。</p>	<p>期間を含む。                  期間は、時、日、月及び年をもって計算する。期間開始の時と日は期間に算入しない。期間満了の末日が祝祭日又は休日であるとき、祝祭日又は休日の翌日を期間満了の日とする。</p>
<p>期間には、郵送途中の時間を含まない。訴訟の文書が期間満了前に郵送に付された場合には、期間を過ぎたものとはみなさない。</p>	<p>期間には、郵送途中の時間を含まない。訴訟の文書が期間満了前に郵送に付された場合には、期間を過ぎたものとはみなさない。</p>
<p>第76条                  当事者が不可抗力その他正当な理由により期間を徒過した場合には、障害が解消した後10日以内に、期限の順延を申し立てることができ、許可するか否かは、人民法院が決定する。</p>	<p>第82条                  当事者が不可抗力その他正当な理由により期間を徒過した場合には、障害が解消した後10日以内に、期限の順延を申し立てることができ、許可するか否かは、人民法院が決定する。</p>
<p>第2節 送達</p>	<p>第2節 送達</p>
<p>第77条                  訴訟文書を送達するときには、送達受領証を作り、送達を受ける者が送達受領証に受領日を明記し、署名又は押印をしなければならない。                  送達を受ける者が送達受領証に受領の署名をした日を送達の日とする。</p>	<p>第83条                  訴訟文書を送達するときには、送達受領証を作り、送達を受ける者が送達受領証に受領日を明記し、署名又は押印をしなければならない。                  送達を受ける者が送達受領証に受領の署名をした日を送達の日とする。</p>
<p>第78条                  訴訟文書の送達は、送達を受ける者に直接送達しなければならない。送達を受ける者が公民である場合、本人が不在であるときは、その者と同居する成人の家族に署名受領させる。送達を受ける者が法人又はその他の組織である場合には、法人の法定代表者、その他の組織の主たる責任者又は法人又は組織の書類受取を担当する者が署名し、受け取らなければならない。送達を受ける者に訴訟代理人がある場合には、その代理人に送付して、署名させて受け取らせることができる。送達を受ける者がすでに人民法院に対して受取代理人を指定している場合には、受取代理人に送付して署名させて受け取らせる。                  送達を受ける者と同居する成人の家族、法人又はその他の組織の送付書類の受取担当者、訴訟代理人又は受取代理人が送達受領証に受領の署名をした日を送達日とする。</p>	<p>第84条                  訴訟文書の送達は、送達を受ける者に直接送達しなければならない。送達を受ける者が公民である場合、本人が不在であるときは、その者と同居する成人の家族に署名受領させる。送達を受ける者が法人又はその他の組織である場合には、法人の法定代表者、その他の組織の主たる責任者又は法人又は組織の書類受取を担当する者が署名し、受け取らなければならない。送達を受ける者に訴訟代理人がある場合には、その代理人に送付して、署名させて受け取らせることができる。送達を受ける者がすでに人民法院に対して受取代理人を指定している場合には、受取代理人に送付して署名させて受け取らせる。                  送達を受ける者と同居する成人の家族、法人又はその他の組織の送付書類の受取担当者、訴訟代理人又は受取代理人が送達受領証に受領の署名をした日を送達日とする。</p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>第79 条 送達を受ける者又はその者と同居する成人家族が訴訟文書の受取を拒絶した場合には、送達人は、関係基層組織又は所属する単位の代表に立ち会うよう要請し、状況を説明し、送達受領証に受領拒絶事由と年月日を明記しなければならない。送達人及び立会人が署名又は押印し、訴訟文書を送達を受ける者の住所に差し置いた場合には、送達したものとみなす。</p>	<p>第85 条 <u>被送達者又はその同居する成人家族が訴訟文書の受取を拒絶した場合には、送達人は、関連基層組織又は所属する単位の代表に立ち会うよう要請し、状況を説明し、送達受領証に受領拒絶事由と年月日を明記し、送達人、立会人が署名又は押印して、訴訟文書を被送達者の住所に残すことができ、又は訴訟文書を被送達者の住所に残して、写真撮影、ビデオ撮影等の方式で送達の過程を記録することもでき、送達したとみなす。</u></p>
	<p>第86 条 <u>当事者の同意を経て、人民法院はファックス、電子メール等被送達者の受領が確認できる方式で訴訟文書を送達することができる。前項に定める方式で送達する場合、ファックス、電子メール等が被送達者の特定システムに届いた日を送達の日とする。</u></p>
<p>第80 条 訴訟文書の直接送達が困難な場合は、他の人民法院に委託して、代理送達させ、又は郵便に付して送達することができる。郵便に付して送達する場合には、配達証明書に明記された受領日を送達の日とする。</p>	<p>第87 条 訴訟文書の直接送達が困難な場合は、他の人民法院に委託して、代理送達させ、又は郵便に付して送達することができる。郵便に付して送達する場合には、配達証明書に明記された受領日を送達の日とする。</p>
<p>第81 条 送達を受ける者が軍人である場合は、その者の所属する部隊の連隊以上の単位の政治機関を通じて交付する。</p>	<p>第88 条 送達を受ける者が軍人である場合は、その者の所属する部隊の連隊以上の単位の政治機関を通じて交付する。</p>
<p>第82 条 送達を受ける者が在監中である場合は、その者の所在する監獄又は労働改造単位を通じて交付する。 送達を受ける者が労働教育中である場合は、その者の所在する労働教育単位を通じて交付する。</p>	<p>第89 条 送達を受ける者が在監中である場合は、その者の所在する監獄又は労働改造単位を通じて交付する。 送達を受ける者が労働教育中である場合は、その者の所在する労働教育単位を通じて交付する。</p>
<p>第83 条 代理して交付を受けた機関及び単位は、訴訟文書を受け取った後に、直ちに送達を受ける者に受領署名をさせなければならない。送達受領証における受取の署名の日を送達の日とする。</p>	<p>第90 条 代理して交付を受けた機関及び単位は、訴訟文書を受け取った後に、直ちに送達を受ける者に受領署名をさせなければならない。送達受領証における受取の署名の日を送達の日とする。</p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>第84 条</p> <p>送達を受ける者が行方不明であり、又は本節に定めるその他の方式をもってしても送達することができない場合には、公示送達をする。公示した日から60 日を経過したときに、送達されたものとみなす。</p> <p>公示送達は、調書に理由と経過を明記しなければならない。</p>	<p>第91 条</p> <p>送達を受ける者が行方不明であり、又は本節に定めるその他の方式をもってしても送達することができない場合には、公示送達をする。公示した日から60 日を経過したときに、送達されたものとみなす。</p> <p>公示送達は、調書に理由と経過を明記しなければならない。</p>
第8 章 調解	第8 章 調解
<p>第85 条</p> <p>人民法院が民事事件を審理する場合には、当事者の自由意思の原則に基づき、事実を明らかにした上で、是非を見きわめ、調解を行う。</p>	<p>第92 条</p> <p>人民法院が民事事件を審理する場合には、当事者の自由意思の原則に基づき、事実を明らかにした上で、是非を見きわめ、調解を行う。</p>
<p>第86 条</p> <p>人民法院が調解を行うに当たっては、裁判官1 名が主宰することができ、又は合議廷が主宰することができ、かつできる限り現地において行うこととする。</p> <p>人民法院が調解を行うに当たっては、簡便な方式で当事者、証人に出廷通知をすることができる。</p>	<p>第93 条</p> <p>人民法院が調解を行うに当たっては、裁判官1 名が主宰することができ、又は合議廷が主宰することができ、かつできる限り現地において行うこととする。</p> <p>人民法院が調解を行うに当たっては、簡便な方式で当事者、証人に出廷通知をすることができる。</p>
<p>第87 条</p> <p>人民法院が調解を行う場合には、関係単位及び個人の協力を要請することができる。要請された単位及び個人は、人民法院が調査を行うのに協力しなければならない。</p>	<p>第94 条</p> <p>人民法院が調解を行う場合には、関係単位及び個人の協力を要請することができる。要請された単位及び個人は、人民法院が調査を行うのに協力しなければならない。</p>
<p>第88 条</p> <p>調解により達成した合意は、双方の自由意思によるものでなければならず、強制してはならない。</p> <p>調解合意の内容は、法律の規定に違反してはならない。</p>	<p>第95 条</p> <p>調解により達成した合意は、双方の自由意思によるものでなければならず、強制してはならない。</p> <p>調解合意の内容は、法律の規定に違反してはならない。</p>
<p>第89 条</p> <p>調解により合意に達したときは、人民法院は、調解書を作成しなければならない。調解書には、訴訟上の請求、事件にかかわる事実及び調解結果を明記しなければならない。</p> <p>調解書は、裁判人員及び書記が署名し、人民法院の印章を押印し、当事者双方に送達する。</p>	<p>第96 条</p> <p>調解により合意に達したときは、人民法院は、調解書を作成しなければならない。調解書には、訴訟上の請求、事件にかかわる事実及び調解結果を明記しなければならない。</p> <p>調解書は、裁判人員及び書記が署名し、人民法院の印章を押印し、当事者双方に送達する。</p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>調解書は、当事者双方が受取署名をした後、直ちに法的効力を有する。</p>	<p>調解書は、当事者双方が受取署名をした後、直ちに法的効力を有する。</p>
<p><b>第90条</b>          次の各号に掲げる事件の調解が合意に達した場合には、人民法院は、調解書を作成しないことができる。</p> <p>(1) 調解により和解した離婚事件          (2) 調解により養親子関係を維持する事件          (3) 即時に履行することができる事件          (4) その他調解書を作成する必要のない事件</p> <p>調解書を作成する必要のない合意については、記録に記入しなければならない。当事者双方、裁判人員と書記が署名又は押印した後、直ちに法的効力を生ずる。</p>	<p><b>第97条</b>          次の各号に掲げる事件の調解が合意に達した場合には、人民法院は、調解書を作成しないことができる。</p> <p>(1) 調解により和解した離婚事件          (2) 調解により養親子関係を維持する事件          (3) 即時に履行することができる事件          (4) その他調解書を作成する必要のない事件</p> <p>調解書を作成する必要のない合意については、記録に記入しなければならない。当事者双方、裁判人員と書記が署名又は押印した後、直ちに法的効力を生ずる。</p>
<p><b>第91条</b>          調解において合意に達せず、又は調解書送達前に当事者の一方が意思を翻した場合には、人民法院は、速やかに判決しなければならない。</p>	<p><b>第98条</b>          調解において合意に達せず、又は調解書送達前に当事者の一方が意思を翻した場合には、人民法院は、速やかに判決しなければならない。</p>
<p>第9章 財産保全及び先行執行</p>	<p>第9章 保全及び先行執行</p>
<p><b>第92条</b>          人民法院は当事者の一方の行為又はその他の事由によって、判決が執行不能又は執行困難となるおそれのある事件については、相手方当事者の申立に基づいて、財産保全の裁定を下すことができる。当事者が申立を提出しない場合において、必要なときは、人民法院は、財産保全措置を執る裁定を下すこともできる。</p> <p>人民法院が財産保全措置を執る場合には、申立人に担保の提供を命ずることができる。申立人が担保を提供しない場合には、申立を却下する。</p> <p>人民法院は、申立を受けた後に、状況が緊急であるものについては、48時間以内に裁定を下さなければならない。裁定により財産保全措置を執る場合には、直ちに執行を開始しなければならない。</p>	<p><b>第99条</b>          人民法院は当事者の一方の行為又はその他の事由によって、判決が執行困難になり、又は当事者に損害をもたらすおそれがある事件について、相手当事者の申立に基づき、<b>その財産に対して保全措置を執る旨の裁定を下し、所定の行為をするか、又は所定の行為をしないよう命令することができる。</b>当事者から申立がない場合でも、必要なときに、人民法院は保全措置を執る旨の裁定を下すことができる。</p> <p>人民法院は保全措置を執る場合には、申立人にそれに相応する担保の提供を命ずることができる。申立人が担保を提供しない場合には、申立を却下する旨の裁定を下す。</p> <p>人民法院は申立を受けた後に、状況が緊急であるものについては、48時間以内に裁定を下さなければならない。保全措置を執る旨の裁定を下した場合には、直ちに執行を開始しなければならない。</p>
<p><b>第93条</b>          利害関係人は、緊急な状況により直ちに財産保全の申立をしなければその者の適法な権</p>	<p><b>第100条</b>          利害関係人は、緊急な状況につき、直ちに保全の申立をしなければ、その合法的權益が</p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>益につき補償することの困難な損害を受けるおそれのある場合には、訴訟を提起する前に、人民法院に財産保全措置を執ることを申し立てることができる。申立人は、担保を提供しなければならず、担保を提供しない場合には、申立を却下する。</p>	<p>補うことができないほど害されることになる場合には、<b>訴訟を提起し、又は仲裁を申立てる前に、被保全財産の所在地、被申立人住所地又は事件に対し管轄権を有する</b>人民法院に対して、保全措置を執ることを申し立てることができる。申立人は担保を提供しなければならず、担保を提供しない場合には、申立を却下する<b>旨の裁定</b>を下す。</p>
<p>人民法院は、申立を受けた後、48 時間以内に裁定を下さなければならない。裁定により財産保全措置を執る場合には、直ちに執行を開始しなければならない。</p> <p>申立人が人民法院において保全措置が執られた後15 日以内に訴訟を提起しない場合には、人民法院は、財産保全を解除しなければならない。</p>	<p>人民法院は、申立を受けた後、48時間以内に裁定を下さなければならない。保全措置を執る旨の裁定を下した場合には、直ちに執行を開始しなければならない。</p> <p>申立人は人民法院が保全措置を執られた後<b>30 日以内に訴訟を提起せず、又は仲裁を申立てない場合には、</b>人民法院は保全を解除しなければならない。</p>
<p><b>第94 条</b></p> <p>財産保全は、請求の範囲内又は事件に関する財物に限る。</p> <p>財産保全は、封印、差押、凍結又は法律の定めるその他の方法による。</p> <p>人民法院は財産を凍結した後、財産を凍結された者に直ちに通知しなければならない。</p> <p>財産がすでに封印され、凍結されている場合には、重複して封印し、凍結してはならない。</p>	<p><b>第101 条</b></p> <p>財産保全は、請求の範囲内又は事件に関する財物に限る。</p> <p><b>第102 条</b></p> <p>財産保全は、封印、差押、凍結又は法律の定めるその他の方法による。</p> <p>人民法院は財産を凍結した後、財産を凍結された者に直ちに通知しなければならない。</p> <p>財産がすでに封印され、凍結されている場合には、重複して封印し、凍結してはならない。</p>
<p><b>第95 条</b></p> <p>被申立人が担保を提供した場合には、人民法院は、財産保全を解除しなければならない。</p>	<p><b>第103 条</b></p> <p><b>財産紛争に関する事件について、被申立人が担保を提供した場合には、</b>人民法院は保全を解除する<b>旨の裁定</b>を下さなければならない。</p>
<p><b>第96 条</b></p> <p>申立に誤りがあった場合には、申立人は、被申立人が財産保全により受けた損害を賠償しなければならない。</p>	<p><b>第104 条</b></p> <p>申立に誤りがあった場合には、申立人は、被申立人が保全により受けた損害を賠償しなければならない。</p>
<p><b>第97 条</b></p> <p>人民法院は、次の各号に掲げる事件については、当事者の申立に基づき、先行執行を裁定することができる。</p> <p>(1) 扶助費、扶養費、養育費、救済金、医療費用の請求</p> <p>(2) 労働報酬の請求</p>	<p><b>第105 条</b></p> <p>人民法院は、次の各号に掲げる事件については、当事者の申立に基づき、先行執行を裁定することができる。</p> <p>(1) 扶助費、扶養費、養育費、救済金、医療費用の請求</p> <p>(2) 労働報酬の請求</p>

## 「中華人民共和國民事訴訟法」改正前後の対照表

(3) 状況が緊急であり、先行執行を必要とするもの	(3) 状況が緊急であり、先行執行を必要とするもの
<p>第98 条</p> <p>人民法院が先行執行を裁定する場合には、次の各号に掲げる条件に適合していなければならない。</p> <p>(1) 当事者相互間の権利義務関係が明確であり、先行執行しなければ、申立人の生活又は生産経営に重大な影響を及ぼすこと</p> <p>(2) 被申立人に履行能力があること</p> <p>人民法院は、申立人に担保の提供を命ずることができ、申立人が担保を提供しない場合には、申立を却下する。申立人が敗訴した場合には、被申立人が先行執行によって受けた財産の損害を賠償しなければならない。</p>	<p>第106 条</p> <p>人民法院が先行執行を裁定する場合には、次の各号に掲げる条件に適合していなければならない。</p> <p>(1) 当事者相互間の権利義務関係が明確であり、先行執行しなければ、申立人の生活又は生産経営に重大な影響を及ぼすこと</p> <p>(2) 被申立人に履行能力があること</p> <p>人民法院は、申立人に担保の提供を命ずることができ、申立人が担保を提供しない場合には、申立を却下する。申立人が敗訴した場合には、被申立人が先行執行によって受けた財産の損害を賠償しなければならない。</p>
<p>第99 条</p> <p>当事者は、財産保全又は先行執行の裁定に不服がある場合には、不服審査を1 回申し立てることができる。不服審査期間中、裁定の執行は停止しない。</p>	<p>第107 条</p> <p>当事者は、保全又は先行執行の裁定に不服がある場合には、不服審査を1 回申し立てることができる。不服審査期間中、裁定の執行は停止しない。</p>
<p>第10 章 民事訴訟の妨害に対する強制措置</p>	<p>第10 章 民事訴訟の妨害に対する強制措置</p>
<p>第100 条</p> <p>人民法院は、出廷しなければならない被告が、2 回の召喚状により召喚したにもかかわらず、正当な理由なく出廷を拒絶した場合には、勾引することができる。</p>	<p>第108 条</p> <p>人民法院は、出廷しなければならない被告が、2 回の召喚状により召喚したにもかかわらず、正当な理由なく出廷を拒絶した場合には、勾引することができる。</p>
<p>第101 条</p> <p>訴訟参加人及びその他の者は、法廷規則を遵守しなければならない。</p>	<p>第109 条</p> <p>訴訟参加人及びその他の者は、法廷規則を遵守しなければならない。</p>
<p>人民法院は、法廷規則に違反した者に対して、訓戒を与え、法廷から退場するよう命じ、又は過料、拘留に処することができる。</p> <p>人民法院は、法廷において騒ぎ、もしくは法廷を攻撃し、裁判人員を侮辱し、誹謗し、脅迫し、殴打し、法廷の秩序に重大な攪乱をした者に対して、法により刑事責任を追及する。情状が比較的軽微である場合には、過料、拘留に処する。</p>	<p>人民法院は、法廷規則に違反した者に対して、訓戒を与え、法廷から退場するよう命じ、又は過料、拘留に処することができる。</p> <p>人民法院は、法廷において騒ぎ、もしくは法廷を攻撃し、裁判人員を侮辱し、誹謗し、脅迫し、殴打し、法廷の秩序に重大な攪乱をした者に対して、法により刑事責任を追及する。情状が比較的軽微である場合には、過料、拘留に処する。</p>
<p>第102 条</p> <p>訴訟参加人又はその他の者に次の各号に掲げる行為のいずれかがある場合には、人民</p>	<p>第110 条</p> <p>訴訟参加人又はその他の者に次の各号に掲げる行為のいずれかがある場合には、人民</p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>法院は、情状の軽重に応じて過料、拘留に処することができる。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。</p> <p>(1) 重要な証拠を偽造し、壊滅し、人民法院が事件を審理することを妨害する行為</p> <p>(2) 暴力、脅迫、買収の方法をもって、証人が証言するのを阻止し、又は他人を指図し、買収し、脅迫して偽証させる行為</p> <p>(3) すでに封印、差し押さえられている財産又はすでに点検され、かつその保管を命じられている財産を隠匿し、移転し、換金し、毀損し、又は凍結されている財産を移転する行為</p> <p>(4) 司法職務人員、訴訟参加人、証人、通訳、鑑定人、検証人、執行協力者に対して、侮辱し、誹謗し、誣告し、殴打し、又は報復攻撃する行為</p> <p>(5) 暴力、脅迫又はその他の方法により司法職務人員の職務執行を妨害する行為</p>	<p>法院は、情状の軽重に応じて過料、拘留に処することができる。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。</p> <p>(1) 重要な証拠を偽造し、壊滅し、人民法院が事件を審理することを妨害する行為</p> <p>(2) 暴力、脅迫、買収の方法をもって、証人が証言するのを阻止し、又は他人を指図し、買収し、脅迫して偽証させる行為</p> <p>(3) すでに封印、差し押さえられている財産又はすでに点検され、かつその保管を命じられている財産を隠匿し、移転し、換金し、毀損し、又は凍結されている財産を移転する行為</p> <p>(4) 司法職務人員、訴訟参加人、証人、通訳、鑑定人、検証人、執行協力者に対して、侮辱し、誹謗し、誣告し、殴打し、又は報復攻撃する行為</p> <p>(5) 暴力、脅迫又はその他の方法により司法職務人員の職務執行を妨害する行為</p>
<p>(6) すでに効力の生じた人民法院の判決、裁定の履行を拒絶する行為</p> <p>人民法院は、前項に定める行為のいずれかがある単位に対して、その単位の主たる責任者又は直接責任者を過料、拘留に処することができる。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。</p>	<p>(6) すでに効力の生じた人民法院の判決、裁定の履行を拒絶する行為</p> <p>人民法院は、前項に定める行為のいずれかがある単位に対して、その単位の主たる責任者又は直接責任者を過料、拘留に処することができる。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。</p>
	<p><b>第111 条</b></p> <p><u>当事者の間で悪質に結託して、訴訟、調停等を通じて債務を逃れ、他人の財産を侵害しようとした場合、人民法院はその請求を却下する上、情状の軽重に応じて過料、拘留に処理するものとする。犯罪を構成した場合には、法により刑事責任を追及する。</u></p>
	<p><b>第112 条</b></p> <p><u>被執行人が他人と悪質に結託して、訴訟、調停等を通じて法律文書が定めた義務の履行を逃れた場合、人民法院は情状の軽重に応じて過料、拘留に処理するものとする。犯罪を構成した場合には、法により刑事責任を追及する。</u></p>
<p><b>第103 条</b></p> <p>調査、執行に協力する義務を負う単位に次に掲げる行為のいずれかがある場合には、人</p>	<p><b>第113 条</b></p> <p>調査、執行に協力する義務を負う単位に次に掲げる行為のいずれかがある場合には、人</p>

## 「中華人民共和國民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>民法院は、その單位に協力義務の履行を命ずるほか、過料に処することができる。</p> <p>(1) 人民法院が調査して証拠を取得することを關係單位が拒絶し、又は妨害する行為</p> <p>(2) 銀行、信用合作社又はその他の貯蓄業務を行う單位が、人民法院の執行協力通知書を受け取った後に、預金の調査・質問、差し押さえ、凍結又は振替、財産現金化に対する協力を拒絶する行為</p>	<p>民法院は、その單位に協力義務の履行を命ずるほか、過料に処することができる。</p> <p>(1) 人民法院が調査して証拠を取得することを關係單位が拒絶し、又は妨害する行為</p> <p><b>(2) 人民法院の執行協力通知書を受取った後に、關係單位は財産の調査・質問、差押え、凍結、振替、売出の協力を拒絶する行為</b></p>
<p>(3) 人民法院の執行協力通知書を受け取った後に、關係單位が被執行人の収入の差押え、關係ある財産権證書の移転手続の処理、關係する証券、證書又はその他の財産の移転及び交付に対する協力を拒絶する行為</p> <p>(4) その他の執行協力を拒絶する行為</p> <p>人民法院は、前項に定める行為のいずれかがある單位に対して、その單位の主たる責任者又は直接責任者に過料を科することができる。なおも協力義務を履行しない場合は、拘留に処することができ、併せて監察機關又は關係機關に対して規律処分を行う旨の司法提案を提出することができる。</p>	<p>(3) 人民法院の執行協力通知書を受け取った後に、關係單位が被執行人の収入の差押え、關係ある財産権證書の移転手続の処理、關係する証券、證書又はその他の財産の移転及び交付に対する協力を拒絶する行為</p> <p>(4) その他の執行協力を拒絶する行為</p> <p>人民法院は、前項に定める行為のいずれかがある單位に対して、その單位の主たる責任者又は直接責任者に過料を科することができる。なおも協力義務を履行しない場合は、拘留に処することができ、併せて監察機關又は關係機關に対して規律処分を行う旨の司法提案を提出することができる。</p>
<p><b>第104 条</b></p> <p>個人に対する過料の金額は、1 万人民幣以下とする。單位に対する過料の金額は、1 万元以上30 万人民幣以下とする。</p> <p>拘留の期間は、15 日以下とする。</p> <p>被拘留者は、人民法院が公安機關に引き渡して拘禁する。拘留期間において、被拘留者が誤りを承認し、かつ改めた場合には、人民法院は、期間満了前に拘留の解除を決定することができる。</p>	<p><b>第114 条</b></p> <p>個人に対する過料の金額は、<u>10</u> 万人民幣以下とする。單位に対する過料の金額は、<u>5</u> 万元以上<u>100</u> 万人民幣以下とする。</p> <p>拘留の期間は、15 日以下とする。</p> <p>被拘留者は、人民法院が公安機關に引き渡して拘禁する。拘留期間において、被拘留者が誤りを承認し、かつ改めた場合には、人民法院は、期間満了前に拘留の解除を決定することができる。</p>
<p><b>第105 条</b></p> <p>勾引、過料及び拘留については、院長の承認を得なければならない。</p> <p>勾引については、勾引状を発しなければならない。</p> <p>過料及び拘留は、決定書に基づかなければならない。決定について不服のある場合には、1 級上の人民法院に不服審査を1 回申し立てることができる。不服審査期間においては、執行は停止しない。</p>	<p><b>第115 条</b></p> <p>勾引、過料及び拘留については、院長の承認を得なければならない。</p> <p>勾引については、勾引状を発しなければならない。</p> <p>過料及び拘留は、決定書に基づかなければならない。決定について不服のある場合には、1 級上の人民法院に不服審査を1 回申し立てることができる。不服審査期間においては、執行は停止しない。</p>

## 「中華人民共和國民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>第106 条 民事訴訟の妨害に対する強制措置は人民法院の決定によらなければならない。いかなる単位と個人といえども、不法に他人を拘禁し、又は不法にほしいままに他人の財産を差し押さえ債務の弁済を請求した場合には、法に従い刑事責任を追及し、又は拘留、過料に処さなければならない。</p>	<p>第116 条 民事訴訟の妨害に対する強制措置は人民法院の決定によらなければならない。いかなる単位と個人といえども、不法に他人を拘禁し、又は不法にほしいままに他人の財産を差し押さえ債務の弁済を請求した場合には、法に従い刑事責任を追及し、又は拘留、過料に処さなければならない。</p>
第11 章 訴訟費用	第11 章 訴訟費用
<p>第107 条 当事者は、民事訴訟を行う場合には、規定に従い、事件受理费を納付しなければならない。財産上の事件については、事件受理费を納付するほか、規定に従い、その他の訴訟費用を納付する。 当事者は、訴訟費用を納付するのが明らかに困難な場合には、規定に従い、人民法院に、納付の猶予、減額又は免除を申し立てることができる。 訴訟費用の収受に係わる規則については、別にこれを定める。</p>	<p>第117 条 当事者は、民事訴訟を行う場合には、規定に従い、事件受理费を納付しなければならない。財産上の事件については、事件受理费を納付するほか、規定に従い、その他の訴訟費用を納付する。 当事者は、訴訟費用を納付するのが明らかに困難な場合には、規定に従い、人民法院に、納付の猶予、減額又は免除を申し立てることができる。 訴訟費用の収受に係わる規則については、別にこれを定める。</p>
第2 編 裁判手続	第2 編 裁判手続
第12 章 第一審の普通手続	第12 章 第一審の普通手続
第1 節 訴訟の提起と受理	第1 節 訴訟の提起と受理
<p>第108 条 訴訟の提起は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。 (1) 原告は、事件と直接に利害関係を有する公民、法人及びその他の組織であること (2) 明確な被告がいること (3) 具体的な訴訟上の請求、事実、理由があること (4) 人民法院が民事訴訟を受理する範囲及び受訴人民法院の管轄に属すること</p>	<p>第118 条 訴訟の提起は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。 (1) 原告は、事件と直接に利害関係を有する公民、法人及びその他の組織であること (2) 明確な被告がいること (3) 具体的な訴訟上の請求、事実、理由があること (4) 人民法院が民事訴訟を受理する範囲及び受訴人民法院の管轄に属すること</p>
<p>第109 条 訴訟の提起については人民法院に訴状を提出し、かつ被告の人数に応じて副本を提出しなければならない。 訴状を作成するのが明らかに困難な場合には、口頭で訴訟を提起することができ、人民法院は、記録を作成・記入した上で、相手方当事</p>	<p>第119 条 訴訟の提起については人民法院に訴状を提出し、かつ被告の人数に応じて副本を提出しなければならない。 訴状を作成するのが明らかに困難な場合には、口頭で訴訟を提起することができ、人民法院は、記録を作成・記入した上で、相手方当事</p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>者に告知する。</p> <p><b>第110 条</b>          訴状には、次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。</p> <p>(1)当事者の氏名、性別、年齢、民族、職業、勤務先と住所、法人又はその他の組織の名称、住所と法定代表者又は主たる責任者の氏名と職務</p> <p>(2)訴訟請求及び根拠となる事実と理由</p> <p>(3)証拠及び証拠の出所、証人の氏名と住所</p>	<p>者に告知する。</p> <p><b>第120 条</b>          訴状には、次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。</p> <p>(1)当事者の氏名、性別、年齢、民族、職業、勤務先、住所、<u>身分証番号、連絡方式</u>、法人又はその他の組織の名称、住所と法定代表者又は主要責任者の氏名、職務、<u>連絡方法</u></p> <p>(2)訴訟請求及び根拠となる事実と理由</p> <p>(3)証拠及び証拠の出所、証人の氏名と住所</p>
	<p><b>第121 条</b>  <u>当事者が人民法院に訴訟を提起した民事紛争につき、調停に適しているとき、先に調停する。</u></p>
	<p><b>第122 条</b>  <u>人民法院は当事者が法律の規定に基づいて享受する提訴権利を保障しなければならない。本法第118条に合致した提訴については受理しなければならない。提訴の条件に合致している場合、7日以内に事件を立件し、且つ当事者に通知しなければならない。提訴の条件に合致しない場合、7日以内に事件を受理しない旨の裁定書を下す。原告は裁定に対して不服がある場合には、上訴を提起することができる。</u></p>
<p><b>第111 条</b>          人民法院は、本法第108 条に合致する訴訟の提起については、これを受理しなければならない。次の各号に掲げる訴訟の提起については、それぞれ状況に応じて処理する。</p> <p>(1) 行政訴訟法の規定により、行政訴訟の事件受理範囲に属する場合には、原告に行政訴訟を提起するよう告知する。(2) 法律の規定により、当事者双方が契約紛争について、自由意思に従って書面による仲裁合意に達し、仲裁機構に仲裁を申し立て、人民法院に訴訟を提起してはならない場合には、仲裁機構に仲裁を申し立てるよう原告に告知する。</p> <p>(3) 法律の定めにより、その他の機関が処理すべき紛争については、関係機関に対して解決を申し立てるよう原告に告知する。</p> <p>(4) 当該人民法院の管轄に属しない事件については、管轄権を有する人民法院に訴訟を提</p>	<p><b>第 123 条</b>          人民法院は次の各号に掲げる訴訟の提起については、それぞれ状況に応じて処理する。</p> <p>(1) 行政訴訟法の規定により、行政訴訟の事件受理範囲に属する場合には、原告に行政訴訟を提起するよう告知する。</p> <p>(2) 法律の規定により、当事者双方が書面により仲裁を申し立て、人民法院に訴訟を提起してはならない旨の仲裁合意に達した場合には、仲裁機構に仲裁を申し立てるよう原告に告知する。</p> <p>(3) 法律の規定により、その他の機関が処理すべき紛争については、関係機関に解決を申し立てるよう原告に告知する。</p> <p>(4) 当該人民法院の管轄に属しない事件については、管轄権を有する人民法院に訴訟を提起するよう原告に告知する。</p> <p>(5) 判決、裁定、<u>調停書</u>が既に法的効力を生じている事件について当事者がさらに訴訟を提</p>

## 「中華人民共和國民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>起するよう原告に告知する。</p> <p>(5) 判決及び裁定がすでに法的効力を生じている事件について当事者がさらに訴訟を提起した場合には、不服申立手続に従って処理するよう原告に告知する。但し、人民法院が訴訟の取下げを許可する裁定をする場合には、この限りではない。</p> <p>(6) 法律の規定により、一定期間内に訴訟を提起してはならない事件で、訴訟を提起してはならない期間内に訴訟を提起したものについては、受理しない。</p> <p>(7) 判決により離婚を許可せず、又は調解により和解した離婚事件、判決及び調解により養親子関係を維持する事件で、新たな事情、新たな理由がないのに、原告が6 か月以内に訴訟を提起したものは、受理しない。</p>	<p>起した場合には、<b>再審を申し立てるよう告知する</b>。但し、人民法院が訴訟の取下げを許可する裁定は、この限りではない。</p> <p>(6) 法律の規定により、一定期間内に訴訟を提起してはならない事件で、訴訟を提起してはならない期間内に訴訟を提起したものについては、受理しない。</p> <p>(7) 判決により離婚を許可せず、調停により和解した離婚事件、判決及び調停により養親子関係を維持する事件で、新たな事情、新たな理由がないのに、原告が6ヶ月以内に再度訴訟を提起したものは、受理しない。</p>
<p>第112 条</p> <p>人民法院は訴状又は口頭による訴訟の提起を受領した場合には、審査を経て、訴訟の提起に係わる条件に合致すると認めた場合には、7 日以内に事件を立件し、かつ当事者に通知しなければならない。</p> <p>訴訟の提起の条件に適合しないと認める場合には、7 日以内に事件を受理しない旨を裁定しなければならない。原告は、裁定に対して不服がある場合には、上訴を提起することができる。</p>	<p style="text-align: center;">-</p>
<p>第2 節 審理前の準備</p>	<p>第2 節 審理前の準備</p>
<p>第113 条</p> <p>人民法院は、事件を立件した日から5 日以内に、訴状の副本を被告に送付しなければならない。被告は、受け取った日から15 日以内に答弁書を提出する。</p> <p>被告が答弁書を提出した場合には、人民法院は、受領した日から5 日以内に答弁書の副本を原告に送付しなければならない。被告が答弁書を提出しない場合にも、人民法院の審理に影響を及ぼさない。</p>	<p>第124 条</p> <p>人民法院は、事件を立件した日から5 日以内に、訴状の副本を被告に送付しなければならない。被告は、受け取った日から15 日以内に答弁書を提出する。</p> <p>被告が答弁書を提出した場合には、人民法院は、受領した日から 5 日以内に答弁書の副本を原告に送付しなければならない。被告が答弁書を提出しない場合にも、人民法院の審理に影響を及ぼさない。</p>
<p>第114 条</p> <p>人民法院が受理を決定した事件については、事件受理通知書及び応訴通知書におい</p>	<p>第125 条</p> <p>人民法院が受理を決定した事件については、事件受理通知書及び応訴通知書におい</p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>て、又は口頭で、当事者に対して、関係する訴訟上の権利義務を告知しなければならない。</p>	<p>て、又は口頭で、当事者に対して、関係する訴訟上の権利義務を告知しなければならない。</p>
	<p><b>第126 条</b>  <u>人民法院が事件を受理した後に、当事者が、管轄権について異議を有する場合には、答弁書を提出する期間内に異議を提出しなければならない。人民法院は、当事者が提出した異議について、審査しなければならない。異議が成立する場合には管轄権を有する人民法院に事件を移送する旨を裁定し、異議が成立しない場合には却下する旨を裁定する。当事者は異議を提出せず、また応訴、答弁した場合、事件を受理した人民法院に管轄権があるとみなす。但し、審級管轄や専属管轄に違反した場合はこの限りではない。</u></p>
<p><b>第115 条</b>          合議廷の構成人員が確定した後、3 日以内に当事者にこれを告知しなければならない。</p>	<p><b>第127 条</b>          合議廷の構成人員が確定した後、3 日以内に当事者にこれを告知しなければならない。</p>
<p><b>第116 条</b>          裁判人員は、訴訟資料を真剣に照合審査し、かつ必要な証拠を調査、収集しなければならない。</p>	<p><b>第128 条</b>          裁判人員は、訴訟資料を真剣に照合審査し、かつ必要な証拠を調査、収集しなければならない。</p>
<p><b>第117 条</b>          人民法院が要員を派遣して調査を行う場合には、被調査人に対して身分証明書を呈示しなければならない。          調査記録は、被調査人が校閲した後に、被調査人及び調査人が署名し、又は押印する。</p>	<p><b>第129 条</b>          人民法院が要員を派遣して調査を行う場合には、被調査人に対して身分証明書を呈示しなければならない。          調査記録は、被調査人が校閲した後に、被調査人及び調査人が署名し、又は押印する。</p>
<p><b>第118 条</b>          人民法院は、必要な場合には、他の地方の人民法院に調査を委託することができる。調査を委託する場合には、明確な項目と要求を提出しなければならない。受託した人民法院は、自ら進んで補充調査をすることができる。          受託した人民法院は、委託書を受け取った後30 日以内に調査を完了しなければならない。事情により完了することができない場合には、当該期間内に書簡にて委託した人民法院に告知しなければならない。</p>	<p><b>第130 条</b>          人民法院は、必要な場合には、他の地方の人民法院に調査を委託することができる。調査を委託する場合には、明確な項目と要求を提出しなければならない。受託した人民法院は、自ら進んで補充調査をすることができる。          受託した人民法院は、委託書を受け取った後 30 日以内に調査を完了しなければならない。事情により完了することができない場合には、当該期間内に書簡にて委託した人民法院に告知しなければならない。</p>
<p><b>第119 条</b></p>	<p><b>第131 条</b></p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>共同して訴訟を行うべき当事者が訴訟に参加していない場合には、人民法院は、当該当事者に対して通知して訴訟に参加させなければならない。</p>	<p>共同して訴訟を行うべき当事者が訴訟に参加していない場合には、人民法院は、当該当事者に対して通知して訴訟に参加させなければならない。</p>
	<p><b>第132 条</b>  <u>人民法院は受理した事件に対し、それぞれ状況に応じて処理する。</u>  <u>(1) 当事者に争議がなく、督促手続を適用できる場合、督促手続に回す。</u>  <u>(2) 当事者の争議が小さい場合には、調停等の方式で適時に紛争を解決する。</u>  <u>(3) 事件の性質に応じて、簡易手続又は普通手続の適用を決定する。</u>  <u>(4) 開廷審理が必要な場合には、当事者が証拠を交換して、紛争の焦点を明確にするよう要求する。</u></p>
<p>第3 節 開廷審理</p>	<p>第3 節 開廷審理</p>
<p><b>第120 条</b>          人民法院は、民事事件を審理する場合には、国家秘密と個人のプライバシーに及ぶ事件又は法律に別の規定がある事件を除いて、全て公開して行わなければならない。          離婚事件、営業秘密に関する事件で、当事者が非公開審理を申し立てたものについては、非公開で審理を行うことができる。</p>	<p><b>第133 条</b>          人民法院は、民事事件を審理する場合には、国家秘密と個人のプライバシーに及ぶ事件又は法律に別の規定がある事件を除いて、全て公開して行わなければならない。          離婚事件、営業秘密に関する事件で、当事者が非公開審理を申し立てたものについては、非公開で審理を行うことができる。</p>
<p><b>第121 条</b>          人民法院は、民事事件を審理する場合において、必要に基づいて巡回して審理を行うときは、現地において事件を取り扱う。</p>	<p><b>第134 条</b>          人民法院は、民事事件を審理する場合において、必要に基づいて巡回して審理を行うときは、現地において事件を取り扱う。</p>
<p><b>第122 条</b>          人民法院は、民事事件を審理する場合には、開廷の3 日前までに、当事者及びその他の訴訟参加人に通知しなければならない。公開審理を行う場合には、当事者の姓名、事件名と開廷の時間、場所を公告しなければならない。</p>	<p><b>第135 条</b>          人民法院は、民事事件を審理する場合には、開廷の 3 日前までに、当事者及びその他の訴訟参加人に通知しなければならない。公開審理を行う場合には、当事者の姓名、事件名と開廷の時間、場所を公告しなければならない。</p>
<p><b>第123 条</b>          開廷審理の前に、書記は当事者その他の訴訟参加人が出廷しているか否かを調べて明らかにし、法廷紀律を宣告しなければならない。</p>	<p><b>第136 条</b>          開廷審理の前に、書記は当事者その他の訴訟参加人が出廷しているか否かを調べて明らかにし、法廷紀律を宣告しなければならない。</p>

## 「中華人民共和國民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>開廷審理を行うときは、裁判長は、当事者を確認し、事件名を宣告し、裁判官と書記の名前を明らかにし、当事者に訴訟上の権利義務を告知し、かつ当事者に忌避の申立を行う否かを尋問する。</p>	<p>開廷審理を行うときは、裁判長は、当事者を確認し、事件名を宣告し、裁判官と書記の名前を明らかにし、当事者に訴訟上の権利義務を告知し、かつ当事者に忌避の申立を行う否かを尋問する。</p>
<p>第124 条 法廷における調査は、次に掲げる順序により行う。</p> <p>(1) 当事者の陳述 (2) 証人の権利義務の告知、証人の証言並びに出廷していない証人の証言の朗読 (3) 書証、物証及び視聴覚資料の呈示 (4) 鑑定結果の朗読 (5) 検証記録の朗読</p>	<p><b>第137 条</b> 法廷における調査は、次に掲げる順序により行う。</p> <p>(1) 当事者の陳述 (2) 証人の権利義務の告知、証人の証言並びに出廷していない証人の証言の朗読 <b>(3) 書証、物証、視聴覚資料及びデジタルデータの呈示</b> (4) <b>鑑定意見</b>の朗読 (5) 検証記録の朗読</p>
<p>第125 条 当事者は、法廷において新しい証拠を提出することができる。 当事者は、法廷の許可を得て、証人、鑑定人と検証人に質問することができる。 当事者が新たに調査、鑑定、又は検証を行うことを要求した場合には、許可するか否かは、人民法院が決定する。</p>	<p>第138 条 当事者は、法廷において新しい証拠を提出することができる。 当事者は、法廷の許可を得て、証人、鑑定人と検証人に質問することができる。 当事者が新たに調査、鑑定、又は検証を行うことを要求した場合には、許可するか否かは、人民法院が決定する。</p>
<p>第126 条 原告が訴訟上の請求を追加し、被告が反訴を提起し、又は第三者が事件に関連する訴訟上の請求を提出した場合には、併合して審理することができる。</p>	<p>第139 条 原告が訴訟上の請求を追加し、被告が反訴を提起し、又は第三者が事件に関連する訴訟上の請求を提出した場合には、併合して審理することができる。</p>
<p>第127 条 法廷弁論は、次に掲げる順序により行う。</p> <p>(1)原告及びその訴訟代理人の発言 (2)被告及びその訴訟代理人の答弁 (3)第三者及びその訴訟代理人の発言又は答弁 (4)相互弁論 法廷弁論が終結した後、裁判長が原告、被告及び第三者の順序で各人の最終陳述を求める。</p>	<p>第140 条 法廷弁論は、次に掲げる順序により行う。</p> <p>(1)原告及びその訴訟代理人の発言 (2)被告及びその訴訟代理人の答弁 (3)第三者及びその訴訟代理人の発言又は答弁 (4)相互弁論 法廷弁論が終結した後、裁判長が原告、被告及び第三者の順序で各人の最終陳述を求める。</p>
<p>第128 条 法廷弁論が終結した後、法により判決を下さなければならない。判決前に調解をすること</p>	<p>第141 条 法廷弁論が終結した後、法により判決を下さなければならない。判決前に調解をすることが</p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>ができる場合には、さらに調解をすすめることができる。調解が成立しない場合には、速やかに判決を下さなければならない。</p>	<p>できる場合には、さらに調解をすすめることができる。調解が成立しない場合には、速やかに判決を下さなければならない。</p>
<p>第129 条 原告が召喚状により召喚され、正当な理由なく出廷を拒絶し、又は法廷の許可を得ないで中途退廷した場合には、訴えの取下として処理することができる。被告が反訴した場合には、欠席判決を下すことができる。</p>	<p>第142 条 原告が召喚状により召喚され、正当な理由なく出廷を拒絶し、又は法廷の許可を得ないで中途退廷した場合には、訴えの取下として処理することができる。被告が反訴した場合には、欠席判決を下すことができる。</p>
<p>第130 条 被告が召喚状により召喚され、正当な理由なく出廷を拒絶し、又は法廷の許可を得ないで中途退廷した場合には、欠席判決を下すことができる。</p>	<p>第143 条 被告が召喚状により召喚され、正当な理由なく出廷を拒絶し、又は法廷の許可を得ないで中途退廷した場合には、欠席判決を下すことができる。</p>
<p>第131 条 判決を言い渡す前に、原告が訴えの取下を申し立てた場合には、許可するか否かは、人民法院が決定する。 人民法院が訴えの取下を許可しない旨を裁定した場合において、原告が召喚状により召喚され、正当な理由なく出廷を拒絶したときは、欠席判決を下すことができる。</p>	<p>第144 条 判決を言い渡す前に、原告が訴えの取下を申し立てた場合には、許可するか否かは、人民法院が決定する。 人民法院が訴えの取下を許可しない旨を裁定した場合において、原告が召喚状により召喚され、正当な理由なく出廷を拒絶したときは、欠席判決を下すことができる。</p>
<p>第132 条 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、開廷審理を延期することができる。 (1) 出廷しなければならない当事者及びその他の訴訟参加人が正当な理由があつて出廷しないとき (2) 当事者が臨時に忌避の申立を提出したとき (3) 新しい証人に出廷するよう通知し、新しい証拠を収集調査し、改めて鑑定、検証をする必要があり、又は補充調査をする必要があるとき (4) その他審理を延期すべき事由があるとき</p>	<p>第145 条 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、開廷審理を延期することができる。 (1) 出廷しなければならない当事者及びその他の訴訟参加人が正当な理由があつて出廷しないとき (2) 当事者が臨時に忌避の申立を提出したとき (3) 新しい証人に出廷するよう通知し、新しい証拠を収集調査し、改めて鑑定、検証をする必要があり、又は補充調査をする必要があるとき (4) その他審理を延期すべき事由があるとき</p>
<p>第133 条 書記は、法廷審理に係わる全ての活動を記録に記入し、裁判人員及び書記がこれに署名しなければならない。 法廷記録は、法廷で朗読しなければならない。当事者及びその他の訴訟参加人に、その</p>	<p>第146 条 書記は、法廷審理に係わる全ての活動を記録に記入し、裁判人員及び書記がこれに署名しなければならない。 法廷記録は、法廷で朗読しなければならない。当事者及びその他の訴訟参加人に、その法廷</p>

## 「中華人民共和國民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>法廷において、又は5 日以内に閲覧するよう告知することができる。当事者及びその他の訴訟参加人は、自己の陳述記録に遺漏又は誤りがあると認める場合には、補正をするよう申し立てる権利を有する。補正を認めない場合には、申立を文書中に記録しなければならない。</p> <p>法廷記録は、当事者及びその他の訴訟参加人が署名又は押印する。署名及び押印を拒絶した場合には、事情を明記し、記録につけなければならない。</p>	<p>において、又は5 日以内に閲覧するよう告知することができる。当事者及びその他の訴訟参加人は、自己の陳述記録に遺漏又は誤りがあると認める場合には、補正をするよう申し立てる権利を有する。補正を認めない場合には、申立を文書中に記録しなければならない。</p> <p>法廷記録は、当事者及びその他の訴訟参加人が署名又は押印する。署名及び押印を拒絶した場合には、事情を明記し、記録につけなければならない。</p>
<p>第134 条(判決の言渡し)</p> <p>人民法院は、公開で審理し、又は非公開で審理した事件について、一律に公開して判決を言い渡す。</p>	<p>第147 条</p> <p>人民法院は、公開で審理し、又は非公開で審理した事件について、一律に公開して判決を言い渡す。</p>
<p>法廷において直ちに判決を言い渡した場合には、10 日以内に判決書を送達しなければならない。期日を定めて判決の言渡をした場合には、判決の言渡し後、直ちに判決書を交付する。</p> <p>判決の言渡をする場合には、当事者に上訴の権利、上訴期間と上訴する人民法院を告知しなければならない。</p> <p>離婚判決の言渡をする場合には、判決の法的効力が生ずる前に他の者と結婚してはならない旨を当事者に告知しなければならない。</p>	<p>法廷において直ちに判決を言い渡した場合には、10 日以内に判決書を送達しなければならない。期日を定めて判決の言渡をした場合には、判決の言渡し後、直ちに判決書を交付する。</p> <p>判決の言渡をする場合には、当事者に上訴の権利、上訴期間と上訴する人民法院を告知しなければならない。</p> <p>離婚判決の言渡をする場合には、判決の法的効力が生ずる前に他の者と結婚してはならない旨を当事者に告知しなければならない。</p>
<p>第135 条</p> <p>人民法院が普通手続を適用して審理する事件は、事件を立件した日から6 か月以内に結審しなければならない。特別の事由により延長する必要がある場合には、その人民法院の院長が承認し、6 か月間延長することができる。さらに延長を必要とする場合には、上級の人民法院に報告し、承認を得るものとする。</p>	<p>第148 条</p> <p>人民法院が普通手続を適用して審理する事件は、事件を立件した日から 6 か月以内に結審しなければならない。特別の事由により延長する必要がある場合には、その人民法院の院長が承認し、6 か月間延長することができる。さらに延長を必要とする場合には、上級の人民法院に報告し、承認を得るものとする。</p>
<p>第4 節 訴訟の中断と終了</p>	<p>第4 節 訴訟の中断と終了</p>
<p>第136 条</p> <p>次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、訴訟を中断する。</p> <p>(1) 当事者の一方が死亡し、相続人が訴訟に参加するか否かの表明を待つ必要があるとき</p> <p>(2) 当事者の一方が訴訟能力を喪失し、その法定代理人が確定されていないとき</p>	<p>第149 条</p> <p>次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、訴訟を中断する。</p> <p>(1) 当事者の一方が死亡し、相続人が訴訟に参加するか否かの表明を待つ必要があるとき</p> <p>(2) 当事者の一方が訴訟能力を喪失し、その法定代理人が確定されていないとき</p>

## 「中華人民共和國民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>(3) 当事者の一方である法人又はその他の組織が消滅し、権利義務の承継人が確定していないとき</p> <p>(4) 当事者の一方が不可抗力により、訴訟に参加することができないとき</p> <p>(5) 事件が別の事件の審理結果に依拠しなければならないものであって、その事件の審理が、まだ結審していないとき</p>	<p>(3) 当事者の一方である法人又はその他の組織が消滅し、権利義務の承継人が確定していないとき</p> <p>(4) 当事者の一方が不可抗力により、訴訟に参加することができないとき</p> <p>(5) 事件が別の事件の審理結果に依拠しなければならないものであって、その事件の審理が、まだ結審していないとき</p>
<p>(6) その他訴訟を中断すべき事由があるとき 訴訟を中断すべき事由が解消した後は、訴訟手続きを再開する。</p>	<p>(6) その他訴訟を中断すべき事由があるとき 訴訟を中断すべき事由が解消した後は、訴訟手続きを再開する。</p>
<p><b>第137 条</b> 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、訴訟を終了する。</p> <p>(1) 原告が死亡し、相続人がなく、又は相続人が訴訟上の権利を放棄したとき</p> <p>(2) 被告が死亡し、遺産がなく、かつ義務を負うべき者がいないとき</p> <p>(3) 離婚事件の当事者の一方が死亡したとき</p> <p>(4) 扶助費、扶養費又は養育費を請求する事件及び養親子関係を解除する事件の当事者の一方が死亡したとき</p>	<p><b>第150 条</b> 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、訴訟を終了する。</p> <p>(1) 原告が死亡し、相続人がなく、又は相続人が訴訟上の権利を放棄したとき</p> <p>(2) 被告が死亡し、遺産がなく、かつ義務を負うべき者がいないとき</p> <p>(3) 離婚事件の当事者の一方が死亡したとき</p> <p>(4) 扶助費、扶養費又は養育費を請求する事件及び養親子関係を解除する事件の当事者の一方が死亡したとき</p>
<p>第5 節 判決と裁定</p>	<p>第5 節 判決と裁定</p>
<p><b>第138 条</b> 判決書には、次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。</p> <p>(1) 事件名、訴訟上の請求、係争に係る事実及び理由</p> <p>(2) 判決で認定した事実、理由及び適用した法律根拠</p> <p>(3) 判決の結果及び訴訟費用の負担</p> <p>(4) 上訴期間及び上訴する人民法院 判決書には、裁判人員と書記が署名し、人民法院の印章を押印する。</p>	<p><b>第151 条</b> <u>判決書は判決結果及び当該判決を下した理由を明記したものでなければならない。判決書の内容は次の各号を含む。</u></p> <p>(1) 事件名、訴訟上の請求、紛争に係る事実及び理由</p> <p>(2) <u>判決で認定した事実と適用法律及びその理由</u></p> <p>(3) 判決の結果及び訴訟費用の負担</p> <p>(4) 上訴期間及び上訴する人民法院 判決書には、裁判人員と書記が署名し、人民法院の印章を押印する。</p>
<p><b>第139 条</b> 人民法院が事件を審理する場合において、そのうちの一部の事実がすでに明らかとなったときは、その部分について先に判決を下すことができる。</p>	<p><b>第152 条</b> 人民法院が事件を審理する場合において、そのうちの一部の事実がすでに明らかとなったときは、その部分について先に判決を下すことができる。</p>
<p><b>第140 条</b></p>	<p><b>第153 条</b></p>

# 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>裁定は、次の各号に掲げる範囲に適用する。</p> <p>(1) 事件を受理しないとき  (2) 管轄権に対して異議のあるとき  (3) 提訴を却下するとき  (4) 財産保全及び仮執行  (5) 訴訟の取下を許可し、又は許可しないとき  (6) 訴訟を中断し、又は終了するとき  (7) 判決書の誤記を補正するとき  (8) 執行の中断又は終了  (9) 仲裁判断を執行しないとき  (10) 公証機関が強制執行の効力を賦与した債権文書を執行しないとき  (11) 裁定により解決することを必要とするその他の事項</p> <p>前項第1号から第3号までの定めに係る裁定については、上訴することができる。</p> <p>裁定書は、裁判人員と書記が署名し、人民法院の印章を押印する。口頭による裁定の場合には、記録に記入する。</p>	<p><b>裁定書は裁定結果及び当該裁定を下した理由を明記したものでなければならない。裁定の適用範囲は次の各号を含む。</b></p> <p>(1) 事件を受理しないとき  (2) 管轄権について異議があるとき  (3) 提訴を却下するとき  <b>(4) 保全及び仮執行</b>  (5) 訴訟の取下を許可し、又は許可しないとき  (6) 訴訟を中断し、又は終了するとき  (7) 判決書の誤記を補正するとき  (8) 執行の中断又は終了  (9) 仲裁裁決を執行しないとき  (10) 公証機関が強制執行の効力を賦与した債権文書を執行しないとき  (11) 裁定により解決することを必要とするその他の事項</p> <p>前項第1号から第3号までの定めに係る裁定については、上訴することができる。</p> <p>裁定書は、裁判人員と書記が署名し、人民法院の印章を押印する。口頭による裁定の場合には、記録に記入する。</p>
<p><b>第141条</b></p> <p>最高人民法院の判決と裁定、並びに法によって上訴することができず、又は上訴期間中に上訴せず、期間を経過した判決、裁定は、法的効力の生じた判決及び裁定となる。</p>	<p><b>第154条</b></p> <p>最高人民法院の判決と裁定、並びに法によって上訴することができず、又は上訴期間中に上訴せず、期間を経過した判決、裁定は、法的効力の生じた判決及び裁定となる。</p>
	<p><b>第155条</b></p> <p><b>公衆は法的効力を生じた判決書、裁定書を調べ、閲覧することができる。但し、国家秘密、営業秘密及び個人のプライバシーに係る内容はこの限りではない。</b></p>
<p><b>第13章 簡易手続</b></p>	<p><b>第13章 簡易手続</b></p>
<p><b>第142条</b></p> <p>基層人民法院とその派遣する法廷が、事実が明らかであり、権利義務関係が明確であり、係争の大きくない簡単な民事事件を審理する場合には、本章の規定を適用する。</p>	<p><b>第156条</b></p> <p><b>基層人民法院とその派遣する法廷が、事実が明らかであり、権利義務関係が明確であり、係争の大きくない簡単な民事事件を審理する場合には、本章の規定を適用する。</b></p> <p><b>前項に定める以外の民事事件についても、当事者双方は簡易手続の適用を約定することができる。</b></p>
<p><b>第143条</b></p> <p>簡単な民事事件については、原告は、</p>	<p><b>第157条</b></p> <p><b>簡単な民事事件については、原告は、口頭で</b></p>

## 「中華人民共和國民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>口頭で訴訟を提起することができる。当事者双方は、同時に基層人民法院又はその派遣した法廷に出頭し、係争の解決を請求することができる。基層人民法院又はその派遣した法廷は、即時に審理することができ、別に期日を定めて審理することもできる。</p>	<p><u>訴訟を提起することができる。</u> <u>当事者双方は、同時に基層人民法院又はその派遣した法廷に出頭し、係争の解決を請求することができる。基層人民法院又はその派遣した法廷は、即時に審理することができ、別に期日を定めて審理することもできる。</u></p>
<p>第 144 条 基層人民法院とその派遣した法廷は、簡単な民事事件を審理する場合には、簡便な方式をもって、随時、当事者及び証人を召喚することができる。</p>	<p><u>第 158 条</u> <u>基層人民法院とその派遣した法廷は、簡単な民事事件を審理する場合には、簡便な方式をもって、当事者及び証人を召喚し、文書を送達し、事件を審理することができるが、当事者の意見陳述の権利を保障しなければならない。</u></p>
<p>第 145 条 簡単な民事事件は、裁判官 1 名が単独で審理を担当し、かつ本法第 122 条、第 124 条及び第 127 条に定める制限を受けない。</p>	<p><u>第 159 条</u> <u>簡単な民事事件は、裁判官 1 名が単独で審理を担当し、かつ本法第 135 条、第 137 条及び第 140 条に定める制限を受けない。</u></p>
<p>第 146 条 人民法院は、簡易手続を適用して事件を審理する場合には、事件を立件した日から 3 か月以内に結審しなければならない。</p>	<p><u>第 160 条</u> <u>人民法院は、簡易手続を適用して事件を審理する場合には、事件を立件した日から 3 か月以内に結審しなければならない。</u></p>
	<p><u>第 161 条</u> <u>基層人民法院とその派遣した法廷は目的物価値が人民元 5,000 元以下である民事事件を審理するとき、一審終審制とする。</u></p>
<p>第 14 章 第二審の手続</p>	<p><u>第 14 章 第二審の手続</u></p>
<p>第 147 条 当事者は、地方人民法院の第一審判決に不服のある場合には、判決書の送達の日から 15 日以内に、1 級上の人民法院に上訴を提起する権利を有する。当事者は、地方人民法院の第一審の裁定に不服のある場合には、裁定書の送達の日から 10 日以内に、1 級上の人民法院に上訴を提起する権利を有する。</p>	<p><u>第 162 条</u> <u>当事者は、地方人民法院の第一審判決に不服のある場合には、判決書の送達の日から 15 日以内に、1 級上の人民法院に上訴を提起する権利を有する。</u> <u>当事者は、地方人民法院の第一審の裁定に不服のある場合には、裁定書の送達の日から 10 日以内に、1 級上の人民法院に上訴を提起する権利を有する。</u></p>
<p>第 148 条 上訴する場合には、上訴状を提出しなければならない。上訴状には、当事者</p>	<p><u>第 163 条</u> <u>上訴する場合には上訴状を提出しなければならない。上訴状の内容は次の各号を含む。</u></p>

## 「中華人民共和國民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>の姓名、法人の名称及びその法定代表者の姓名、又はその他の組織の名称及びその主たる責任者の姓名、原審人民法院の名称、事件の番号と事件名、上訴の請求及び理由が含まれていなければならない。</p>	<p><b>(1) 当事者の氏名、性別、年齢、民族、職業、勤務先、住所、身分証番号、連絡方法、法人又はその他の組織の名称、住所と法定代表人又は主要責任者の氏名、職務、連絡方法</b>  <b>(2) 原審人民法院の名称、案件番号と案件名</b>  <b>(3) 上訴の請求及び理由</b></p>
<p><b>第 149 条</b>          上訴状は原審の人民法院を通じて提出し、かつ相手方当事者又は代表者の人数に応じて副本を提出しなければならない。          当事者が直接に第二審の人民法院に上訴した場合は、第二審の人民法院は、5 日以内に上訴状を原審の人民法院に移送・交付しなければならない。</p>	<p><b>第 164 条</b>  <u>上訴状は原審の人民法院を通じて提出し、かつ相手方当事者又は代表者の人数に応じて副本を提出しなければならない。</u>  <u>当事者が直接に第二審の人民法院に上訴した場合は、第二審の人民法院は、5 日以内に上訴状を原審の人民法院に移送・交付しなければならない。</u></p>
<p><b>第 150 条</b>          原審人民法院は、上訴状を受理した後 5 日以内に上訴状の副本を相手方当事者に送達し、相手方当事者は、受け取った日から 15 日以内に答弁書を提出する。人民法院は、答弁書を受け取った日から 5 日以内に副本を上訴人に送達しなければならない。相手方当事者が答弁書を提出しない場合にも、人民法院の審理に影響を及ぼすことはない。          原審人民法院は、上訴状と答弁書を受け取った場合には、5 日以内に全ての事件記録及び証拠と共に、第二審の人民法院に送付しなければならない。</p>	<p><b>第 165 条</b>  <u>原審人民法院は、上訴状を受理した後 5 日以内に上訴状の副本を相手方当事者に送達し、相手方当事者は、受け取った日から 15 日以内に答弁書を提出する。人民法院は、答弁書を受け取った日から 5 日以内に副本を上訴人に送達しなければならない。相手方当事者が答弁書を提出しない場合にも、人民法院の審理に影響を及ぼすことはない。</u>  <u>原審人民法院は、上訴状と答弁書を受け取った場合には、5 日以内に全ての事件記録及び証拠と共に、第二審の人民法院に送付しなければならない。</u></p>
<p><b>第 151 条</b>          第二審の人民法院は、上訴に係る請求に関する事実と適用された法律に対して審査を行わなければならない。</p>	<p><b>第 166 条</b>  <u>第二審の人民法院は、上訴に係る請求に関する事実と適用された法律に対して審査を行わなければならない。</u></p>
<p><b>第 152 条</b>          第二審の人民法院は、上訴事件について、合議廷を構成し、開廷して審理しなければならない。記録の閲覧と調査並びに当事者への尋問を経て、事実を確認して明らかにした後、合議廷は、開廷して審理をする必要がないと認める場合は、直接に判決及び裁定を行</p>	<p><b>第 167 条</b>  <u>第二審の人民法院は、上訴事件について、合議廷を構成し、開廷して審理しなければならない。記録の閲覧と調査並びに当事者への尋問を経て、事実を確認して明らかにした後、合議廷は、開廷して審理をする必要がないと認める場合は、直接に判決及び裁定を行</u></p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>うことができる。 第二審の人民法院は、上訴事件を審理する場合には、当該人民法院で行うことができ、又は事件発生地もしくは原審の人民法院の所在地において行うことができる。</p>	<p><b>第二審の人民法院は、上訴事件を審理する場合には、当該人民法院で行うことができ、又は事件発生地もしくは原審の人民法院の所在地において行うことができる。</b></p>
<p>第 153 条 第二審の人民法院は、上訴事件について、審理の上、次の各号に掲げる状況に応じて、それぞれ処理する。 (1) 原判決の事実の認定が明らかであり、法律の適用が正確である場合には、判決は、上訴を棄却し、原判決を維持する。 (2) 原判決の法律の適用に誤りがある場合には、法により改めて判決する。 (3) 原判決の事実の認定に誤りがあり、又は原判決の事実の認定が明確でなく、証拠が不足である場合には、原判決を取り消す裁定をし、原審の人民法院に差し戻して再審理させ、又は事実を調査して明らかにした後に改めて判決する。 (4) 原判決が法定手続に違反し、事件の正確な判決に影響を及ぼすおそれがある場合には、原判決を取り消す裁定をし、原審の人民法院に差し戻して再審理させる。 当事者は、再審理された事件の判決、裁定に対して、上訴することができる。</p>	<p><b>第 168 条</b> <b>第二審の人民法院は、上訴事件について、審理の上、次の各号に掲げる状況に応じて、それぞれ処理する。</b> <b>(1) 原判決の事実の認定が明らかであり、法律の適用が正確である場合には、上訴を棄却し、原判決を維持する旨の判決を下す。</b> <b>(2) 原判決の事実の認定又は法律の適用に誤りがある場合、法により改めて判決する。</b> <b>(3) 原判決の基本的事実の認定が明確でない場合、原判決を取消し、原審の人民法院に差し戻して再審理させ、又は事実を調査して明らかにした後に改めて判決する旨の裁定を下す。</b> <b>(4) 原判決では当事者を遺漏し又は法律に違反して欠席判決をする等法定手続に由々しく違反した場合、原判決を取消し、原審の人民法院に差し戻して再審理させる旨の裁定を下す。</b> <b>原審人民法院が再審理に差し戻された事件について判決を下した後に、当事者が上訴を提起した場合、第二審の人民法院は法により判決を下すものとする。</b></p>
<p>第 154 条 第二審の人民法院は、第一審の人民法院の裁定に不服のある上訴事件の処理については、一律に裁定を用いる。</p>	<p><b>第 169 条</b> <b>第二審の人民法院は、第一審の人民法院の裁定に不服のある上訴事件の処理については、一律に裁定を用いる。</b></p>
<p>第 155 条 第二審の人民法院は、上訴事件を審理する場合に、調解を行うことができる。調解により合意に達した場合には、調解書を作成しなければならず、裁判官、書記官が署名し、人民法院の印章を押印する。</p>	<p><b>第 170 条</b> <b>第二審の人民法院は、上訴事件を審理する場合に、調解を行うことができる。調解により合意に達した場合には、調解書を作成しなければならず、裁判官、書記官が署名し、人民法院の印章を押印する。</b> <b>調解書が送達された後、原審の人民法院の判</b></p>

## 「中華人民共和國民事訴訟法」改正前後の対照表

調解書が送達された後、原審の人民法院の判決は、取り消されたものとみなす。	<u>決は、取り消されたものとみなす。</u>
第 156 条 第二審の人民法院の判決宣告前に、上訴人が上訴の取下の申立をした場合には、許可するか否かは、第二審の人民法院が裁定する。	<u>第 171 条 第二審の人民法院の判決宣告前に、上訴人が上訴の取下の申立をした場合には、許可するか否かは、第二審の人民法院が裁定する。</u>
第 157 条 第二審の人民法院が上訴事件を審理する場合には、本章の規定によるほか、第一審の普通手続を適用する。	<u>第 172 条 第二審の人民法院が上訴事件を審理する場合には、本章の規定によるほか、第一審の普通手続を適用する。</u>
第 158 条 第二審の人民法院の判決、裁定は、終審の判決、裁定とする。	<u>第 173 条 第二審の人民法院の判決、裁定は、終審の判決、裁定とする。</u>
第 159 条 人民法院は、判決に対する上訴事件を審理する場合には、第二審の事件を立件した日から 3 か月以内に結審しなければならない。特段の事由により延長を必要とする場合には、当該人民法院の院長が承認する。 人民法院は、裁定に対する上訴事件を審理する場合には、第二審の事件を立件した日から 30 日以内に終審の裁定を下さなければならない。	<u>第 174 条 人民法院は、判決に対する上訴事件を審理する場合には、第二審の事件を立件した日から 3 か月以内に結審しなければならない。特段の事由により延長を必要とする場合には、当該人民法院の院長が承認する。 人民法院は、裁定に対する上訴事件を審理する場合には、第二審の事件を立件した日から 30 日以内に終審の裁定を下さなければならない。</u>
第 15 章 特別手続	<u>第 15 章 特別手続</u>
第 1 節 一般規定	<u>第 1 節 一般規定</u>
第 160 条 人民法院は、選挙人資格事件、失踪宣告及び死亡宣告事件、公民の民事行為無能力又は制限民事行為能力事件と無主財産認定事件を審理する場合には、本章の定めを適用する。本章に定めのない事項については、本法その他の法律の関係規定を適用する。	<u>第 175 条 人民法院は選挙人資格事件、失踪宣告又は死亡宣告事件、公民の民事行為無能力又は制限民事行為能力の認定事件、無主財産認定事件、調停合意確認事件と担保物権実現事件を審理する場合には、本章の定めを適用する。本章に定めのない事項については、本法及びその他の法律の関係規定を適用する。</u>
第 161 条 本章に定める手続によって審理する事件は、一審終審制とする。選挙人資格事件又は重大もしくは困難である事件は、裁判官が合議廷を構成して審	<u>第 176 条 本章に定める手続によって審理する事件は、一審終審制とする。選挙人資格事件又は重大もしくは困難である事件は、裁判官が合議廷を構成して審理する。その他の事件は、裁判官 1</u>

## 「中華人民共和國民事訴訟法」改正前後の対照表

理する。その他の事件は、裁判官 1 名が単独で審理を担当する。	<u>名が単独で審理を担当する。</u>
第 162 条 人民法院が本章に定める手続によって事件を審理する過程において、事件が民事上の権益に係る係争に属するものであることが判明した場合には、特別手続の終結を裁定し、かつ利害関係人に別に訴訟を提起することができることを告知しなければならない。	<b>第 177 条</b> <u>人民法院が本章に定める手続によって事件を審理する過程において、事件が民事上の権益に係る係争に属するものであることが判明した場合には、特別手続の終結を裁定し、かつ利害関係人に別に訴訟を提起することができることを告知しなければならない。</u>
第 163 条 人民法院が特別手続を適用して審理する事件は、事件を立件した日から 30 日、又は公告期間満了後 30 日以内に結審しなければならない。特段の事由により延長を必要とする場合には、当該人民法院の院長が承認する。但し、選挙人資格事件を審理する場合は、この限りではない。	<b>第 178 条</b> <u>人民法院が特別手続を適用して審理する事件は、事件を立件した日から 30 日、又は公告期間満了後 30 日以内に結審しなければならない。特段の事由により延長を必要とする場合には、当該人民法院の院長が承認する。但し、選挙人資格事件を審理する場合は、この限りではない。</u>
第 2 節 選挙人資格事件	<b>第 2 節 選挙人資格事件</b>
第 164 条 公民が選挙委員会の選挙人資格にかかわる異議申立に対して下した処理決定に不服がある場合には、選挙日の 5 日前までに、選挙区所在地の基層人民法院に訴訟を提起することができる。	<b>第 179 条</b> <u>公民が選挙委員会の選挙人資格にかかわる異議申立に対して下した処理決定に不服がある場合には、選挙日の 5 日前までに、選挙区所在地の基層人民法院に訴訟を提起することができる。</u>
第 165 条 人民法院は、選挙人資格事件を受理した後は、選挙日前に結審しなければならない。審理をする場合、訴訟を提起した者、選挙委員会の代表と関係する公民が参加しなければならない。人民法院の判決書は、選挙日前に、選挙委員会と訴訟を提起した者に送達し、かつ関係する公民に通知しなければならない。	<b>第 180 条</b> <u>人民法院は、選挙人資格事件を受理した後は、選挙日前に結審しなければならない。審理をする場合、訴訟を提起した者、選挙委員会の代表と関係する公民が参加しなければならない。人民法院の判決書は、選挙日前に、選挙委員会と訴訟を提起した者に送達し、かつ関係する公民に通知しなければならない。</u>
第 3 節 失踪宣告と死亡宣告事件	<b>第 3 節 失踪宣告と死亡宣告事件</b>
第 166 条 公民の行方が不明になり満 2 年が経	<b>第 181 条</b> <u>公民の行方が不明になり満 2 年が経過し、利</u>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>過し、利害関係人がその者の失踪宣告を申し立てる場合には、行方不明者の住所地の基層人民法院に提出しなければならない。</p> <p>申立書には、失踪の事実、期間及び請求を明記し、かつ公安機関その他の関係機関の当該公民の行方不明に関する書面による証明書類を添付しなければならない。</p>	<p><u>利害関係人がその者の失踪宣告を申し立てる場合には、行方不明者の住所地の基層人民法院に提出しなければならない。</u></p> <p><u>申立書には、失踪の事実、期間及び請求を明記し、かつ公安機関その他の関係機関の当該公民の行方不明に関する書面による証明書類を添付しなければならない。</u></p>
<p>第 167 条</p> <p>公民の行方が不明になり満 4 年が経過し、又は不慮の事故により行方不明になり満 2 年が経過し、又は不慮の事故で行方不明になり、当該公民に生存の可能性のないことに関する関係機関の証明を得た場合において、利害関係人が当該公民の死亡宣告を申し立てるときは、行方不明者の住所地の基層人民法院に提出する。</p>	<p><b>第 182 条</b></p> <p><u>公民の行方が不明になり満 4 年が経過し、又は不慮の事故により行方不明になり満 2 年が経過し、又は不慮の事故で行方不明になり、当該公民に生存の可能性のないことに関する関係機関の証明を得た場合において、利害関係人が当該公民の死亡宣告を申し立てるときは、行方不明者の住所地の基層人民法院に提出する。</u></p>
<p>申立書には、行方不明の事実、期間及び請求を明記し、かつ公安機関又はその他の関係機関の当該公民の行方不明に関する書面による証明書類を添付しなければならない。</p>	<p><u>申立書には、行方不明の事実、期間及び請求を明記し、かつ公安機関又はその他の関係機関の当該公民の行方不明に関する書面による証明書類を添付しなければならない。</u></p>
<p>第 168 条</p> <p>人民法院は、失踪宣告及び死亡宣告事件を受理した後、行方不明者を捜索する公告を発しなければならない。失踪宣告の公告期間は 3 か月とし、死亡宣告の公告期間は 1 年とする。不慮の事故により行方不明となり、当該公民の生存の可能性がないことに関する関係機関の証明を得た場合には、死亡宣告の公告期間は、3 か月とする。</p> <p>公告期間が満了した場合には、人民法院は、失踪宣告又は死亡宣告される事実が確認されたか否かに基づいて、失踪宣告、死亡宣告の判決、又は申立棄却の判決を下さなければならない。</p>	<p><b>第 183 条</b></p> <p><u>人民法院は、失踪宣告及び死亡宣告事件を受理した後、行方不明者を捜索する公告を発しなければならない。失踪宣告の公告期間は 3 か月とし、死亡宣告の公告期間は 1 年とする。不慮の事故により行方不明となり、当該公民の生存の可能性がないことに関する関係機関の証明を得た場合には、死亡宣告の公告期間は、3 か月とする。</u></p> <p><u>公告期間が満了した場合には、人民法院は、失踪宣告又は死亡宣告される事実が確認されたか否かに基づいて、失踪宣告、死亡宣告の判決、又は申立棄却の判決を下さなければならない。</u></p>
<p>第 169 条</p> <p>失踪宣告又は死亡宣告された公民が、その後出現した場合には、本人又は利</p>	<p><b>第 184 条</b></p> <p><u>失踪宣告又は死亡宣告された公民が、その後出現した場合には、本人又は利害関係人の申</u></p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>害関係人の申立により、人民法院は、新たな判決を下し、原判決を取り消されなければならない。</p>	<p><u>立により、人民法院は、新たな判決を下し、原判決を取り消されなければならない。</u></p>
<p>第4節 公民の民事行為無能力、制限民事行為能力認定事件</p>	<p><u>第4節 公民の民事行為無能力、制限民事行為能力認定事件</u></p>
<p>第170条 公民の民事行為無能力又は制限民事行為能力の認定を申し立てる場合には、近親者又はその他の利害関係人が、当該公民の住所地の基層人民法院に提出する。 申立書には、その公民の民事行為無能力又は制限民事行為能力の事実及び根拠を明記しなければならない。</p>	<p><u>第185条 公民の民事行為無能力又は制限民事行為能力の認定を申し立てる場合には、近親者又はその他の利害関係人が、当該公民の住所地の基層人民法院に提出する。 申立書には、その公民の民事行為無能力又は制限民事行為能力の事実及び根拠を明記しなければならない。</u></p>
<p>第171条 人民法院は、申立を受理した後、必要がある場合には、民事行為無能力又は制限民事行為能力の認定を請求された公民に対して、鑑定を行わなければならない。申立人がすでに鑑定結果を提出している場合、鑑定結果について審査を行わなければならない。</p>	<p><u>第186条 人民法院は、申立を受理した後、必要がある場合には、民事行為無能力又は制限民事行為能力の認定を請求された公民に対して、鑑定を行わなければならない。申立人がすでに鑑定結果を提出している場合、鑑定意見について審査を行わなければならない。</u></p>
<p>第172条 人民法院が公民の民事行為無能力又は制限民事行為能力事件を審理する場合には、当該公民の近親者が代理人にならなければならない。但し、当該近親者が申立人である場合を除く。近親者が互いに責任を転嫁しようとする場合には、人民法院がそのうちの1名を指定し、代理人とする。当該公民の健康状況が許す場合には、本人の意見を聴取しなければならない。 人民法院は、審理を経て申立に係る事実根拠があると認定した場合には、当該公民は民事行為無能力者又は制限民事行為能力者であると判決する。申立に係る事実根拠がないと認定した場合には、棄却の判決を下さなければならない。</p>	<p><u>第187条 人民法院が公民の民事行為無能力又は制限民事行為能力事件を審理する場合には、当該公民の近親者が代理人にならなければならない。但し、当該近親者が申立人である場合を除く。近親者が互いに責任を転嫁しようとする場合には、人民法院がそのうちの1名を指定し、代理人とする。当該公民の健康状況が許す場合には、本人の意見を聴取しなければならない。 人民法院は、審理を経て申立に係る事実根拠があると認定した場合には、当該公民は民事行為無能力者又は制限民事行為能力者であると判決する。申立に係る事実根拠がないと認定した場合には、棄却の判決を下さなければならない。</u></p>
<p>第173条 人民法院は、民事行為無能力者、制限</p>	<p><u>第188条 人民法院は、民事行為無能力者、制限民事行</u></p>

## 「中華人民共和國民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>民事行為能力者であると認定された者又はその者の後見人の申立に基づき、当該公民の民事行為無能力又は制限民事行為能力の事由がすでに解消していることが実証された場合には、新たな判決を下し、原判決を取り消さなければならない。</p>	<p><u>為能力者であると認定された者又はその者の後見人の申立に基づき、当該公民の民事行為無能力又は制限民事行為能力の事由がすでに解消していることが実証された場合には、新たな判決を下し、原判決を取り消さなければならない。</u></p>
<p>第 5 節 無主財産の認定事件</p>	<p>第 5 節 無主財産の認定事件</p>
<p>第 174 条 無主財産の認定を申し立てる場合には、公民、法人又はその他の組織が財産の所在地の基層人民法院に提出する。 申立書には、財産の種類、数量及び無主財産認定を請求する根拠を明記しなければならない。</p>	<p><u>第 189 条 無主財産の認定を申し立てる場合には、公民、法人又はその他の組織が財産の所在地の基層人民法院に提出する。 申立書には、財産の種類、数量及び無主財産認定を請求する根拠を明記しなければならない。</u></p>
<p>第 175 条 人民法院は、申立を受理した後に、審査及び事実確認を経て、財産確認公告を発しなければならない。 公告して満 1 年を経過して、なお、確認し、受け取る者がいない場合には、無主財産認定の判決を下し、国又は集団の所有とする。</p>	<p><u>第 190 条 人民法院は、申立を受理した後に、審査及び事実確認を経て、財産確認公告を発しなければならない。 公告して満 1 年を経過して、なお、確認し、受け取る者がいない場合には、無主財産認定の判決を下し、国又は集団の所有とする。</u></p>
<p>第 176 条 無主財産認定の判決を下した後に、原財産所有者又は相続人が出現した場合において、民法通則に定める訴訟時効期間内であるときは、財産について請求を提出することができ、人民法院は、審査の結果、事実であったことが判明した後に、新たな判決を下し、原判決を取り消さなければならない。</p>	<p><u>第 191 条 無主財産認定の判決を下した後に、原財産所有者又は相続人が出現した場合において、民法通則に定める訴訟時効期間内であるときは、財産について請求を提出することができ、人民法院は、審査の結果、事実であったことが判明した後に、新たな判決を下し、原判決を取り消さなければならない。</u></p>
<p></p>	<p>第 6 節 調停合意確認事件</p>
<p></p>	<p><u>第 192 条 調停合意の司法確認を申し立てる場合、当事者双方が人民調停法等の法律に従って、調停合意が効力を生じた日から 30 日以内に、共同で調停組織所在地の基層人民法院に申し立てるものとする。</u></p>
<p></p>	<p>第 193 条</p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

	<p><u>人民法院が申立を受理した後、審査を経て、法律の規定に合致するものについては、調停合意が有効である旨の裁定を下す。一方当事者が履行を拒絶し、又は一部しか履行していない場合、相手方当事者は人民法院に執行を申立てることができる。法律の規定に合致しないものについては、申立を却下する旨の裁定を下す。当事者は調停により元の調停合意を変更し、又は新たな調停合意に達成することができ、人民法院に提訴することもできる。</u></p>
	<p><b>第 7 節 担保物権実現事件</b></p>
	<p><b>第 194 条</b>  <u>担保物権の実現を申立てる場合、担保権者が物権法等の法律に従って、担保財産所在地の基層人民法院に提出するものとする。</u></p>
	<p><b>第 195 条</b>  <u>人民法院が申立を受理した後、審査を経て、法律の規定に合致するものについては、担保財産を競売、換金する旨の裁定を下す。一方当事者が履行を拒絶し、又は一部しか履行していない場合、相手方当事者は人民法院に執行を申立てることができる。法律の規定に合致しないものについては、申立を却下する旨の裁定を下す。当事者は人民法院に提訴することができる。</u></p>
<p>第 16 章 裁判監督手続</p>	<p><b>第 16 章 裁判監督手続</b></p>
<p><b>第 177 条</b>          各級人民法院の院長は、すでに法的効力を生じた当該人民法院の判決、裁定について、明らかな誤りがあり、再審の必要があると認めた場合は、審判委員会に提出し、討論の上決定しなければならない。          最高人民法院はすでに法的効力を生じた地方各級人民法院の判決、裁定について、また上級人民法院は、すでに法的効力を生じた下級人民法院の判決、裁定について、明らかな誤りのあることを発見した場合には、自ら再審を行い、又は下級人民法院に再審を命ずる権限を有する。</p>	<p><b>第 196 条</b>  <u>各級人民法院の院長は、すでに法的効力を生じた当該人民法院の判決、裁定について、明らかな誤りがあり、再審の必要があると認めた場合は、審判委員会に提出し、討論の上決定しなければならない。</u>  <u>最高人民法院はすでに法的効力を生じた地方各級人民法院の判決、裁定について、また上級人民法院は、すでに法的効力を生じた下級人民法院の判決、裁定について、明らかな誤りのあることを発見した場合には、自ら再審を行い、又は下級人民法院に再審を命ずる権限を有する。</u></p>

## 「中華人民共和國民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>第 178 条 当事者は、すでに法的効力を生じた判決、裁定について誤りがあると認める場合には、一級上の人民法院に再審を申し立てることができる。但し、判決、裁定の執行は、停止しない。</p>	<p><b>第 197 条</b> <u>当事者は、すでに法的効力を生じた判決、裁定について誤りがあると認める場合には、一級上の人民法院に再審を申し立てることができる。公民の間に発生した事件の場合、原審人民法院に再審を申し立てることもできる。当事者が再審を申し立てる場合、判決、裁定の執行は停止しない。</u></p>
<p>第 179 条 当事者の申立が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、人民法院は、再審をしなければならない。</p> <p>(1) 原判決、裁定を覆すのに十分な新たな証拠があるとき</p> <p>(2) 原判決、裁定で認定された基本事実は証拠による証明が足りないとき</p> <p>(3) 原判決、裁定で事実認定に用いられた主たる証拠は偽造のものであるとき</p> <p>(4) 原判決、裁定で事実認定に用いられた主たる証拠は証拠調べを経ていないとき</p> <p>(5) 事件の審理に必要である証拠について、当事者は客観的事由により自ら収集できず、書面により人民法院に調査、収集を申請したが、人民法院は調査、収集しなかったとき</p> <p>(6) 原判決、裁定の法律適用に明らかな誤りがあるとき</p> <p>(7) 法律の規定に違反する管轄の錯誤があるとき</p> <p>(8) 裁判組織の構成が適法ではなく、又は法により回避すべき裁判人員は回避しなかったとき</p> <p>(9) 訴訟行為無能力者は法定代理人に訴訟代理されておらず、又は訴訟に参加すべき当事者は本人又はその訴訟代理人に帰責できない事由により訴訟に参加しなかったとき</p> <p>(10) 法律の規定に違反して、当事者の弁論する権利を剥奪したとき</p> <p>(11) 召喚状による召喚を経ずに、欠席</p>	<p><b>第 198 条</b> <u>当事者の申立が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、人民法院は再審しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 原判決、裁定を覆すのに十分な新たな証拠があるとき</u></p> <p><u>(2) 原判決、裁定で認定された基本事実は証拠による証明が足りないとき</u></p> <p><u>(3) 原判決、裁定で事実認定に用いられた主たる証拠は偽造のものであるとき</u></p> <p><u>(4) 原判決、裁定で事実認定に用いられた主たる証拠は証拠調べを経ていないとき</u></p> <p><u>(5) 事件の審理に必要である主たる証拠について、当事者は客観的事由により自ら収集できず、書面により人民法院に調査、収集を申請したが、人民法院は調査、収集しなかったとき</u></p> <p><u>(6) 原判決、裁定の法律適用に明らかに誤りがあるとき</u></p> <p><u>(7) 裁判組織の構成が適法ではなく、又は法により回避すべき裁判人員は回避しなかったとき</u></p> <p><u>(8) 訴訟行為無能力者は法定代理人に訴訟代理されておらず、又は訴訟に参加すべき当事者は本人又はその訴訟代理人に帰責できない事由により訴訟に参加しなかったとき</u></p> <p><u>(9) 法律の規定に違反して、当事者の弁論する権利を剥奪したとき</u></p> <p><u>(10) 召喚状による召喚を経ずに、欠席判決をしたとき</u></p> <p><u>(11) 原判決、裁定に訴訟請求の漏れ又は超過があったとき</u></p> <p><u>(12) 原判決、裁定を下した根拠となる法律文書は取消され、又は変更されたとき</u></p> <p><u>(13) 裁判官は当該事件を審理したときに汚職・収賄行為、私利を図る行為、法を曲げた裁判行為があるとき</u></p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>判決をしたとき                  (12) 原判決、裁定に訴訟請求の漏れ又は超過があったとき                  (13) 原判決、裁定を下した根拠となる法律文書は取消され、又は変更されたとき                  法定手続に違反し、事件の正確な判決、裁定に影響を及ぼすおそれがあるとき、又は事件の審理時に裁判官に汚職・収賄行為、私利を図る行為又は法を曲げて裁判をする行為があったときは、人民法院は再審をしなければならない。</p>	
	<p><b>第 199 条</b>  <u>当事者は、すでに法的効力を生じた調解書について、証拠を提出して調解が自由意思の原則に違反し、又は調解合意の内容が法律に違反することを証明した場合には、再審を申し立てることができる。</u>  <u>人民法院が審査した結果、事実であった場合には、再審しなければならない。</u></p>
	<p><b>第 200 条</b>  <u>当事者はすでに法的効力を生じた婚姻関係解除の判決、調停書については、再審を申し立てることができない。</u></p>
<p><b>第 180 条</b>                  当事者が再審を申し立てる場合は、再審申立書等の書類を提出しなければならない。人民法院は、再審申立書を受け取った日から 5 日以内に、再審申立書の副本を相手方当事者に送付しなければならない。相手方当事者は、再審申立書の副本を受け取った日から 15 日以内に、書面の意見書を提出しなければならない。書面の意見書を提出しない場合も、人民法院の審査に影響を及ぼさない。人民法院は、申立人及び相手方当事者に関連の書類を補充するよう要求し、関連事項を質問することができる。</p>	<p><b>第 201 条</b>  <u>当事者が再審を申し立てる場合は、再審申立書等の書類を提出しなければならない。人民法院は、再審申立書を受け取った日から 5 日以内に、再審申立書の副本を相手方当事者に送付しなければならない。相手方当事者は、再審申立書の副本を受け取った日から 15 日以内に、書面の意見書を提出しなければならない。書面の意見書を提出しない場合も、人民法院の審査に影響を及ぼさない。人民法院は、申立人及び相手方当事者に関連の書類を補充するよう要求し、関連事項を質問することができる。</u></p>
<p><b>第 181 条</b>                  人民法院は再審申立書を受取った日</p>	<p><b>第 202 条</b>  <u>人民法院は再審申立書を受取った日から 3 ケ</u></p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>から3ヶ月以内に審査を行い、本法第179条に定める事由のいずれかに該当するものについては、再審する旨の裁定を下す。本法第179条の規定に該当しないものについては、申立を却下する旨の裁定を下す。特殊な事情があって延期の必要がある場合、当該法院の院長の許可を要する。</p>	<p><u>月以内に審査を行い、本法の規定に合致するものについては、再審する旨の裁定を下す。本法の規定に合致しないものについては、申立を却下する旨の裁定を下す。特殊な事情があって延期の必要がある場合、当該法院の院長の許可を要する。</u></p>
<p>当事者の申立により再審の裁定が下された事件は、中級人民法院以上の人民法院が審理する。最高人民法院又は高級人民法院が再審の裁定を下した事件は、当該人民法院が自ら再審を行い、又はその他の人民法院に引き渡して再審を行わせるものとするが、原審人民法院に差し戻して再審を行わせることもできる。</p>	<p><u>当事者の申立により再審の裁定が下された事件は、中級人民法院以上の人民法院が審理する。最高人民法院又は高級人民法院が再審の裁定を下した事件は、当該人民法院が自ら再審を行い、又はその他の人民法院に引き渡して再審を行わせるものとするが、原審人民法院に差し戻して再審を行わせることもできる。</u></p>
<p>第182条 当事者は、すでに法的効力を生じた調解書について、証拠を提出して調解が自由意思の原則に違反し、又は調解合意の内容が法律に違反することを証明した場合には、再審を申し立てることができる。 人民法院が審査した結果、事実であった場合には、再審しなければならない。 (本条の内容は改正版の第199条に記載)</p>	
<p>第183条 当事者は、すでに法的効力を生じた婚姻関係解除の判決については、再審を申し立てることができない。 (本条の内容は改正版の第200条に記載)</p>	
<p>第184条 当事者は、再審を申し立てる場合には、判決、裁定の法的効力が生じた後、2年以内に提起しなければならない。2年が経過した後に、原審判決又は裁定の基礎となった法律文書が取り消され、又は変更された場合、及び事件</p>	<p><b>第203条</b> <u>当事者は、再審を申し立てる場合には、判決、裁定の法的効力が生じた後、2年以内に提起しなければならない。</u> <u>2年が経過した後に、原審判決又は裁定の基礎となった法律文書が取り消され、又は変更された場合、及び事件の審理時に裁判官に汚</u></p>

## 「中華人民共和國民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>の審理時に裁判官に汚職・収賄行為、私利を図る行為又は法を曲げて裁判をする行為があったことを発見した場合は、その事実を知った日又は知りうべき日から 3 か月以内に提起しなければならない。</p>	<p><b>職・収賄行為、私利を図る行為又は法を曲げて裁判をする行為があったことを発見した場合は、その事実を知った日又は知りうべき日から 3 か月以内に提起しなければならない。</b></p>
<p>第 185 条 裁判監督手続によって再審を決定する事件については、原判決の執行を中断する旨の裁定をする。 裁定には、院長が署名し、人民法院の印章を押印する。</p>	<p><b>第 204 条 裁判監督手続により再審を決定した事件については、原判決、調停書の執行を中止する旨の裁定をする。</b></p>
<p>第 186 条 人民法院が裁判監督手続によって再審する事件は、法的効力を生じた判決、裁定が第一審人民法院により下されたものである場合には、第一審の手続によって審理する。下された判決、裁定について、当事者は、上訴することができる。法的効力を生じた判決、裁定が第二審の人民法院により下されたものである場合には、第二審の手続によって審理する。下された判決、裁定は、法的効力を生じた判決、裁定とする。上級人民法院が裁判監督手続によって自ら再審する場合には、第二審の手続に従って審理する。判決、裁定は、法的効力を生ずる判決、裁定とする。 人民法院は、再審事件を審理する場合は、別に合議廷を構成しなければならない。</p>	<p><b>第 205 条 人民法院が裁判監督手続によって再審する事件は、法的効力を生じた判決、裁定が第一審人民法院により下されたものである場合には、第一審の手続によって審理する。下された判決、裁定について、当事者は、上訴することができる。法的効力を生じた判決、裁定が第二審の人民法院により下されたものである場合には、第二審の手続によって審理する。下された判決、裁定は、法的効力を生じた判決、裁定とする。上級人民法院が裁判監督手続によって自ら再審する場合には、第二審の手続に従って審理する。判決、裁定は、法的効力を生ずる判決、裁定とする。 人民法院は、再審事件を審理する場合は、別に合議廷を構成しなければならない。</b></p>
<p>第 187 条 最高人民検察院はすでに法的効力を生じた各級人民法院の判決、裁定について、上級人民検察院は、すでに法的効力を生じた下級人民法院の判決、裁定について、本法第 179 条に定めた事由のいずれかに該当していると発見した場合には、控訴を提起しなければならない。</p>	<p><b>第 206 条 最高人民検察院はすでに法的効力を生じた各級人民法院の判決、裁定について、上級人民検察院は、すでに法的効力を生じた下級人民法院の判決、裁定について、本法第 198 条に定めた事由のいずれかに該当しており、又は調停書が社会公共利益を害していると発見した場合には、控訴を提起しなければならない。</b></p>
<p>地方の各級人民検察院はすでに法的</p>	<p><b>地方の各級人民検察院はすでに法的効力を生</b></p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>効力を生じた同級の人民法院の判決、裁定について、本法第 179 条に定めた事由のいずれかに該当することを発見した場合には、同級の人民法院に控訴を提起するよう上級の人民検察院に申請しなければならない。</p>	<p><u>じた同級の人民法院の判決、裁定について、本法第 198 条に定めた事由のいずれかに該当しており、又は調停書が社会公共利益を害している</u>と発見した場合には、<u>同級人民法院に再審検察建議を提出することができ、上級人民検察院に同級の人民法院に控訴を提起するよう申請することもできる。</u></p>
	<p><b>第 207 条</b>  <u>次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、当事者は人民検察院に再審検察建議又は控訴を申立てることができる。</u>  <u>(1) 人民法院は再審申立を却下したとき</u>  <u>(2) 人民法院は期限を過ぎても再審申立に対し裁定を下さなかつたとき</u>  <u>(3) 再審判決、裁定に明らかな誤りがあるとき</u>  <u>人民検察院が再審検察建議を提出し、又は控訴を提起したことにより、人民法院が再審した場合、当事者は再び人民検察院に再審検査建議又は控訴を申立ててはならない。</u></p>
	<p><b>第 208 条</b>  <u>人民検察院は再審検察建議の提出又は控訴の提起に必要な場合、人民法院の訴訟資料を調べ、閲覧することができ、且つ当事者又は当事者以外のものに関係状況を調査し、確認することもできる。</u></p>
<p><b>第 188 条</b>          人民検察院が控訴を提起した事件について、控訴を受入れた人民法院は控訴状を受取った日から 30 日以内に再審の裁定を下さなければならない。本法第 179 条 (1) から (5) に定めた事由のいずれかに該当する場合、一級下の人民法院に回して再審させることができる。</p>	<p><b>第 209 条</b>  <u>人民検察院が控訴を提起した事件について、控訴を受入れた人民法院は控訴状を受取った日から 30 日以内に再審の裁定を下さなければならない。本法第 198 条(1)から(5)に定めた事由のいずれかに該当する場合、一級下の人民法院に回して再審させることができるが、原審人民法院が再審する場合を除く。</u></p>
<p><b>第 189 条</b>          人民検察院は、人民法院の判決、裁定に対して控訴を提起することを決定した場合には、控訴状を作成しなければならない。</p>	<p><b>第 210 条</b>  <u>人民検察院は人民法院の判決、裁定、調停書に対し控訴を提起する場合、控訴状を作成しなければならない。</u></p>
<p><b>第 190 条</b>          人民検察院が控訴を提起した事件について再審するときは、人民法院は、</p>	<p><b>第 211 条</b>  <u>人民検察院が控訴を提起した事件について再審するときは、人民法院は、人民検察院に対し</u></p>

## 「中華人民共和國民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>人民検察院に対して、人員を派遣して法廷に出席させるよう通知しなければならない。</p>	<p><u>て、人員を派遣して法廷に出席させるよう通知しなければならない。</u></p>
<p>第 17 章 督促手続</p>	<p><u>第 17 章 督促手続</u></p>
<p>第 191 条 債権者が債務者に金銭又は有価証券の給付を請求する場合において、次の各号に掲げる条件に合致するときは、管轄権を有する基層人民法院に支払命令を申し立てることができる。 (1) 債権者と債務者にその他の債務紛争がないこと (2) 支払命令を債務者に送達することができること 申立書には、金銭又は有価証券の給付を請求する数量と根拠となる事実、証拠を明記しなければならない。</p>	<p><u>第 212 条 債権者が債務者に金銭又は有価証券の給付を請求する場合において、次の各号に掲げる条件に合致するときは、管轄権を有する基層人民法院に支払命令を申し立てることができる。 (1) 債権者と債務者にその他の債務紛争がないこと (2) 支払命令を債務者に送達することができること 申立書には、金銭又は有価証券の給付を請求する数量と根拠となる事実、証拠を明記しなければならない。</u></p>
<p>第 192 条 債権者が申立を提出した後、人民法院は、5 日以内に債権者に受理するか否かを通知しなければならない。</p>	<p><u>第 213 条 債権者が申立を提出した後、人民法院は、5 日以内に債権者に受理するか否かを通知しなければならない。</u></p>
<p>第 193 条 人民法院は、申立を受理した後に、債権者が提出した事実、証拠を審査して、債権債務関係が明確であり、かつ適法である場合には、受理した日から 15 日以内に債務者に支払命令を発しなければならない。申立が成立しない場合には、却下する旨を裁定する。 債務者は、支払命令を受け取った日から 15 日以内に債務を全額弁済し、又は人民法院に書面による異議を提出しなければならない。 債務者が前項に定める期間内に異議を提出せず、かつ支払命令を履行しない場合には、債権者は、人民法院に執行を申し立てることができる。</p>	<p><u>第 214 条 人民法院は、申立を受理した後に、債権者が提出した事実、証拠を審査して、債権債務関係が明確であり、かつ適法である場合には、受理した日から 15 日以内に債務者に支払命令を発しなければならない。申立が成立しない場合には、却下する旨を裁定する。 債務者は、支払命令を受け取った日から 15 日以内に債務を全額弁済し、又は人民法院に書面による異議を提出しなければならない。 債務者が前項に定める期間内に異議を提出せず、かつ支払命令を履行しない場合には、債権者は、人民法院に執行を申し立てることができる。</u></p>
<p>第 194 条 人民法院は債務者が提出した書面による異議を受取った後、督促手続を終了する旨の裁定を下さなければならないが、支払命令は自動的に効力を失う。</p>	<p><u>第 215 条 人民法院は債務者が提出した書面による異議を受取った後、審査を経て、異議が成立する場合、督促手続を終了する旨の裁定を下さなければならないが、支払命令は自動的に効力を失う。</u></p>

## 「中華人民共和國民事訴訟法」改正前後の対照表

	<u>支払命令が効力を失った場合、訴訟手続に移るが、支払命令を申立てた当事者が訴訟の提起に同意しない場合を除く。</u>
第 18 章 公示催告手続	<b>第 18 章 公示催告手続</b>
第 195 条 規定に従って裏書譲渡可能な手形の所持人は、手形が盗まれ、遺失し、又は滅失した場合には、手形の支払地の基層人民法院に公示催告を申し立てることができる。法律の規定により公示催告を申し立てることができるその他の事項については、本章の規定を適用する。	<b>第 216 条</b> <u>規定に従って裏書譲渡可能な手形の所持人は、手形が盗まれ、遺失し、又は滅失した場合には、手形の支払地の基層人民法院に公示催告を申し立てることができる。法律の規定により公示催告を申し立てることができるその他の事項については、本章の規定を適用する。</u>
申立人は、人民法院に申立書を提出し、券面額、手形振出人、手形所持人、裏書人等の手形の主たる内容並びに申立の理由、事実を明記しなければならない。	<u>申立人は、人民法院に申立書を提出し、券面額、手形振出人、手形所持人、裏書人等の手形の主たる内容並びに申立の理由、事実を明記しなければならない。</u>
第 196 条 人民法院は、申立を受理することを決定した場合には、同時に支払人に支払を停止するよう通知し、かつ 3 日以内に公告を発し、利害関係人に権利の届出を催告しなければならない。公示催告の期間は、人民法院が、状況に応じて決定する。但し、60 日を下回ってはならない。	<b>第 217 条</b> <u>人民法院は、申立を受理することを決定した場合には、同時に支払人に支払を停止するよう通知し、かつ 3 日以内に公告を発し、利害関係人に権利の届出を催告しなければならない。公示催告の期間は、人民法院が、状況に応じて決定する。但し、60 日を下回ってはならない。</u>
第 197 条 支払人は、人民法院の支払停止に係る通知を受け取ったときは、催告手続が終結するまで、支払を停止しなければならない。 公示催告期間においては、手形上の権利の譲渡行為は、無効とする。	<b>第 218 条</b> <u>支払人は、人民法院の支払停止に係る通知を受け取ったときは、催告手続が終結するまで、支払を停止しなければならない。</u> <u>公示催告期間においては、手形上の権利の譲渡行為は、無効とする。</u>
第 198 条 利害関係人は、公示催告期間内に、人民法院に届出をしなければならない。人民法院は、利害関係人の届出を受け取った後に、公示催告手続の終結を裁定し、かつ申立人と支払人に通知しなければならない。	<b>第 219 条</b> <u>利害関係人は、公示催告期間内に、人民法院に届出をしなければならない。</u> <u>人民法院は、利害関係人の届出を受け取った後に、公示催告手続の終結を裁定し、かつ申立人と支払人に通知しなければならない。</u> <u>申立人と届出人は、人民法院に訴訟を提起す</u>

## 「中華人民共和國民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>申立人と届出人は、人民法院に訴訟を提起することができる。</p>	<p><u>ることができる。</u></p>
<p>第 199 条 届出をする者がいない場合には、人民法院は、申立人の申立に基づき、判決を下し、手形の無効を宣告しなければならない。判決は、公告し、かつ支払人に通知しなければならない。判決の公告の日から、申立人は、支払人に対して支払を請求する権利を有する。</p>	<p><b>第 220 条</b> <u>届出をする者がいない場合には、人民法院は、申立人の申立に基づき、判決を下し、手形の無効を宣告しなければならない。判決は、公告し、かつ支払人に通知しなければならない。判決の公告の日から、申立人は、支払人に対して支払を請求する権利を有する。</u></p>
<p>第 200 条 利害関係人が、正当な理由によって、判決前に人民法院に届け出ることができなかつた場合には、判決の公告を知り、又は知りうべきであった日から 1 年以内に、判決を下した人民法院に訴訟を提起することができる。</p>	<p><b>第 221 条</b> <u>利害関係人が、正当な理由によって、判決前に人民法院に届け出ることができなかつた場合には、判決の公告を知り、又は知りうべきであった日から 1 年以内に、判決を下した人民法院に訴訟を提起することができる。</u></p>
<p>第 3 編 執行手続</p>	<p><b>第 3 編 執行手続</b></p>
<p>第 19 章 一般規定</p>	<p><b>第 19 章 一般規定</b></p>
<p>第 201 条 法的効力を生じた民事判決及び民事裁定並びに刑事判決及び刑事裁定の財産に関する部分については、第一審人民法院又は第一審人民法院と同級の被執行財産所在地の人民法院が執行する。 法律の規定により、人民法院が執行するその他の法律文書については、被執行人の住所地又は執行される財産の所在地の人民法院が執行する。</p>	<p><b>第 222 条</b> <u>法的効力を生じた民事判決及び民事裁定並びに刑事判決及び刑事裁定の財産に関する部分については、第一審人民法院又は第一審人民法院と同級の被執行財産所在地の人民法院が執行する。</u> <u>法律の規定により、人民法院が執行するその他の法律文書については、被執行人の住所地又は執行される財産の所在地の人民法院が執行する。</u></p>
<p>第 202 条 当事者又は利害関係人は、執行行為が法律の規定に違反すると考える場合には、執行を行う人民法院に書面の異議申立書を提出することができる。当事者又は利害関係人が書面の異議申立書を提出した場合は、人民法院は書面の異議申立書を受け取った日から 15 日以内に審査しなければならない。理由があると認める場合は、取消又は変更の裁定を下し、理由がないと認め</p>	<p><b>第 223 条</b> <u>当事者又は利害関係人は、執行行為が法律の規定に違反すると考える場合には、執行を行う人民法院に書面の異議申立書を提出することができる。当事者又は利害関係人が書面の異議申立書を提出した場合は、人民法院は書面の異議申立書を受け取った日から 15 日以内に審査しなければならない。理由があると認める場合は、取消又は変更の裁定を下し、理由がないと認める場合は、棄却の裁定を下す。</u></p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>る場合は、棄却の裁定を下す。</p>	
<p>当事者又は利害関係人が裁定を不服とする場合には、裁定の送達日から 10 日以内に、一級上の人民法院に不服審査を申し立てることができる。</p>	<p><u>当事者又は利害関係人が裁定を不服とする場合には、裁定の送達日から 10 日以内に、一級上の人民法院に不服審査を申し立てることができる。</u></p>
<p>第 203 条                  人民法院が執行申立書を受け取った日から 6 か月を過ぎても執行を行わない場合は、執行申立人は一級上の人民法院に執行を申し立てることができる。一級上の人民法院は、審査のうえ、原審人民法院に対し一定の期間内に執行するよう命じることができるほか、自ら執行し、又はその他の人民法院に執行を命じることができる。</p>	<p><b>第 224 条</b>  <u>人民法院が執行申立書を受け取った日から 6 か月を過ぎても執行を行わない場合は、執行申立人は一級上の人民法院に執行を申し立てることができる。一級上の人民法院は、審査のうえ、原審人民法院に対し一定の期間内に執行するよう命じることができるほか、自ら執行し、又はその他の人民法院に執行を命じることができる。</u></p>
<p>第 204 条                  執行の過程において、第三者が執行目的物について書面の異議申立書を提出した場合には、人民法院は書面の異議申立書を受け取った日から 15 日以内に審査しなければならない。理由があると認める場合は、当該目的物に対する執行を中断する旨の裁定を下し、理由がないと認める場合は、棄却の裁定を下す。第三者又は当事者が裁定を不服とし、原判決又は裁定に誤りがあると考えられる場合には、裁判監督手続により処理する。原判決又は裁定と関係がない場合は、裁定の送達日から 15 日以内に、一級上の人民法院に訴訟を提起することができる。</p>	<p><b>第 225 条</b>  <u>執行の過程において、第三者が執行目的物について書面の異議申立書を提出した場合には、人民法院は書面の異議申立書を受け取った日から 15 日以内に審査しなければならない。理由があると認める場合は、当該目的物に対する執行を中断する旨の裁定を下し、理由がないと認める場合は、棄却の裁定を下す。第三者又は当事者が裁定を不服とし、原判決又は裁定に誤りがあると考えられる場合には、裁判監督手続により処理する。原判決又は裁定と関係がない場合は、裁定の送達日から 15 日以内に、一級上の人民法院に訴訟を提起することができる。</u></p>
<p>第 205 条                  執行業務は、執行員が行う。                  強制執行措置を行う場合には、執行員は、身分証明書を呈示しなければならない。執行を完了した後に、執行状況について記録を作成しなければならない。立ち会った関係者が署名又は押印する。                  人民法院は、必要に応じて、執行機構を設立することができる。</p>	<p><b>第 226 条</b>  <u>執行業務は、執行員が行う。                  強制執行措置を行う場合には、執行員は、身分証明書を呈示しなければならない。執行を完了した後に、執行状況について記録を作成しなければならない。立ち会った関係者が署名又は押印する。                  人民法院は、必要に応じて、執行機構を設立することができる。</u></p>
<p>第 206 条</p>	<p><b>第 227 条</b></p>

## 「中華人民共和國民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>被執行人又は執行される財産が管轄外に所在する場合には、当該地の人民法院に委託して、執行を代行させることができる。受託した人民法院は委託書を受け取った後 15 日以内に執行を開始しなければならない。執行が完了した後、速やかに執行結果を委託した人民法院に書面により回答しなければならない。30 日以内になお執行が完了していない場合においても、執行状況を委託した人民法院に書面により報告しなければならない。</p> <p>受託した人民法院が、委託書を受け取った日から 15 日以内になお執行しない場合には、委託した人民法院は、受託した人民法院の上級の人民法院に対し、受託人民法院に執行させる指令を行うよう請求することができる。</p>	<p><b>被執行人又は執行される財産が管轄外に所在する場合には、当該地の人民法院に委託して、執行を代行させることができる。受託した人民法院は委託書を受け取った後 15 日以内に執行を開始しなければならない。執行が完了した後、速やかに執行結果を委託した人民法院に書面により回答しなければならない。30 日以内になお執行が完了していない場合においても、執行状況を委託した人民法院に書面により報告しなければならない。受託した人民法院が、委託書を受け取った日から 15 日以内になお執行しない場合には、委託した人民法院は、受託した人民法院の上級の人民法院に対し、受託人民法院に執行させる指令を行うよう請求することができる。</b></p>
<p><b>第 207 条</b> 執行中において、当事者双方が自ら和解し、合意に達した場合には、執行員は、合意内容を記録に記入しなければならない。当事者双方が署名し、又は押印する。</p> <p>当事者の一方が和解合意を履行しない場合には、人民法院は、相手方当事者の申立により、効力の生じた原法律文書に対する執行を回復させることができる。</p>	<p><b>第 228 条</b> <b>執行中において、当事者双方が自ら和解し、合意に達した場合には、執行員は、合意内容を記録に記入しなければならない。当事者双方が署名し、又は押印する。</b> <b>執行申立人が騙され、脅かされて被執行人と和解契約を達成した場合、又は当事者が和解契約を履行しない場合には、人民法院は当事者の申立により、効力の生じた原法律文書に対する執行を回復させることができる。</b></p>
<p><b>第 208 条</b> 執行中に、被執行人が人民法院に担保を提供し、かつ執行申立人の同意を得た場合には、人民法院は、執行を暫定的に猶予し、並びに執行の期限を暫定的に延長することができる。被執行人が期限を徒過しても、なお履行しない場合には、人民法院は、被執行人の担保財産又は担保提供者の財産を執行する権限を有する。</p>	<p><b>第 229 条</b> <b>執行中に、被執行人が人民法院に担保を提供し、かつ執行申立人の同意を得た場合には、人民法院は、執行を暫定的に猶予し、並びに執行の期限を暫定的に延長することができる。被執行人が期限を徒過しても、なお履行しない場合には、人民法院は、被執行人の担保財産又は担保提供者の財産を執行する権限を有する。</b></p>
<p><b>第 209 条</b> 被執行人である公民が死亡した場合</p>	<p><b>第 230 条</b> <b>被執行人である公民が死亡した場合には、そ</b></p>

## 「中華人民共和國民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>には、その者の遺産をもって債務を弁済する。被執行人である法人又はその他の組織が消滅した場合には、その権利義務の継承者が義務を履行する。</p>	<p><u>の者の遺産をもって債務を弁済する。被執行人である法人又はその他の組織が消滅した場合には、その権利義務の継承者が義務を履行する。</u></p>
<p>第 210 条 執行が完了した後に、執行の根拠である判決、裁定及びその他の法律文書が明らかに誤りであったことにより人民法院により取り消された場合には、すでに執行された財産については、人民法院は、裁定を下し、財産を取得した者に返還するよう命じ、返還を拒絶する場合には、強制執行をしなければならない。</p>	<p><u>第 231 条</u> <u>執行が完了した後に、執行の根拠である判決、裁定及びその他の法律文書が明らかに誤りであったことにより人民法院により取り消された場合には、すでに執行された財産について、人民法院は、裁定を下し、財産を取得した者に返還するよう命じ、返還を拒絶する場合には、強制執行をしなければならない。</u></p>
<p>第 211 条 人民法院が作成する調解書の執行については、本編の規定を適用する。</p>	<p><u>第 232 条</u> <u>人民法院が作成する調解書の執行については、本編の規定を適用する。</u></p>
<p>第 20 章 執行の申立と移送</p>	<p><u>第 20 章 執行の申立と移送</u></p>
<p>第 212 条 法的効力を生じた民事判決、民事裁定については、当事者は必ず履行しなければならない。当事者の一方が履行を拒絶した場合には、相手方当事者は、人民法院に執行を申し立てることができ、裁判官が、執行員に移送して、執行させることもできる。</p>	<p><u>第 233 条</u> <u>法的効力を生じた民事判決、民事裁定については、当事者は必ず履行しなければならない。当事者の一方が履行を拒絶した場合には、相手方当事者は、人民法院に執行を申し立てることができ、裁判官が、執行員に移送して、執行させることもできる。</u></p>
<p>調解書及びその他の人民法院が執行しなければならない法律文書については、当事者は必ず履行しなければならない。当事者の一方が履行を拒絶した場合には、相手方当事者は、人民法院に執行を申し立てることができる。</p>	<p><u>調解書及びその他の人民法院が執行しなければならない法律文書については、当事者は必ず履行しなければならない。当事者の一方が履行を拒絶した場合には、相手方当事者は、人民法院に執行を申し立てることができる。</u></p>
<p>第 213 条 法により設立された仲裁機構の判断を当事者の一方が履行しない場合には、相手方当事者は、管轄権を有する人民法院に執行を申し立てることができる。申立を受けた人民法院は、執行しなければならない。 被申立人が証拠を提出して、仲裁判断が次の各号に掲げる事由のいずれか</p>	<p><u>第 234 条</u> <u>法により設立された仲裁機構の判断を当事者の一方が履行しない場合には、相手方当事者は、管轄権を有する人民法院に執行を申し立てることができる。申立を受けた人民法院は、執行しなければならない。</u> <u>被申立人が証拠を提出して、仲裁判断が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することを証明した場合には、人民法院は、合議廷を構</u></p>

## 「中華人民共和國民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>に該当することを証明した場合には、人民法院は、合議廷を構成し審査して事実と照らし合わせ、執行しない旨を裁定する。</p> <p>(1)当事者が契約において仲裁条項を定めておらず、又は事後に書面による仲裁合意に達していないとき</p> <p>(2)判断された事項が仲裁合意の範囲に属さず、又は仲裁機構が仲裁する権限を有しないとき</p> <p>(3)仲裁廷の構成又は仲裁手続が法定手続に違反しているとき</p> <p>(4)認定事実の主たる証拠が不足しているとき</p> <p>(5)法律の適用に明らかな誤りがあるとき</p> <p>(6)事件を仲裁した時に、仲裁員に汚職・収賄行為、私利を図る行為又は法を曲げて判断する行為のあったとき</p> <p>人民法院は、当該判断の執行が社会的公共的利益に反すると認定した場合には、執行しない旨を裁定する。</p> <p>裁定書は、当事者双方及び仲裁機構に送達しなければならない。</p>	<p><u>成し審査して事実と照らし合わせ、執行しない旨を裁定する。</u></p> <p><u>(1)当事者が契約において仲裁条項を定めておらず、又は事後に書面による仲裁合意に達していないとき</u></p> <p><u>(2)判断された事項が仲裁合意の範囲に属さず、又は仲裁機構が仲裁する権限を有しないとき</u></p> <p><u>(3)仲裁廷の構成又は仲裁手続が法定手続に違反しているとき</u></p> <p><u>(4)認定事実の主たる証拠が不足しているとき</u></p> <p><u>(5)法律の適用に明らかな誤りがあるとき</u></p> <p><u>(6)事件を仲裁した時に、仲裁員に汚職・収賄行為、私利を図る行為又は法を曲げて判断する行為のあったとき</u></p> <p><u>人民法院は、当該判断の執行が社会的公共的利益に反すると認定した場合には、執行しない旨を裁定する。</u></p> <p><u>裁定書は、当事者双方及び仲裁機構に送達しなければならない。</u></p>
<p>仲裁判断が人民法院により執行しない旨を裁定された場合には、当事者は、双方が合意した書面による仲裁合意に基づいて、改めて仲裁を申し立てることができる。また、人民法院に訴訟を提起することができる。</p>	<p><u>仲裁判断が人民法院により執行しない旨を裁定された場合には、当事者は、双方が合意した書面による仲裁合意に基づいて、改めて仲裁を申し立てることができる。また、人民法院に訴訟を提起することができる。</u></p>
<p>第214条</p> <p>公証機関が法により強制執行の効力を賦与した債権文書を当事者の一方が履行しない場合には、相手方当事者は、管轄権を有する人民法院に執行を申し立てることができる。申立を受けた人民法院は、執行しなければならない。</p> <p>公証債権文書に明らかな誤りのある場合には、人民法院は、執行しない旨を裁定し、かつ裁定書を当事者双方と公証機関に送達する。</p>	<p>第235条</p> <p><u>公証機関が法により強制執行の効力を賦与した債権文書を当事者の一方が履行しない場合には、相手方当事者は、管轄権を有する人民法院に執行を申し立てることができる。申立を受けた人民法院は、執行しなければならない。</u></p> <p><u>公証債権文書に明らかな誤りのある場合には、人民法院は、執行しない旨を裁定し、かつ裁定書を当事者双方と公証機関に送達する。</u></p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>第 215 条                  執行を申し立てる期間は、2 年とする。執行申立時効の停止及び中断については、訴訟時効の停止及び中断に関する法律の規定を適用する。                  前項に定める期間は、法律文書が定める履行期間の最終の日から起算する。法律文書が分割した履行期間を定めている場合には、所定の各履行期間の最終の日から起算する。法律文書が履行期間を定めていない場合は、法律文書の効力発生日から起算する。</p>	<p><b>第 236 条</b>  <u>執行を申し立てる期間は、2 年とする。執行申立時効の停止及び中断については、訴訟時効の停止及び中断に関する法律の規定を適用する。</u>  <u>前項に定める期間は、法律文書が定める履行期間の最終の日から起算する。法律文書が分割した履行期間を定めている場合には、所定の各履行期間の最終の日から起算する。法律文書が履行期間を定めていない場合は、法律文書の効力発生日から起算する。</u></p>
<p>第 216 条                  執行員は、執行申立書を受け取り、又は執行書の移送、交付を受けた場合には、被執行人に対して執行通知を発し、指定期間内に履行するよう命じなければならない。期間を徒過しても、なお履行しない場合には、強制執行をする。</p>	<p><b>第 237 条</b>  <u>執行員は、執行申立書を受け取り、又は執行書の移送、交付を受けた場合には、被執行人に対して執行通知を発するものとし、直ちに強制執行措置を執ることができる。</u></p>
<p>被執行人が法律文書により確定された義務を履行せず、かつ財産を隠匿し、又は移転するおそれがある場合は、執行員は直ちに強制執行措置を講じることができる。</p>	
<p>第 21 章 執行措置</p>	<p>第 21 章 執行措置</p>
<p>第 217 条                  被執行人は、執行通知書に従って法律文書により確定された義務を履行しない場合は、その時点及び執行通知書の受け取り日より前の 1 年間の財産状況を報告しなければならない。被執行人が報告を拒否し、又は虚偽の報告をした場合は、人民法院は情状の軽重に基づき被執行人もしくはその法定代理人又は関連単位の主たる責任者もしくは直接責任者に対し過料又は拘留の処分を行うことができる。</p>	<p><b>第 238 条</b>  <u>被執行人は、執行通知書に従って法律文書により確定された義務を履行しない場合は、その時点及び執行通知書の受け取り日より前の 1 年間の財産状況を報告しなければならない。被執行人が報告を拒否し、又は虚偽の報告をした場合は、人民法院は情状の軽重に基づき被執行人もしくはその法定代理人又は関連単位の主たる責任者もしくは直接責任者に対し過料又は拘留の処分を行うことができる。</u></p>
<p>第 218 条                  被執行人が、執行通知どおりに法律文書で確定された義務を履行しない場合には、人民法院は、銀行、信用合作</p>	<p><b>第 239 条</b>  <u>被執行人が執行通知どおりに法律文書で確定された義務を履行しない場合には、人民法院は関係単位に被執行人の預金、債券、株式、</u></p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>社及びその他の貯蓄業務を行う単位に被執行人の預金状況を調査し、質問する権限を有し、被執行人の預金を凍結し、振替える権限を有する。但し、預金の調査・質問、凍結及び振替は、被執行人が義務を履行すべき範囲を超えてはならない。</p> <p>人民法院が預金の凍結、振替を決定する場合には、裁定を下し、かつ執行協力通知書を発しなればならず、銀行、信用合作社及びその他の貯蓄業務を行う単位は、これを処理しなければならない。</p>	<p><u>基金持分等の財産状況を調査、質問することができる。人民法院は事情に応じて被執行人の財産を差押、凍結、振替、換金する権利を有する。人民法院が調査、差押、凍結、振替、換金する財産は、被執行人が義務を履行すべき範囲を超えてはならない。</u></p> <p><u>人民法院が財産の差押、凍結、振替、換金を決定する場合には、裁定を下し、且つ執行協力通知書を発しなればならず、関係単位はこれを処理しなければならない。</u></p>
<p>第 219 条</p> <p>被執行人が、執行通知どおりに法律文書で確定された義務を履行しない場合には、人民法院は、被執行人が義務を履行しなければならない部分の収入を差し押さえ、引き出す権限を有する。但し、被執行人及びその扶養家族の生活必需費用は、留保しなければならない。</p> <p>人民法院が収入を差し押さえ、引き出す場合には、裁定を下し、かつ執行協力通知書を発しなればならず、被執行人の所属する単位、銀行、信用合作社その他の貯蓄業務を行う単位は、これを処理しなければならない。</p>	<p><b>第 240 条</b></p> <p><u>被執行人が、執行通知どおりに法律文書で確定された義務を履行しない場合には、人民法院は、被執行人が義務を履行しなければならない部分の収入を差し押さえ、引き出す権限を有する。但し、被執行人及びその扶養家族の生活必需費用は、留保しなければならない。</u></p> <p><u>人民法院が収入を差し押さえ、引き出す場合には、裁定を下し、かつ執行協力通知書を発しなればならず、被執行人の所属する単位、銀行、信用合作社その他の貯蓄業務を行う単位は、これを処理しなければならない。</u></p>
<p>第 220 条</p> <p>被執行人が、執行通知どおりに法律文書で確定された義務を履行しない場合には、人民法院は、被執行人が義務を履行しなければならない部分の財産を封印し、差し押さえ、凍結し、競売し、換金する権限を有する。但し、被執行人及びその扶養家族の生活必需品は、留保しなければならない。</p> <p>前項に定める措置を執る場合には、人民法院は、裁定を下さなければならない。</p>	<p><b>第 241 条</b></p> <p><u>被執行人が、執行通知どおりに法律文書で確定された義務を履行しない場合には、人民法院は、被執行人が義務を履行しなければならない部分の財産を封印し、差し押さえ、凍結し、競売し、換金する権限を有する。但し、被執行人及びその扶養家族の生活必需品は、留保しなければならない。</u></p> <p><u>前項に定める措置を執る場合には、人民法院は、裁定を下さなければならない。</u></p>
<p>第 221 条</p> <p>人民法院が財産を封印し、差し押さえ</p>	<p><b>第 242 条</b></p> <p><u>人民法院が財産を封印し、差し押さえる場合に</u></p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>る場合において、被執行人が公民であるときは、被執行人又はその成人の家族に立ち会うよう通知しなければならない。被執行人が法人又はその他の組織であるときは、当該被執行人の法定代表者又は主たる責任者に立ち会うよう通知しなければならない。立会いを拒絶した場合においても、執行に影響を及ぼすことはない。被執行人が公民であるときは、当該被執行人の勤務単位又は財産所在地の基層組織は、人員を派遣して参加させなければならない。</p>	<p><u>において、被執行人が公民であるときは、被執行人又はその成人の家族に立ち会うよう通知しなければならない。被執行人が法人又はその他の組織であるときは、当該被執行人の法定代表者又は主たる責任者に立ち会うよう通知しなければならない。立会いを拒絶した場合においても、執行に影響を及ぼすことはない。被執行人が公民であるときは、当該被執行人の勤務単位又は財産所在地の基層組織は、人員を派遣して参加させなければならない。</u></p>
<p>封印され、又は差し押さえられた財産については、執行員は、目録を作成し、立会人が署名又は押印した後、被執行人に1通を交付しなければならない。被執行人が公民であるときは、その成人の家族に1通を交付することができる。</p>	<p><u>封印され、又は差し押さえられた財産については、執行員は、目録を作成し、立会人が署名又は押印した後、被執行人に1通を交付しなければならない。被執行人が公民であるときは、その成人の家族に1通を交付することができる。</u></p>
<p>第222条 封印された財産については、執行員が被執行人を指定して保管につき責任を負わせることができる。被執行人の過失により生じた損害は、被執行人が負担する。</p>	<p><u>第243条 封印された財産については、執行員が被執行人を指定して保管につき責任を負わせることができる。被執行人の過失により生じた損害は、被執行人が負担する。</u></p>
<p>第223条 財産が封印され、差し押さえられた後に、執行員は被執行人に対して、指定の期間内に法律文書で確定された義務を履行するよう命じなければならない。被執行人が期間を過ぎても、なお履行しない場合には、人民法院は、規定に従い、封印され差し押さえられた財産を関係機関に渡して競売又は換金に付すことができる。国が自由売買を禁止する物品は、国の定める価格により関係機関に買い上げさせる。</p>	<p><u>第244条 財産が封印、差押えられた後に、執行員は被執行人に対して、指定の期間内に法律文書で確定された義務を履行するよう命じなければならない。被執行人が期間を過ぎても、なお履行しない場合には、人民法院は封印、差押えられた財産を競売に付しなければならない。競売に適しておらず、又は当事者双方が競売しないことに合意した場合、人民法院は換金を関係単位の委託するか、又は自ら換金することができる。国が自由売買を禁止する物品は、国の定める価格により関係機関に買い上げさせる。</u></p>
<p>第224条 被執行人が法律文書に定める義務を履行せず、かつ財産を隠匿した場合には、人民法院は、捜査令状を発し、被</p>	<p><u>第245条 被執行人が法律文書に定める義務を履行せず、かつ財産を隠匿した場合には、人民法院は、捜査令状を発し、被執行人及びその住所</u></p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>執行人及びその住所又は財産の隠匿地に対して捜査を行う権限を有する。前項に定める措置を執る場合には、院長が捜査令状を発行する。</p>	<p><b>又は財産の隠匿地に対して捜査を行う権限を有する。</b> <b>前項に定める措置を執る場合には、院長が捜査令状を発行する。</b></p>
<p>第 225 条 法律文書により引渡を指定されている財物又は証票は、執行員が当事者双方を召喚して直接に引き渡させ、又は執行員が転送して引き渡し、かつ引き渡された者が署名の上、受け取る。関係単位が当該財物又は証票を所持する場合には、人民法院の執行協力通知書に基づいて転送して引き渡し、かつ引き渡された者が署名の上受け取らなければならない。関係する公民が当該財物又は証票を所持する場合には、人民法院は、当該公民に通知して提出させる。提出を拒絶する場合には、強制執行をする。</p>	<p><b>第 246 条</b> <b>法律文書により引渡を指定されている財物又は証票は、執行員が当事者双方を召喚して直接に引き渡させ、又は執行員が転送して引き渡し、かつ引き渡された者が署名の上、受け取る。</b> <b>関係単位が当該財物又は証票を所持する場合には、人民法院の執行協力通知書に基づいて転送して引き渡し、かつ引き渡された者が署名の上受け取らなければならない。</b> <b>関係する公民が当該財物又は証票を所持する場合には、人民法院は、当該公民に通知して提出させる。</b> <b>提出を拒絶する場合には、強制執行をする。</b></p>
<p>第 226 条 家屋の強制明渡又は土地の強制退去は、院長が公告に署名して発行し、被執行人に指定の期間内に履行するよう命ずる。被執行人が期間を徒過しても、なお履行しない場合には、執行員が強制執行する。 強制執行をする場合において、被執行人が公民であるときは、被執行人又はその成人の家族が立ち会うよう通知しなければならない。被執行人が法人又はその他の組織である場合には、その法定代表者又は主たる責任者に立ち会うよう通知しなければならない。立会を拒絶した場合にも、執行に影響は及ばない。被執行人が公民であるときは、その勤務単位又は家屋、土地の所在地の基層組織が人員を派遣して参加させなければならない。執行員は、強制執行の状況を記録に記入しなければならない。執行員は、強制執行の状況を記録に記入しなければならない。立会人が署名し、又は押印する。</p>	<p><b>第 247 条</b> <b>家屋の強制明渡又は土地の強制退去は、院長が公告に署名して発行し、被執行人に指定の期間内に履行するよう命ずる。被執行人が期間を徒過しても、なお履行しない場合には、執行員が強制執行する。</b> <b>強制執行をする場合において、被執行人が公民であるときは、被執行人又はその成人の家族が立ち会うよう通知しなければならない。被執行人が法人又はその他の組織である場合には、その法定代表者又は主たる責任者に立ち会うよう通知しなければならない。立会を拒絶した場合にも、執行に影響は及ばない。被執行人が公民であるときは、その勤務単位又は家屋、土地の所在地の基層組織が人員を派遣して参加させなければならない。執行員は、強制執行の状況を記録に記入しなければならない。立会人が署名し、又は押印する。</b> <b>家屋の強制明渡により搬出される財物は、人民法院が人員を派遣して指定の場所に運送し、被執行人に引き渡す。被執行人が公民であるときは、その成人の家族に引き渡すことも</b></p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>家屋の強制明渡により搬出される財物は、人民法院が人員を派遣して指定の場所に運送し、被執行人に引き渡す。被執行人が公民であるときは、その成人の家族に引き渡すこともできる。受取を拒絶することによって生じた損害は被執行人が負担する。</p>	<p><u>できる。受取を拒絶することによって生じた損害は被執行人が負担する。</u></p>
<p>第 227 条 執行中において、関係する財産権証書の移転手続をする必要のある場合には、人民法院は、関係単位に執行協力通知書を発することができ、関係単位は処理しなければならない。</p>	<p><b>第 248 条</b> <u>執行中において、関係する財産権証書の移転手続をする必要のある場合には、人民法院は、関係単位に執行協力通知書を発することができ、関係単位は処理しなければならない。</u></p>
<p>第 228 条 判決、裁定その他の法律文書が指定する行為に対して、被執行人が執行通知どおりに履行しない場合には、人民法院は、強制執行をし、又は関係単位その他の者に委託し、完了させることができる。費用は、被執行人が負担する。</p>	<p><b>第 249 条</b> <u>判決、裁定その他の法律文書が指定する行為に対して、被執行人が執行通知どおりに履行しない場合には、人民法院は、強制執行をし、又は関係単位その他の者に委託し、完了させることができる。費用は、被執行人が負担する。</u></p>
<p>第 229 条 被執行人が判決、裁定その他の法律文書の指定する期間内に金銭給付の義務を履行しない場合には、履行遅延期間の債務利息の倍額を支払わなければならない。被執行人が判決、裁定その他の法律文書の指定する期間内にその他の義務を履行しない場合には、履行遅延金を支払わなければならない。</p>	<p><b>第 250 条</b> <u>被執行人が判決、裁定その他の法律文書の指定する期間内に金銭給付の義務を履行しない場合には、履行遅延期間の債務利息の倍額を支払わなければならない。被執行人が判決、裁定その他の法律文書の指定する期間内にその他の義務を履行しない場合には、履行遅延金を支払わなければならない。</u></p>
<p>第 230 条 人民法院が本法第 218 条、第 219 条、第 220 条までの規定に定める執行措置を執った後、被執行人は、なお債務を弁済することができないときは、継続して義務を履行しなければならない。債権者は、被執行人がその他の財産を有することを発見した場合には、随時人民法院に執行を請求することができる。</p>	<p><b>第 251 条</b> <u>人民法院が本法第 239 条、第 240 条、第 241 条までの規定に定める執行措置を執った後、被執行人は、なお債務を弁済することができないときは、継続して義務を履行しなければならない。債権者は、被執行人がその他の財産を有することを発見した場合には、随時人民法院に執行を請求することができる。</u></p>
<p>第 231 条 被執行人が法律文書により確定され</p>	<p><b>第 252 条</b> <u>被執行人が法律文書により確定された義務を</u></p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>た義務を履行しない場合は、人民法院は、当該被執行人に対し、出国制限並びに信用情報システム記録及びメディアを通じた義務不履行情報の公表並びに法律に定めるその他の措置を自ら行い、又は関連単位に協力を求めてこれらの措置を行うことができる。</p>	<p><u>履行しない場合は、人民法院は、当該被執行人に対し、出国制限並びに信用情報システム記録及びメディアを通じた義務不履行情報の公表並びに法律に定めるその他の措置を自ら行い、又は関連単位に協力を求めてこれらの措置を行うことができる。</u></p>
<p>第 22 章 執行の中断と終結</p>	<p>第 22 章 執行の中断と終結</p>
<p>第 232 条 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、人民法院は、執行の中断を裁定しなければならない。 (1)申立人が執行を延期してよい旨を表示したとき (2)第三者が執行の目的物に対して、明らかに理由のある異議を提起したとき (3)当事者の一方の公民が死亡し、相続人が権利を相続し、又は義務を負うことを待つ必要のあるとき (4)当事者の一方の法人又はその他の組織が消滅し、なお権利及び義務の承継者が確定していないとき (5)その他人民法院が執行を中断すべきであると認める事由のあるとき 中断の事由が消失した後、執行を再開する。</p>	<p><u>第 253 条 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、人民法院は、執行の中断を裁定しなければならない。 (1)申立人が執行を延期してよい旨を表示したとき (2)第三者が執行の目的物に対して、明らかに理由のある異議を提起したとき (3)当事者の一方の公民が死亡し、相続人が権利を相続し、又は義務を負うことを待つ必要のあるとき (4)当事者の一方の法人又はその他の組織が消滅し、なお権利及び義務の承継者が確定していないとき (5)その他人民法院が執行を中断すべきであると認める事由のあるとき 中断の事由が消失した後、執行を再開する。</u></p>
<p>第 233 条 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、人民法院は、執行の終結を裁定する。</p>	<p><u>第 254 条 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、人民法院は、執行の終結を裁定する。</u></p>
<p>(1)申立人が申立を取り下げたとき (2)執行の根拠となる法律文書が取り消されたとき (3)被執行人である公民が死亡し、執行できる資産がなく、かつ義務を負う者がいないとき (4)扶助費、扶養費又は養育費の請求事件の権利者が死亡したとき (5)被執行人である公民が生活困難により、借入金を弁済する能力がなく、収入源がなく、かつ労働能力を喪失し</p>	<p><u>(1)申立人が申立を取り下げたとき (2)執行の根拠となる法律文書が取り消されたとき (3)被執行人である公民が死亡し、執行できる資産がなく、かつ義務を負う者がいないとき (4)扶助費、扶養費又は養育費の請求事件の権利者が死亡したとき (5)被執行人である公民が生活困難により、借入金を弁済する能力がなく、収入源がなく、かつ労働能力を喪失したとき (6)その他人民法院が、執行を終結させるべき</u></p>

## 「中華人民共和國民事訴訟法」改正前後の対照表

たとき (6)その他人民法院が、執行を終結させるべきであると認める事由のあるとき	<u>であると認める事由のあるとき</u>
第 234 条 執行を中断又は終結する旨の裁定は、当事者に送達された後、直ちに効力を生ずる。	<b>第 255 条</b> <u>執行を中断又は終結する旨の裁定は、当事者に送達された後、直ちに効力を生ずる。</u>
第 4 編 涉外民事訴訟手続の特別規定	<b>第 4 編 涉外民事訴訟手続の特別規定</b>
第 23 章 一般原則	<b>第 23 章 一般原則</b>
第 235 条 中華人民共和國の領域内において涉外民事訴訟を行う場合には、本編の規定を適用する。本編に規定のない場合には、本法のその他の関係規定を適用する。	<b>第 256 条</b> <u>中華人民共和國の領域内において涉外民事訴訟を行う場合には、本編の規定を適用する。本編に規定のない場合には、本法のその他の関係規定を適用する。</u>
第 236 条 中華人民共和國が締結し、又は参加している国際条約に本法と異なる規定のある場合には、当該国際条約の規定を適用する。但し、中華人民共和國が留保する旨を声明した条項については、この限りではない。	<b>第 257 条</b> <u>中華人民共和國が締結し、又は参加している国際条約に本法と異なる規定のある場合には、当該国際条約の規定を適用する。但し、中華人民共和國が留保する旨を声明した条項については、この限りではない。</u>
第 237 条 外交上の特権及び免除権を有する外国人、外国組織又は国際組織に対して提起された民事訴訟は、中華人民共和國の関係法律と中華人民共和國が締結し、又は参加している国際条約の規定に基づいて処理しなければならない。	<b>第 258 条</b> <u>外交上の特権及び免除権を有する外国人、外国組織又は国際組織に対して提起された民事訴訟は、中華人民共和國の関係法律と中華人民共和國が締結し、又は参加している国際条約の規定に基づいて処理しなければならない。</u>
第 238 条 人民法院は、涉外民事事件を審理する場合には、中華人民共和國において通用する言語、文字を使用しなければならない。当事者が通訳、翻訳の提供を請求する場合には、提供することができる。費用は、当事者が負担する。	<b>第 259 条</b> <u>人民法院は、涉外民事事件を審理する場合には、中華人民共和國において通用する言語、文字を使用しなければならない。当事者が通訳、翻訳の提供を請求する場合には、提供することができる。費用は、当事者が負担する。</u>
第 239 条 外国人、無国籍者、外国企業と組織が	<b>第 260 条</b> <u>外国人、無国籍者、外国企業と組織が人民法</u>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>人民法院に訴訟を提起し、又は応訴し、弁護士に訴訟代理を委任する必要がある場合には、中華人民共和国の弁護士に委任しなければならない。</p>	<p><u>院に訴訟を提起し、又は応訴し、弁護士に訴訟代理を委任する必要がある場合には、中華人民共和国の弁護士に委任しなければならない。</u></p>
<p>第 240 条 中華人民共和国の領域内に住所を有しない外国人、無国籍者、外国企業と組織が中華人民共和国の弁護士その他の人員に訴訟代理を委任し、中華人民共和国の領域外から送付し、又は委託交付する授權委任状は、所在する国の公証機関の証明を得て、かつ当該国に駐在する中華人民共和国の大使館又は領事館の認証を得た場合、又は中華人民共和国と当該所在国とが締結した関係条約に定める証明手続を履行した場合に限り、効力を有する。</p>	<p><b>第 261 条</b> <u>中華人民共和国の領域内に住所を有しない外国人、無国籍者、外国企業と組織が中華人民共和国の弁護士その他の人員に訴訟代理を委任し、中華人民共和国の領域外から送付し、又は委託交付する授權委任状は、所在する国の公証機関の証明を得て、かつ当該国に駐在する中華人民共和国の大使館又は領事館の認証を得た場合、又は中華人民共和国と当該所在国とが締結した関係条約に定める証明手続を履行した場合に限り、効力を有する。</u></p>
<p>第 24 章 管轄</p>	<p><b>第 24 章 管轄</b></p>
<p>第 241 条 契約紛争又はその他の財産権益に係る紛争により、中華人民共和国の領域内に住所を有しない被告に対して提起された訴訟で、契約が中華人民共和国の領域内において締結又は履行され、又は訴訟の目的物が中華人民共和国の領域内にあり、又は被告が中華人民共和国の領域内に差押に供することのできる財産を有し、又は被告が中華人民共和国の領域内に代表機構を設置している場合は、契約締結地、契約履行地、訴訟の目的物の所在地、差押えに供することのできる財産の所在地、不法行為地又は代表機構の住所地の人民法院が管轄することができる。</p>	<p><b>第 262 条</b> <u>契約紛争又はその他の財産権益に係る紛争により、中華人民共和国の領域内に住所を有しない被告に対して提起された訴訟で、契約が中華人民共和国の領域内において締結又は履行され、又は訴訟の目的物が中華人民共和国の領域内にあり、又は被告が中華人民共和国の領域内に差押に供することのできる財産を有し、又は被告が中華人民共和国の領域内に代表機構を設置している場合は、契約締結地、契約履行地、訴訟の目的物の所在地、差押えに供することのできる財産の所在地、不法行為地又は代表機構の住所地の人民法院が管轄することができる。</u></p>
<p>第 242 条 涉外契約又は涉外財産権益に係る紛争の当事者は、書面により、紛争と実際的な関連を有する場所の人民法院が管轄することを合意選択することができる。中華人民共和国の人民法院の管轄を選択する場合には、本法の審</p>	

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>級管轄と専属管轄に関する規定に違反してはならない。</p>	
<p>第 243 条                  涉外民事訴訟の被告が人民法院に管轄異議を提起せず、かつ応訴して答弁した場合には、当該人民法院を管轄権を有する人民法院として承認したものとみなす。</p>	
<p>第 244 条                  中華人民共和国において中外合弁企業契約、中外合作経営企業契約、中外合作自然資源探査開発契約の履行に起因して発生した紛争について提起される訴訟は、中華人民共和国の人民法院が管轄する。</p>	<p><b>第 263 条</b>  <u>中華人民共和国において中外合弁企業契約、中外合作経営企業契約、中外合作自然資源探査開発契約の履行に起因して発生した紛争について提起される訴訟は、中華人民共和国の人民法院が管轄する。</u></p>
<p>第 25 章 送達と期間</p>	<p><b>第 25 章 送達と期間</b></p>
<p>第 245 条                  人民法院は、中華人民共和国の領域内において住所を有しない当事者に対して訴訟文書を送達する場合には、次の各号に掲げる方式を採用することができる。</p> <p>(1) 送達を受ける者の所在国と中華人民共和国とが締結し、又は共に参加している国際条約に定める方式に従って送達する。</p> <p>(2) 外交ルートを通じて送達する。</p> <p>(3) 送達を受ける者が中華人民共和国の国籍を有する場合には、その所在国の中華人民共和国の大使館又は領事館に委託して送達させる。</p> <p>(4) 送達を受ける者が委託した、代理して送達を受ける権利を有する訴訟代理人に送達する。</p> <p>(5) 被送達者が中華人民共和国の領域内に設立した代表機構又は送達を受ける権限を有する分支機構、業務代理人に送達する。</p> <p>(6) 送達を受ける者の所在国の法律が郵送送達を認めている場合には、郵送の日から満 6 か月を経過して、なお送達受</p>	<p><b>第 264 条</b>  <u>人民法院は、中華人民共和国の領域内において住所を有しない当事者に対して訴訟文書を送達する場合には、次の各号に掲げる方式を採用することができる。</u></p> <p><u>(1) 送達を受ける者の所在国と中華人民共和国とが締結し、又は共に参加している国際条約に定める方式に従って送達する。</u></p> <p><u>(2) 外交ルートを通じて送達する。</u></p> <p><u>(3) 送達を受ける者が中華人民共和国の国籍を有する場合には、その所在国の中華人民共和国の大使館又は領事館に委託して送達させる。</u></p> <p><u>(4) 被送達者が委託した訴訟代理人に送達する。</u></p> <p><u>(5) 被送達者が中華人民共和国の領域内に設立した代表機構又は送達を受ける権限を有する分支機構、業務代理人に送達する。</u></p> <p><u>(6) 被送達者の所在国の法律が郵送送達を認めている場合には、郵送送達をすることができる。郵送の日から満 3 ヶ月を経過して、送達受領証は返送されていないが、各種の状況に基づいてすでに送達されたと認定するのに十分な場合には、期間満了の日に送達されたものとみなす。</u></p> <p><b>(7) ファックス、電子メール等被送達者の受領</b></p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>領証は返送されていないが、各種の状況に基づいて、すでに送達されたものと認定するに足りる場合には、期間満了の日を送達されたものとみなす。</p> <p>(7) 前各号に定める方式により送達することができない場合には、公示送達をする。公示の日から満6か月を経過した場合には、送達されたものとみなす。</p>	<p><u>が確認できる方式により送達する。</u></p> <p><u>(8) 前各号に定める方式により送達することができない場合には、公示送達をする。公示の日から満6か月を経過した場合には、送達されたものとみなす。</u></p>
<p>第246条 被告が中華人民共和国の領域内に住所を有しない場合には、人民法院は、訴状の副本を被告に送達し、かつ被告に対して、訴状の副本を受け取った後30日以内に答弁書を提出するよう通知しなければならない。被告が延期を申し立てる場合には、許可するか否かは、人民法院が決定する。</p>	<p><b>第265条</b> <u>被告が中華人民共和国の領域内に住所を有しない場合には、人民法院は、訴状の副本を被告に送達し、かつ被告に対して、訴状の副本を受け取った後30日以内に答弁書を提出するよう通知しなければならない。被告が延期を申し立てる場合には、許可するか否かは、人民法院が決定する。</u></p>
<p>第247条 中華人民共和国の領域内に住所を有しない当事者が、第一審の人民法院の判決、裁定に不服がある場合には、判決書、裁定書の送達の日から30日以内に上訴を提起する権利を有する。被上訴人は、上訴状の副本を受け取った後30日以内に答弁書を提出しなければならない。当事者が法定期限に上訴を提起できず、又は答弁書を提出できず延期を申し立てる場合には、許可するか否かは、人民法院が決定する。</p>	<p><b>第266条</b> <u>中華人民共和国の領域内に住所を有しない当事者が、第一審の人民法院の判決、裁定に不服がある場合には、判決書、裁定書の送達の日から30日以内に上訴を提起する権利を有する。被上訴人は、上訴状の副本を受け取った後30日以内に答弁書を提出しなければならない。当事者が法定期限に上訴を提起できず、又は答弁書を提出できず延期を申し立てる場合には、許可するか否かは、人民法院が決定する。</u></p>
<p>第248条 人民法院が涉外民事事件を審理する期間は、本法第135条、第159条に規定する制限を受けない。</p>	<p><b>第267条</b> <u>人民法院が涉外民事事件を審理する期間は、本法第148条、第174条に規定する制限を受けない。</u></p>
<p>第26章 財産保全</p>	
<p>第249条 当事者は、本法第92条の規定に基づき、人民法院に財産保全を申し立てることができる。</p> <p>利害関係人は、本法第93条の規定に基づき、訴訟を提起する前に人民法院に対して財産保全を申し立てること</p>	

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

ができる。	
第 250 条 人民法院が訴訟提起前の財産保全について許可の裁定を下した後、申立人は、30 日以内に訴訟を提起しなければならない。期間を徒過しても訴訟を提起しない場合には、人民法院は、財産保全を解除しなければならない。	
第 251 条 人民法院が財産保全を許可する裁定を下した後、被申立人が担保を提供した場合には、人民法院は、財産保全を解除しなければならない。	
第 252 条 申立に誤りのある場合には、申立人は、被申立人が財産保全により受けた損害を賠償しなければならない。	
第 253 条 人民法院は、保全を決定した財産につき監督が必要である場合には、関係単位に通知して監督させなければならない。費用は、被申立人が負担する。	
第 254 条 人民法院の保全解除の命令は、執行員が執行する。	
第 27 章 仲裁	<b>第 26 章 仲裁</b>
第 255 条 涉外経済貿易、運送と海事に関して発生した紛争で、当事者が契約に仲裁条項を定め、又は事後に書面による仲裁に付する旨の合意があり、中華人民共和国の涉外仲裁機構又はその他の仲裁機構に仲裁を申し立てたものについては、当事者は、人民法院に対して訴訟を提起することができない。 当事者が契約に仲裁条項を定めておらず、また事後に書面による仲裁に付する旨の合意がない場合には、人民法院に訴訟を提起することができる。	<b>第 268 条</b> <b><u>涉外経済貿易、運送と海事に関して発生した紛争で、当事者が契約に仲裁条項を定め、又は事後に書面による仲裁に付する旨の合意があり、中華人民共和国の涉外仲裁機構又はその他の仲裁機構に仲裁を申し立てたものについては、当事者は、人民法院に対して訴訟を提起することができない。</u></b> <b><u>当事者が契約に仲裁条項を定めておらず、また事後に書面による仲裁に付する旨の合意がない場合には、人民法院に訴訟を提起することができる。</u></b>
第 256 条 当事者が財産保全を申し立てた場合	<b>第 269 条</b> <b><u>当事者が保全を申し立てた場合には、中華人</u></b>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>には、中華人民共和国の涉外仲裁機構は、当事者の申立を被申立人の住所地又は財産所在地の中級人民法院に提出し、裁定に付さなければならない。</p>	<p><b>民共和国の涉外仲裁機構は、当事者の申立を被申立人の住所地又は財産所在地の中級人民法院に提出し、裁定に付さなければならない。</b></p>
<p>第 257 条 中華人民共和国の涉外仲裁機構の判断を得た場合には、当事者は人民法院に訴訟を提起してはならない。当事者の一方が仲裁判断を履行しない場合には、相手方当事者は、被申立人の住所地又は財産所在地の中級人民法院に執行を申し立てることができる。</p>	<p><b>第 270 条 中華人民共和国の涉外仲裁機構の判断を得た場合には、当事者は人民法院に訴訟を提起してはならない。当事者の一方が仲裁判断を履行しない場合には、相手方当事者は、被申立人の住所地又は財産所在地の中級人民法院に執行を申し立てることができる。</b></p>
<p>第 258 条 中華人民共和国の涉外仲裁機構が下した判断に対して、被申立人が証拠を提出し、仲裁判断が次に掲げる事由のいずれかに該当することを証明したものであるについては、人民法院は、合議廷を構成し、審査確認したうえ、執行を行わない旨を裁定する。</p>	<p><b>第 271 条 中華人民共和国の涉外仲裁機構が下した判断に対して、被申立人が証拠を提出し、仲裁判断が次に掲げる事由のいずれかに該当することを証明したものであるについては、人民法院は、合議廷を構成し、審査確認したうえ、執行を行わない旨を裁定する。</b></p>
<p>(1)当事者が契約に仲裁条項を定めておらず、又は事後に書面による仲裁合意に達していないとき (2)被申立人が仲裁員の指定又は仲裁手続の進行の通知を得ておらず、又は被申立人の責めに帰さない理由により意見を陳述することができなかつたとき (3)仲裁廷の構成又は仲裁の手続が仲裁規則に適合していなかったとき (4)判断された事項が仲裁合意の範囲に属さず、又は仲裁機構がこれを仲裁する権限を有していなかったとき 人民法院は、判断の執行が社会公共の利益に反すると認定する場合には、執行を行わない旨を裁定する。</p>	<p><b>(1)当事者が契約に仲裁条項を定めておらず、又は事後に書面による仲裁合意に達していないとき (2)被申立人が仲裁員の指定又は仲裁手続の進行の通知を得ておらず、又は被申立人の責めに帰さない理由により意見を陳述することができなかつたとき (3)仲裁廷の構成又は仲裁の手続が仲裁規則に適合していなかったとき (4)判断された事項が仲裁合意の範囲に属さず、又は仲裁機構がこれを仲裁する権限を有していなかったとき 人民法院は、判断の執行が社会公共の利益に反すると認定する場合には、執行を行わない旨を裁定する。</b></p>
<p>第 259 条 仲裁判断が人民法院により執行しない旨を裁定された場合には、当事者は、双方が合意に達した書面による仲裁合意に基づいて、改めて仲裁を申し立てることができ、また人民法院に訴</p>	<p><b>第 272 条 仲裁判断が人民法院により執行しない旨を裁定された場合には、当事者は、双方が合意に達した書面による仲裁合意に基づいて、改めて仲裁を申し立てることができ、また人民法院に訴訟を提起することもできる。</b></p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>訟を提起することもできる。</p>	
<p>第 28 章 司法共助</p>	<p><b>第 27 章 司法共助</b></p>
<p>第 260 条 中華人民共和国が締結し、もしくは参加している国際条約に基づき、又は互惠の原則に従い、人民法院と外国裁判所は、文書の送達、証拠の調査・取得その他の訴訟行為の代行を相互に請求することができる。</p>	<p><b>第 273 条</b> <u>中華人民共和国が締結し、もしくは参加している国際条約に基づき、又は互惠の原則に従い、人民法院と外国裁判所は、文書の送達、証拠の調査・取得その他の訴訟行為の代行を相互に請求することができる。</u></p>
<p>外国裁判所が共助を請求する事項が中華人民共和国の主権、安全又は社会公共の利益を損なう場合には、人民法院は、執行を行わない。</p>	<p><u>外国裁判所が共助を請求する事項が中華人民共和国の主権、安全又は社会公共の利益を損なう場合には、人民法院は、執行を行わない。</u></p>
<p>第 261 条 司法共助の請求と提供は、中華人民共和国が締結し、又は参加している国際条約の定めるルートによらなければならない。条約関係がない場合には、外交ルートを通じて行う。 中華人民共和国に駐在する外国の大使館又は領事館は、当該国の公民に対して、文書を送達し、証拠を調査し、取得することができる。但し、中華人民共和国の法律に違反してはならず、かつ強制措置を執ってはならない。 前項に定める事由を除き、中華人民共和国の主管機関の許可を得ずしていかなる外国の機関又は個人も、中華人民共和国の領域内において文書を送達し、証拠を調査し、取得してはならない。</p>	<p><b>第 274 条</b> <u>司法共助の請求と提供は、中華人民共和国が締結し、又は参加している国際条約の定めるルートによらなければならない。条約関係がない場合には、外交ルートを通じて行う。</u> <u>中華人民共和国に駐在する外国の大使館又は領事館は、当該国の公民に対して、文書を送達し、証拠を調査し、取得することができる。但し、中華人民共和国の法律に違反してはならず、かつ強制措置を執ってはならない。</u> <u>前項に定める事由を除き、中華人民共和国の主管機関の許可を得ずしていかなる外国の機関又は個人も、中華人民共和国の領域内において文書を送達し、証拠を調査し、取得してはならない。</u></p>
<p>第 262 条 外国裁判所が人民法院に司法共助の提供を請求する旨の請求書及びその付属文書には、中国語の訳文又は国際条約に定めるその他の文字による文書を添付しなければならない。 人民法院が外国裁判所に司法共助の提供を請求する旨の請求書及びその付属文書には、当該国の文字による訳文又は国際条約に定めるその他の文字による文書を添付しなければなら</p>	<p><b>第 275 条</b> <u>外国裁判所が人民法院に司法共助の提供を請求する旨の請求書及びその付属文書には、中国語の訳文又は国際条約に定めるその他の文字による文書を添付しなければならない。</u> <u>人民法院が外国裁判所に司法共助の提供を請求する旨の請求書及びその付属文書には、当該国の文字による訳文又は国際条約に定めるその他の文字による文書を添付しなければなら</u></p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

ない。	
<p>第 263 条          人民法院が司法共助を提供する場合には、中華人民共和国の法律の定める手続による。外国裁判所が特別の方式の採用を請求する場合には、その請求に係わる特別の方式によることもできる。但し、その特別の方式は、中華人民共和国の法律に違反してはならない。</p>	<p><b>第 276 条</b>  <u>人民法院が司法共助を提供する場合には、中華人民共和国の法律の定める手続による。外国裁判所が特別の方式の採用を請求する場合には、その請求に係わる特別の方式によることもできる。但し、その特別の方式は、中華人民共和国の法律に違反してはならない。</u></p>
<p>第 264 条          人民法院が下した法的効力の生じた判決、裁定について、被執行人又はその財産が中華人民共和国の領域内に所在しない場合において、当事者が執行を請求するときは、当事者が直接に管轄権を有する外国の裁判所に対して承認と執行を申し立てることができる。また、人民法院は、中華人民共和国が締結し、もしくは参加している国際条約の規定により、又は互恵の原則に従って、外国裁判所に承認と執行を請求することもできる。          中華人民共和国の渉外仲裁機構が下した法的効力を有する仲裁判断について、当事者が執行を請求する場合において、被執行人又はその財産が中華人民共和国の領域内に所在しないときは、当事者が直接に管轄権を有する外国裁判所に承認と執行を請求しなければならない。</p>	<p><b>第 277 条</b>  <u>人民法院が下した法的効力の生じた判決、裁定について、被執行人又はその財産が中華人民共和国の領域内に所在しない場合において、当事者が執行を請求するときは、当事者が直接に管轄権を有する外国の裁判所に対して承認と執行を申し立てることができる。また、人民法院は、中華人民共和国が締結し、もしくは参加している国際条約の規定により、又は互恵の原則に従って、外国裁判所に承認と執行を請求することもできる。</u>  <u>中華人民共和国の渉外仲裁機構が下した法的効力を有する仲裁判断について、当事者が執行を請求する場合において、被執行人又はその財産が中華人民共和国の領域内に所在しないときは、当事者が直接に管轄権を有する外国裁判所に承認と執行を請求しなければならない。</u></p>
<p>第 265 条          外国の裁判所が下した法的効力の生じた判決、裁定について、中華人民共和国の人民法院の承認と執行を必要とする場合には、</p>	<p><b>第 278 条</b>  <u>外国の裁判所が下した法的効力の生じた判決、裁定について、中華人民共和国の人民法院の承認と執行を必要とする場合には、</u></p>
<p>当事者が直接に中華人民共和国の管轄権を有する中級人民法院に承認と執行を請求することができる。また、外国裁判所は、当該国と中華人民共和国とが締結し、又は参加している国際条約の規定により、もしくは互恵の原</p>	<p><u>当事者が直接に中華人民共和国の管轄権を有する中級人民法院に承認と執行を請求することができる。また、外国裁判所は、当該国と中華人民共和国とが締結し、又は参加している国際条約の規定により、もしくは互恵の原則に従って、人民法院の承認と執行を請求すること</u></p>

## 「中華人民共和国民事訴訟法」改正前後の対照表

<p>則に従って、人民法院の承認と執行を請求することもできる。</p>	<p><u>もできる。</u></p>
<p>第 266 条                  人民法院は、その承認と執行が申し立てられ、又は請求される外国裁判所が下した法的効力の生じた判決、裁定について、中華人民共和国が締結し、もしくは参加している国際条約により、又は互惠の原則に従って審査した後、中華人民共和国の法律の基本原則又は国家主権、安全、社会公共の利益に違反していない場合には、その効力を承認する旨を裁定し、執行が必要であると認める場合には、執行命令を発し、本法の関係規定によって執行する。中華人民共和国の法律の基本原則又は国家主権、安全、社会公共の利益に違反する場合には、承認と執行を行わない。</p>	<p><b>第 279 条</b>  <u>人民法院は、その承認と執行が申し立てられ、又は請求される外国裁判所が下した法的効力の生じた判決、裁定について、中華人民共和国が締結し、もしくは参加している国際条約により、又は互惠の原則に従って審査した後、中華人民共和国の法律の基本原則又は国家主権、安全、社会公共の利益に違反していない場合には、その効力を承認する旨を裁定し、執行が必要であると認める場合には、執行命令を発し、本法の関係規定によって執行する。中華人民共和国の法律の基本原則又は国家主権、安全、社会公共の利益に違反する場合には、承認と執行を行わない。</u></p>
<p>第 267 条                  国外の仲裁機構の判断について、中華人民共和国の人民法院の承認と執行を必要とするものは、当事者が直接に被執行人の住所地又はその財産所在地の中級人民法院に申し立てなければならず、人民法院は、中華人民共和国が締結し、もしくは参加している国際条約により、又は互惠の原則に従って処理しなければならない。</p>	<p><b>第 280 条</b>  <u>国外の仲裁機構の判断について、中華人民共和国の人民法院の承認と執行を必要とするものは、当事者が直接に被執行人の住所地又はその財産所在地の中級人民法院に申し立てなければならず、人民法院は、中華人民共和国が締結し、もしくは参加している国際条約により、又は互惠の原則に従って処理しなければならない。</u></p>
<p>第 268 条                  本法は、公布の日から施行する。「中華人民共和国民事訴訟法（試行）」は、同時に廃止する。</p>	<p><b>第 281 条</b>  <u>本法は、公布の日から施行する。「中華人民共和国民事訴訟法（試行）」は、同時に廃止する。</u></p>